

Tamba City



丹波市 こども計画



令和7年3月
丹波市

目次

第1章 序論	1
1. 近年の国の動向と計画策定の趣旨	1
2. 「こども大綱」について	2
3. 計画の施策範囲について	5
4. こども・若者の社会参画・意見反映について	5
5. 計画の位置付け	6
6. 計画の対象	7
7. 計画期間	7
第2章 市の状況	8
1. 市の人口の推移と割合	8
2. 人口構造	9
3. 出生の状況	10
4. 自然増減と社会増減	11
5. 婚姻の状況	12
6. こどものいる世帯の状況	13
7. 女性の就労状況	15
8. 丹波市全体の人口予測	16
第3章 子育て支援とこども・若者の状況	18
1. 幼児教育・保育施設の状況	18
2. アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の状況	20
3. 小・中学校の状況	21
4. 健康診査及び健康相談事業の状況	22
5. 児童虐待対応の状況	22
6. 経済的支援の状況	23
7. ひきこもり・自殺者等の状況	24
第4章 各種調査結果と計画策定に向けた課題	25
1. 子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）	25
2. こども・若者調査結果（概要）	37
3. こどもの参加する権利に関するアンケート調査結果（概要）	43
4. 関係団体ヒアリング結果（概要）	45
5. 調査結果等から見える課題	46
6. 留意すべき様々な重要事項	48
第5章 基本理念と施策体系	52
1. 基本理念	52
2. 計画の視点	53
3. 基本目標	55
4. 施策体系	58
第6章 施策の展開	59
基本目標1 こども・若者の権利の保障	59
1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進	59
1-2 こども・若者の権利侵害への対応	60

基本目標2	こども・若者の成長を支える地域社会の構築	61
2-1	保育環境の整備	61
2-2	子育てを支える環境の整備	63
2-3	福祉人材の確保	64
2-4	こどもの居場所づくり	65
2-5	安全・安心なまちづくり	67
基本目標3	健やかに生み育てられる環境づくり	68
3-1	母子保健の充実	68
3-2	妊娠期から乳幼児期の経済的支援	69
3-3	様々な経済的支援と医療費助成	71
3-4	ワーク・ライフ・バランスの推進と就労支援	72
3-5	結婚と子育ての希望をかなえる支援	74
基本目標4	配慮が必要なこども・若者や子育て家庭への支援	75
4-1	障がいや発達等に特性のあるこども・若者への支援	75
4-2	配慮が必要な子育て家庭への支援	77
4-3	生きづらさを抱えるこども・若者への支援	79
4-4	外国につながるのあるこども・子育て家庭への支援	81
基本目標5	教育環境の充実	82
5-1	学校教育の充実	82
5-2	生涯にわたる学びの充実	83
第7章	量の見込みと確保方策	86
1.	教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域の設定	86
2.	教育・保育事業の量の見込みと確保方策	88
3.	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	90
第8章	こどもの貧困の解消に向けた対策	100
1.	こどもの貧困の解消に向けた対策について	100
2.	近年の国の動向	100
3.	調査結果から見える現状	101
4.	今後の取組について	108
第9章	計画の推進	110
1.	計画の推進体制	110
2.	計画の進捗管理と評価	110
3.	評価指標の設定	111
資料編		113
1.	丹波市子ども・子育て会議設置条例	113
2.	丹波市子ども・子育て会議 委員名簿	115
3.	計画策定の経緯	116
4.	用語の解説	117

本文中に（※）のある用語については、資料編の「用語の解説」に内容の説明を掲載しています。

第1章 序論

1. 近年の国の動向と計画策定の趣旨

少子化対策やこども施策に関する近年の国の動向を振り返ると、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、その中で次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図るため、次世代育成支援対策についての基本理念が定められました。また、同年には「少子化社会対策基本法」が成立し、平成16年12月に「子ども・子育て応援プラン」が策定されました。

平成27年には、平成24年に成立した「子ども・子育て関連3法（「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）」に基づいて、「子ども・子育て支援新制度」が施行されました。そして、量と質の両面から子育てを社会全体で支えることを目的とした「子ども・子育て支援新制度」を推進するため、平成27年度から法定計画として、全国の都道府県及び市町村で「子ども・子育て支援事業計画」が策定されてきました。

令和3年12月、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定されました。その基本方針では、常にこどもの最善の利益^(※)を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据える「こどもまんなか社会」の実現が提示されており、その実現に向けた動きを進めるため、こども家庭庁を創設することとされました。

令和4年6月、「こども基本法^(※)」が成立・公布、令和5年4月1日に施行され、同日、こども家庭庁が発足しました。そして、令和5年12月、政府全体のこども施策の基本的な方針を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

このような国の動向を踏まえて策定される「こども計画」は、こども基本法に基づき、こども大綱を勘案し、各自治体の施策や地域の実情、こどもや子育て当事者等の意見を反映して策定されるこども施策の総合的な計画です。全国の都道府県及び市町村で「こども計画」が策定されることで、こどもまんなか社会の実現に向けた動きが加速していきます。

本市においても、これまでの計画（「第2期丹波市子ども・子育て支援事業計画」）が令和6年度で終了することから、国の動向を踏まえ、こども施策の総合的な計画となる「丹波市こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。本計画により、これまでの本市のこども施策に加え、計画の対象を若者まで含めることで、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現に向けた取組を推進することとします。

2. 「こども大綱」について

(1) 「こども大綱」の概要

令和5年12月22日、こども基本法に基づきこども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」が閣議決定されました。

こども大綱では、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約^(※)（以下「こどもの権利条約」という。）の精神にのっとり、次の6つの柱を基本的な方針としています。自治体こども計画の策定においても、こども大綱の基本的な方針を踏まえて作成する必要があるため、これらの点に留意して本計画を策定します。

◆ 「こどもまんなか社会」とは ◆

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会のこと。

◆ 「こども大綱」の基本的な方針 ◆

1. こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
2. こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
3. こどもや若者、子育て当事者のライフステージ^(※)に応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
4. 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
5. 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路（あいろ）^(※)の打破に取り組む
6. 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

(2) 「こども大綱」における施策展開に関する重要事項

こども・若者に対する支援は、こども・若者自身が自分らしく社会生活を送れるようになるまで続けていくことが必要です。また、子育て当事者に対する支援は、こどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経ておとなになるまでを「子育て」と捉える中で、途切れることなく支えていくことが必要です。

自治体こども計画の策定にあたっては、こども大綱に記載されている次の点を踏まえながら、こども・若者のライフステージや子育て当事者の状況に応じたこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画を策定します。

【ライフステージを通じた重要事項】

- ◆こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
こども基本法の周知／こどもの権利に関する理解促進等
- ◆多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
遊びや体験活動の推進／生活習慣の形成・定着等
- ◆こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供
成育医療等の研究や相談支援／慢性疾病・難病を抱えるこども・若者への支援等
- ◆こどもの貧困の解消に向けた対策
教育支援、生活安定に資する支援／保護者の就労支援、経済的支援等
- ◆障害児支援・医療的ケア児等への支援
地域における支援体制の強化／インクルージョン^(※)の推進／特別支援教育等
- ◆児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラー^(※)への支援
児童虐待防止対策等の更なる強化／社会的養護を必要とするこども・若者に対する支援／ヤングケアラーへの支援等
- ◆こども・若者の自殺対策、犯罪等からこども・若者を守る取組
自殺対策の強化／安全・安心にインターネットを利用できる環境整備／性犯罪・性暴力対策／犯罪被害・事故・災害からこどもを守る環境整備／非行防止と自立支援等

【ライフステージ別の重要事項】

- ◆こどもの誕生前から幼児期まで
妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保／こどもの誕生前から幼児期までの成長の保障と遊びの充実
- ◆学童期・思春期
こどもが安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育の再生／こども・若者の視点に立った居場所づくり／小児医療体制、心身の健康等の情報提供やこころのケアの充実／成年年齢を迎える前に必要な知識の情報提供や教育／いじめ防止／不登校のこ

どもへの支援／子どもや保護者等からの意見を参考とする校則の見直し／体罰や不適切な指導の防止／高校中退の予防、高校中退後の支援

◆青年期

高等教育の修学支援、高等教育の充実／就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組／結婚を希望する方への支援、結婚に伴う新生活への支援／悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の充実

【子育て当事者への支援に関する重要事項】

◆子育てや教育に関する経済的負担の軽減

幼児期から高等教育段階までの負担軽減／特に高等教育について、更なる支援拡充の検討（授業料等減免、奨学金制度の充実、授業料後払い制度の本格導入等）／基礎的な経済支援としての児童手当の位置付けの明確化、拡充／医療費等の負担軽減

◆地域子育て支援、家庭教育支援

オンラインも活用した相談やプッシュ型^(※)の情報提供／体罰によらない子育てに関する啓発／一時預かり、ファミリー・サポート・センター、ベビーシッターに関する取組の推進／訪問型を含めた家庭教育支援チームの普及

◆共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大

育児休業制度の強化／長時間労働の是正や働き方改革の促進／男性の家事・子育てへの参画の促進、企業の福利厚生の実施／男性の育児休業があたり前になる社会の実現

◆ひとり親家庭への支援

児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じた生活支援、子育て支援、就労支援等の適切な実施／子どもに届く生活・学習支援の推進／プッシュ型による相談支援やワンストップで必要な支援につなげる相談支援体制の強化／安全・安心な親子の交流の推進／養育費に関する相談支援や取決めの促進の強化

3. 計画の施策範囲について

こども基本法において、こども施策について次のとおり定められています。

この法律において「こども施策」とは、次に掲げる施策その他のこどもに関する施策及びこれと一体的に講ずべき施策をいう。

- ①新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援
- ②子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援
- ③家庭における養育環境その他のこどもの養育環境の整備

上記の法の趣旨を踏まえ、本市では計画の対象となるこども・若者だけでなく、子育て当事者への支援も行うことで、心身の発達の過程にあるこどもや、こどもが若者となり、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程を支えていくこととします。

4. こども・若者の社会参画・意見反映について

こども基本法において、こども施策の基本理念として、こども・若者の年齢や発達の程度に応じた意見表明と社会参画の機会の確保が定められており、こども・若者の意見の尊重と最善の利益の優先的な考慮が求められています。また、こども施策を策定、実施、評価するにあたって、こども・若者の意見を幅広く聴取して反映させるために必要な措置を講ずることが国や地方公共団体に義務付けられています。

さらに、こどもの権利条約では、児童（18歳未満の全ての者）の意見を表明する権利を定めており、その実践を通じた権利保障を推進することが求められています。

このように、こども・若者の意見を聴取して施策に反映することや、こども・若者の社会参画を進めることには、大きく次の2つの意義があります。

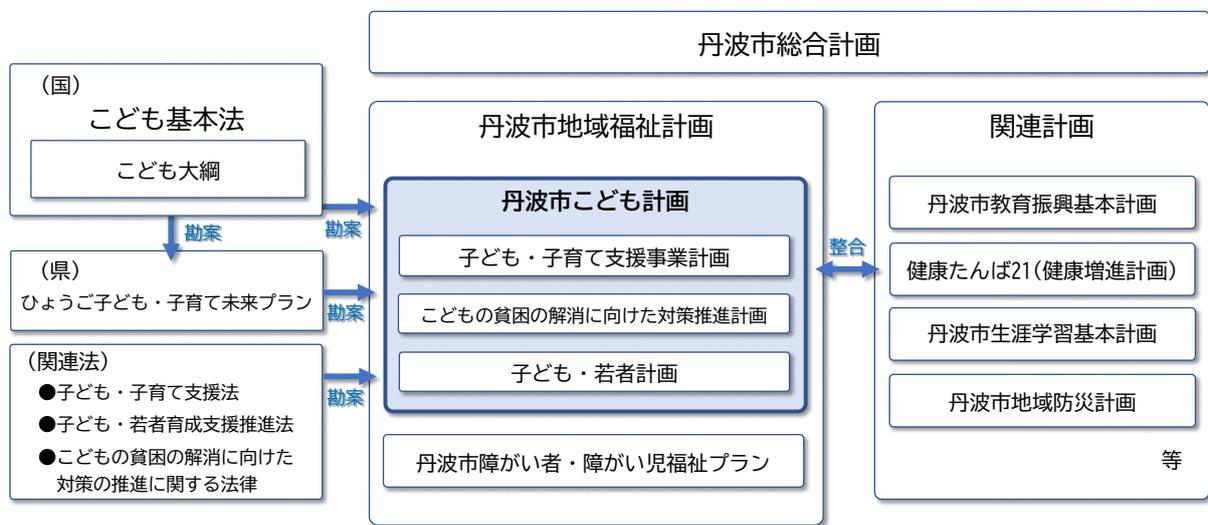
- ①こどもや若者の状況やニーズ^(※)をよりの確に踏まえることができ、施策がより実効性のあるものになる。
- ②こどもや若者にとって、自らの意見が十分に聴かれ、自らによって社会に何らかの影響を与える、変化をもたらす経験は、自己肯定感^(※)や自己有用感^(※)、社会の一員としての主体性を高めることにつながる。(ひいては、民主主義の担い手の育成に資する)

自治体こども計画の策定にあたっては、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨を踏まえ、こども・若者の意見表明と社会参画の機会の確保に努めるとともに、子育て当事者の意見も勘案したこども施策を展開していくことが求められているため、これらの点に留意して本計画を策定します。

5. 計画の位置付け

こども基本法において、「市町村は、こども大綱を勘案して、当該市町村における計画（市町村こども計画）を定めるよう努める」と定められています。また、「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律、その他の法令の規定により地方公共団体が策定する計画と一体として策定することができる」とも定められています。このため、本市ではこども施策に関わる3つの計画を包含して一体的に策定します。

◆本市の「こども計画」の位置付け◆



◆本市の「こども計画」に包含する計画◆

法令	計画	策定指針（大綱含む）
子ども・子育て支援法	子ども・子育て支援事業計画	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針
子ども・若者育成支援推進法	子ども・若者計画	こども大綱 (旧：子供・若者育成支援推進大綱)
こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律	こどもの貧困の解消に向けた対策推進計画	こども大綱 (旧：子供の貧困対策に関する大綱)

6. 計画の対象

全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会を実現していくため、本計画の対象は、主に0歳から30歳未満（施策によっては40歳未満まで）のこども・若者とします。



◆（参考）乳幼児期・学童期・思春期・青年期の年齢と若者の範囲について◆

こども大綱の前提となった「子供・若者育成支援推進大綱」（令和3年4月）では、次のとおり定められています。

本大綱においては、「子供」「若者」をそれぞれ以下のとおり定義する。

子供：乳幼児期（義務教育年齢に達するまで）、学童期（小学生）及び思春期（中学生からおおむね18歳まで）の者。なお、法令上「子ども」と表記されている固有名詞を除き、本大綱においては「子供」の表記を用いる。

若者：思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。

*思春期の者は、子供から若者への移行期として、施策により、子供、若者それぞれに該当する場合がある。

7. 計画期間

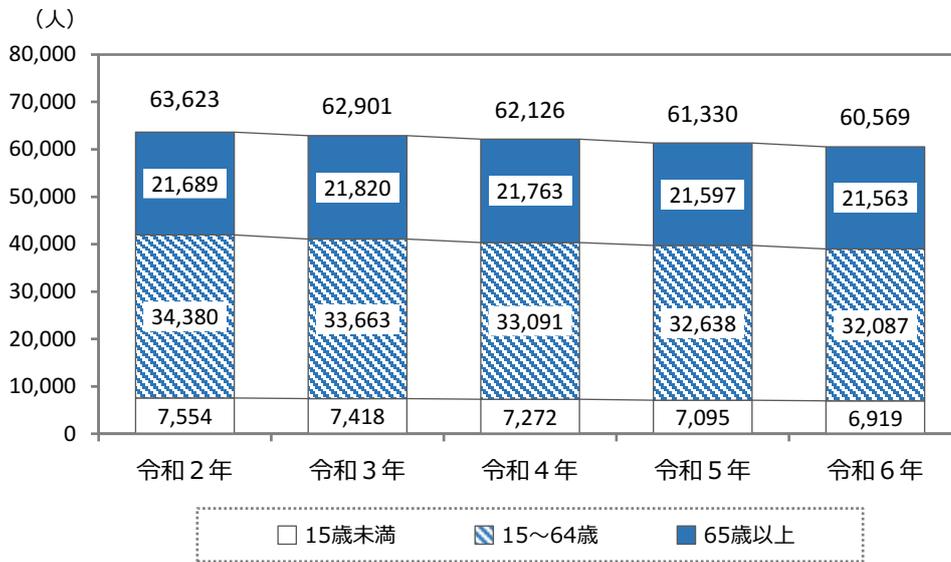
本計画の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とします。ただし、計画期間中であっても、国や県の動向等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行うこととします。

第2章 市の状況

1. 市の人口の推移と割合

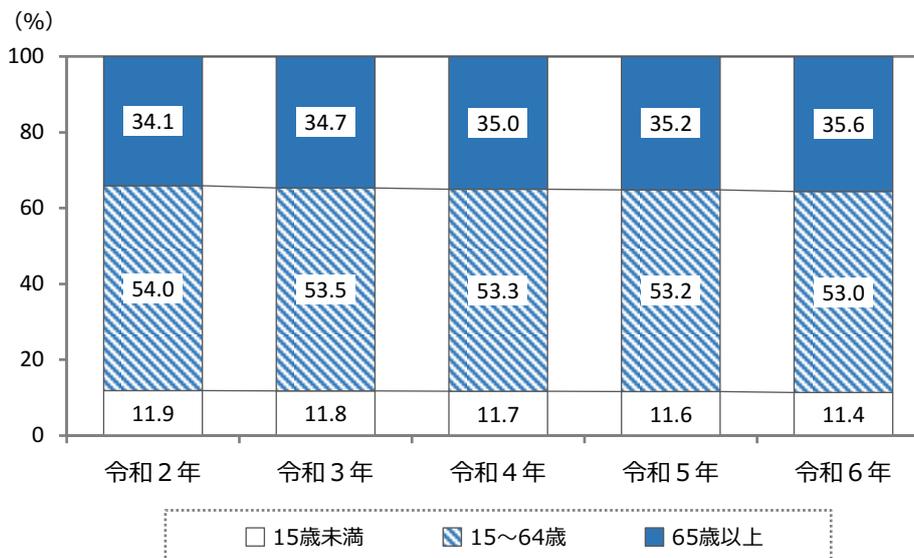
令和6年4月1日現在、市の総人口は60,569人です。近年、老年人口（65歳以上）はピークアウトして減少にさしかかっていますが、ほとんど横ばいの状況です。このため、年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15～64歳）の減少に伴い、高齢化率は年々高まっています。

◆総人口及び三区分別人口の推移◆



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

◆三区分別人口割合の推移◆

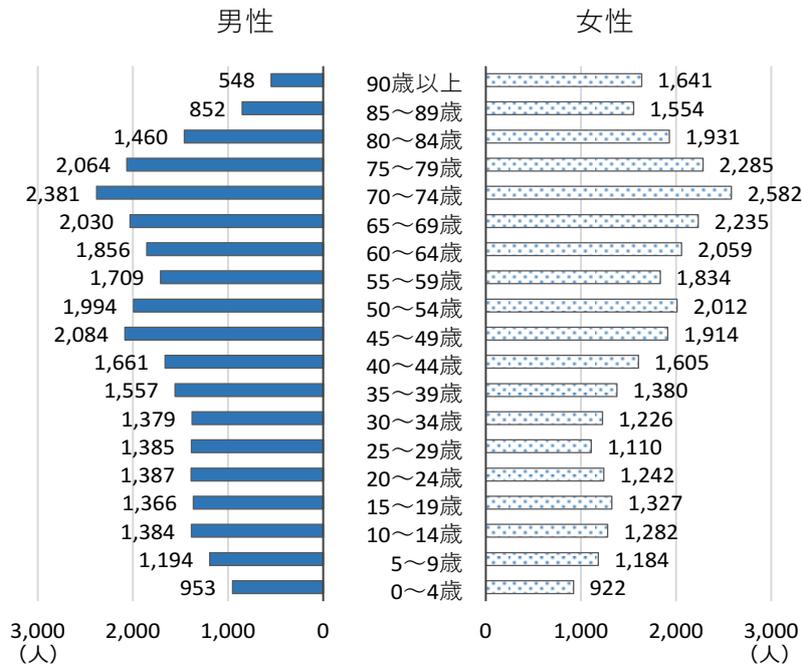


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

2. 人口構造

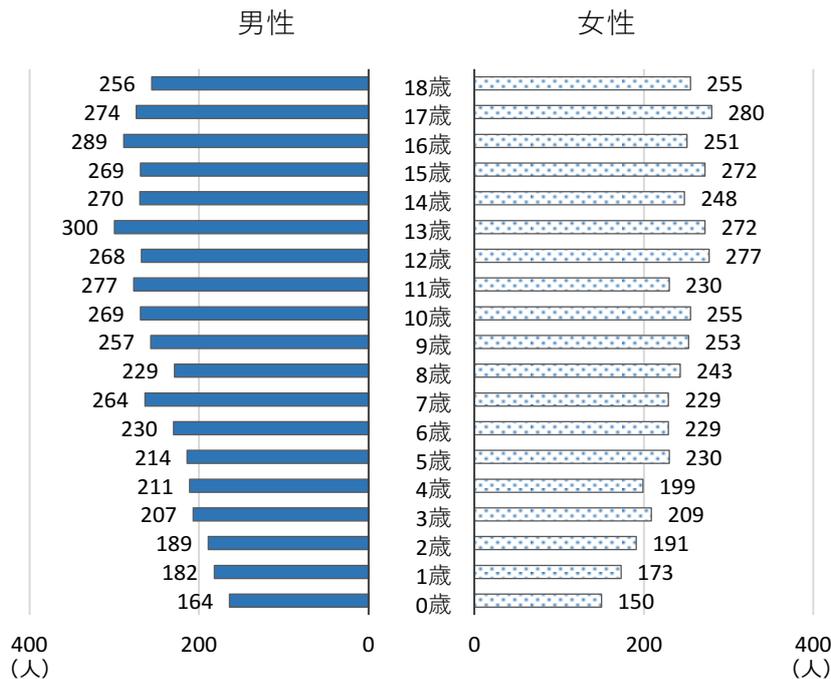
全体では、45～54歳と65～79歳の人口が多く、0～4歳の人口は少なくなっています。また、18歳以下の1歳階級で見ると、年齢ごとに増減はあるものの、年齢が下がるほど人口が少ない傾向にあることがうかがえます。

◆人口ピラミッド（5歳階級別）◆



資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

◆人口ピラミッド（18歳以下の1歳階級別）◆

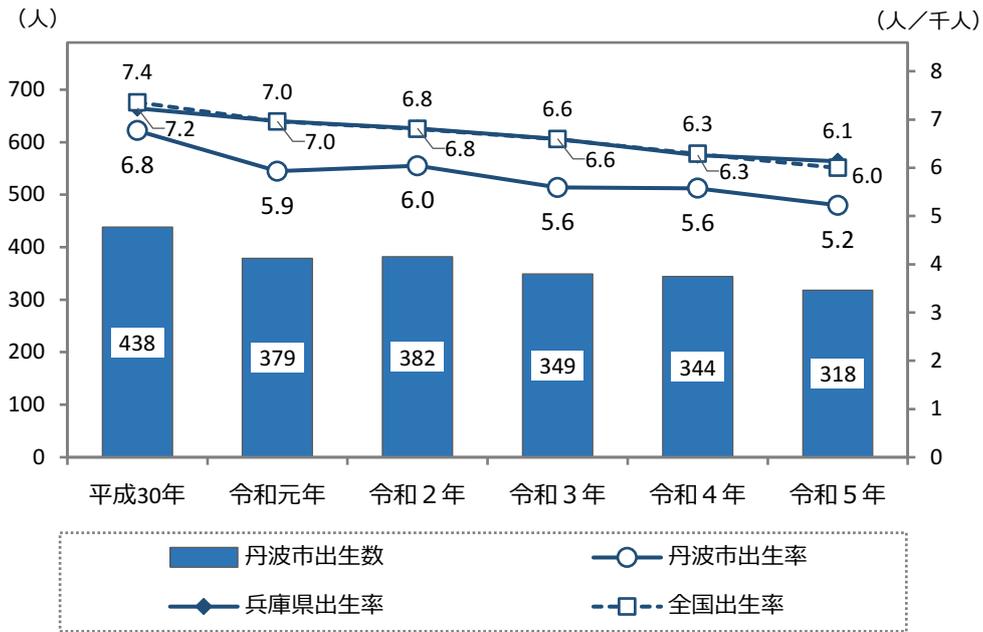


資料：住民基本台帳（令和6年4月1日時点）

3. 出生の状況

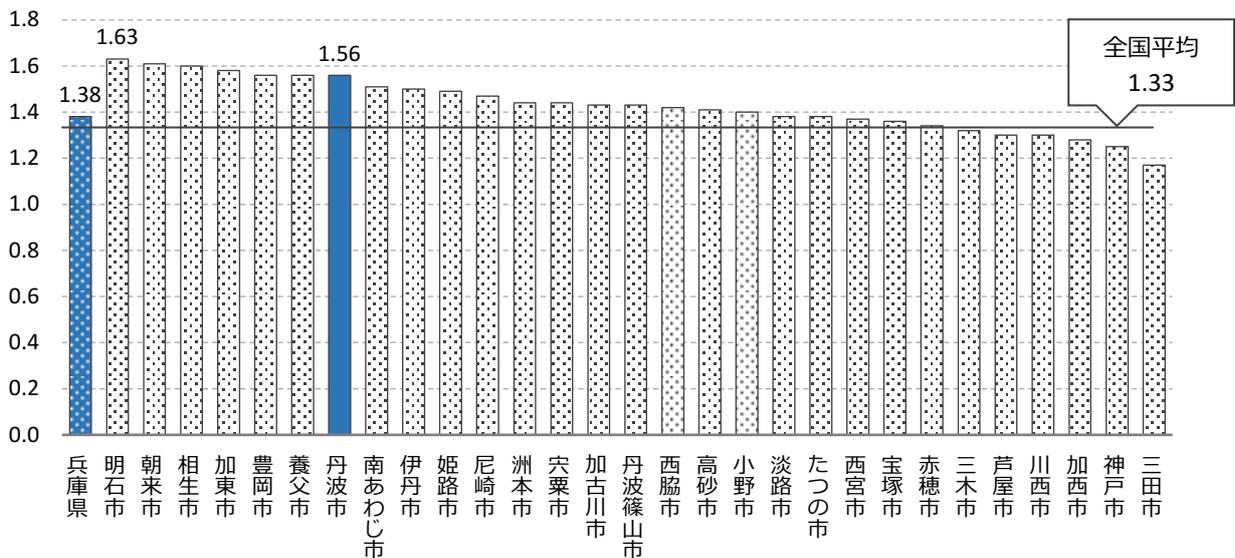
出生数・出生率ともに減少傾向にあり、出生率は全国及び県と比べて低い値で推移しています。ただし、合計特殊出生率を見ると、丹波市は全国及び県と比べて高くなっています。

◆出生数と出生率◆



資料：住民基本台帳

◆合計特殊出生率（県内市町比較）◆

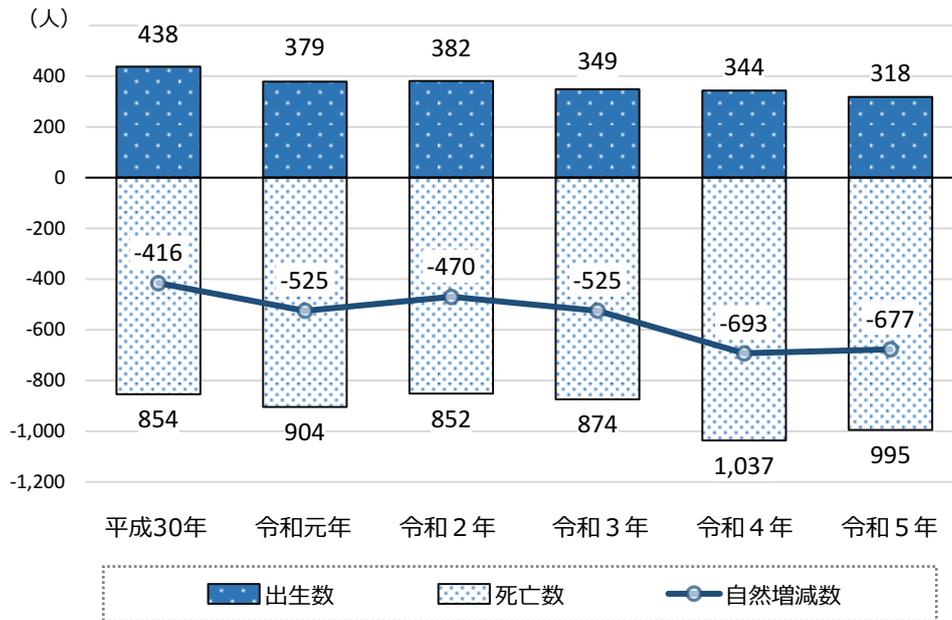


資料：人口動態統計特殊報告（平成30年～令和4年）

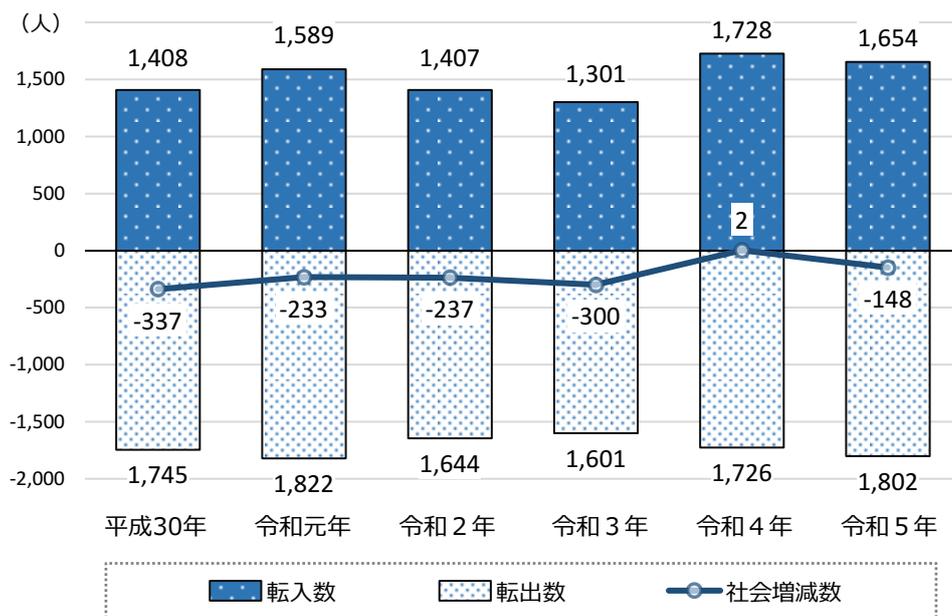
4. 自然増減と社会増減

自然増減（出生数と死亡数の差）は減少で推移しており、その要因として出生数の減少と高齢化による死亡数の増加が考えられます。また、社会増減（転出数と転入数の差）も減少で推移していますが、令和4年のみ2人の転入超過となっています。

◆自然増減の推移◆



◆社会増減の推移◆

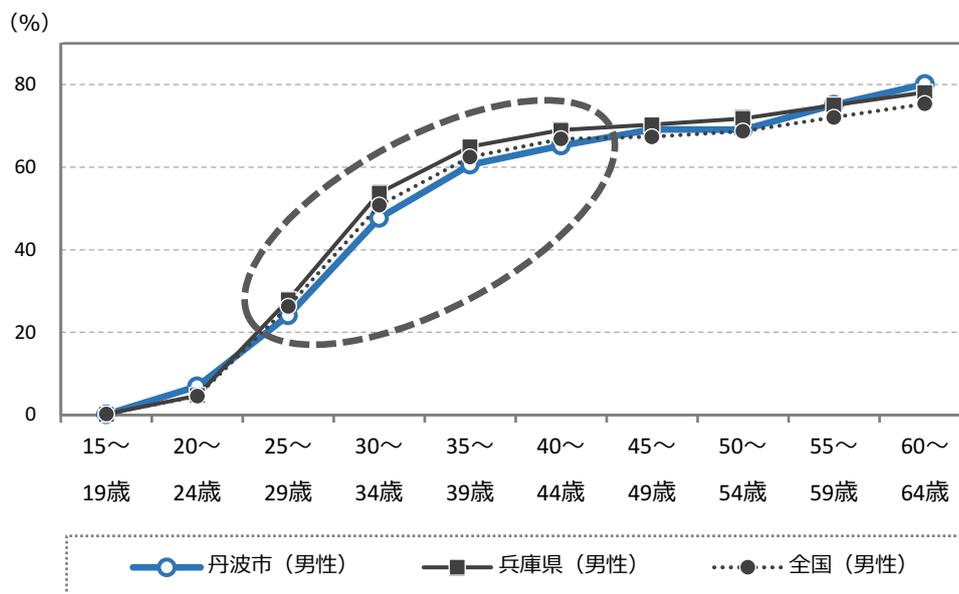


資料：兵庫県／推計人口年報「人口の動き」

5. 婚姻の状況

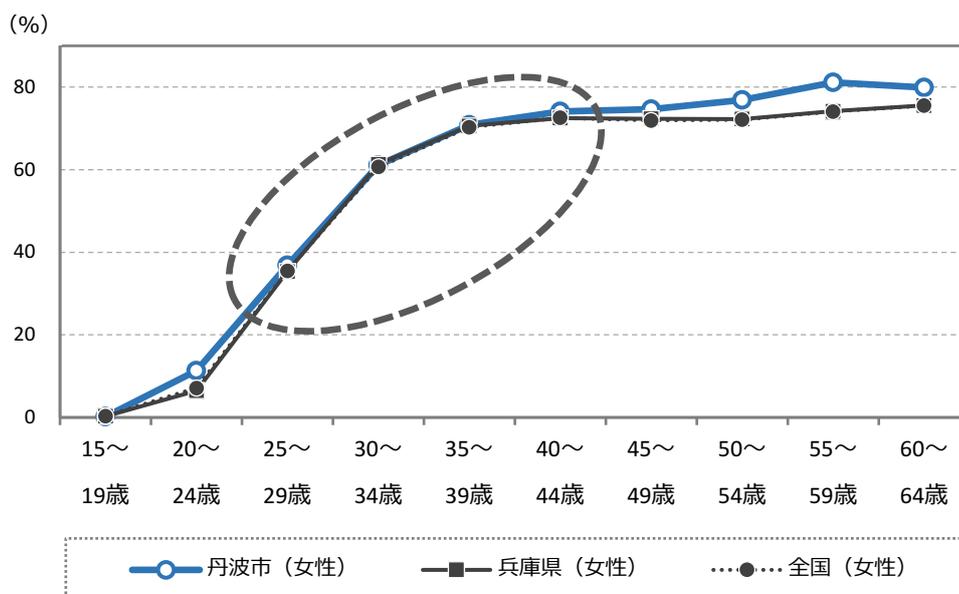
婚姻の状況を示す有配偶率について、子育て世代と言える25～44歳で見ると、男性は全国及び県と比べてやや低く、女性は全国及び県とほぼ同程度となっています。

◆有配偶率（男性）◆



資料：国勢調査（令和2年）

◆有配偶率（女性）◆

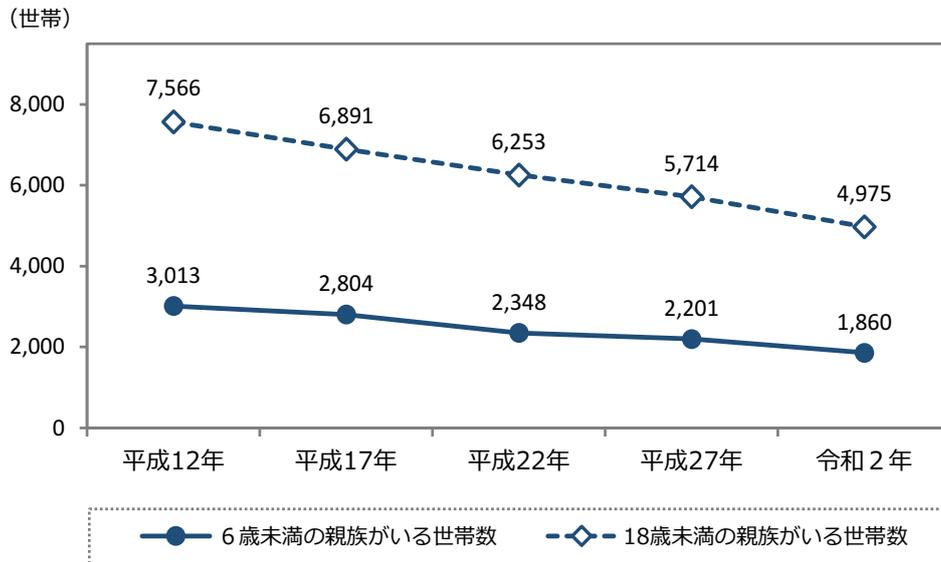


資料：国勢調査（令和2年）

6. こどものいる世帯の状況

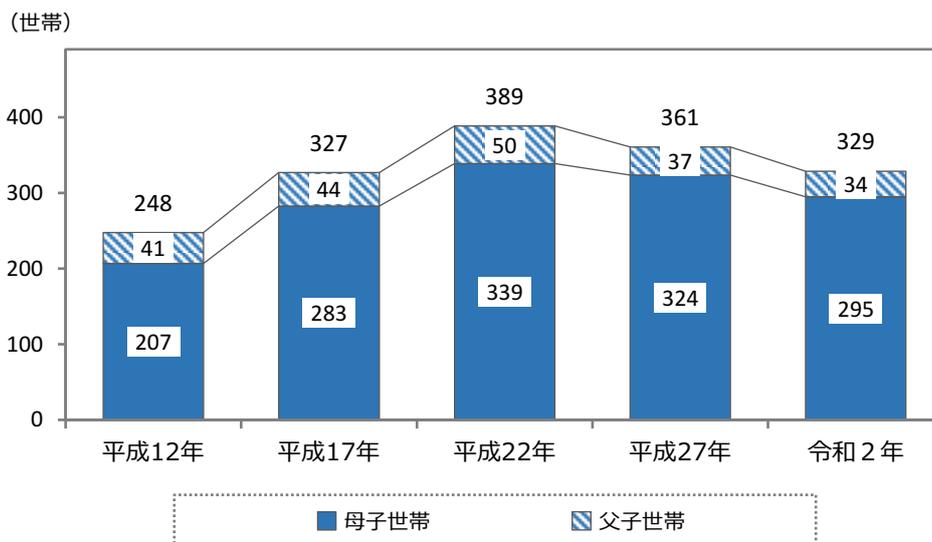
こどものいる世帯数は、減少傾向で推移しています。また、ひとり親世帯数は、平成22年をピークに減少に転じています。

◆こどものいる世帯数◆



資料：国勢調査

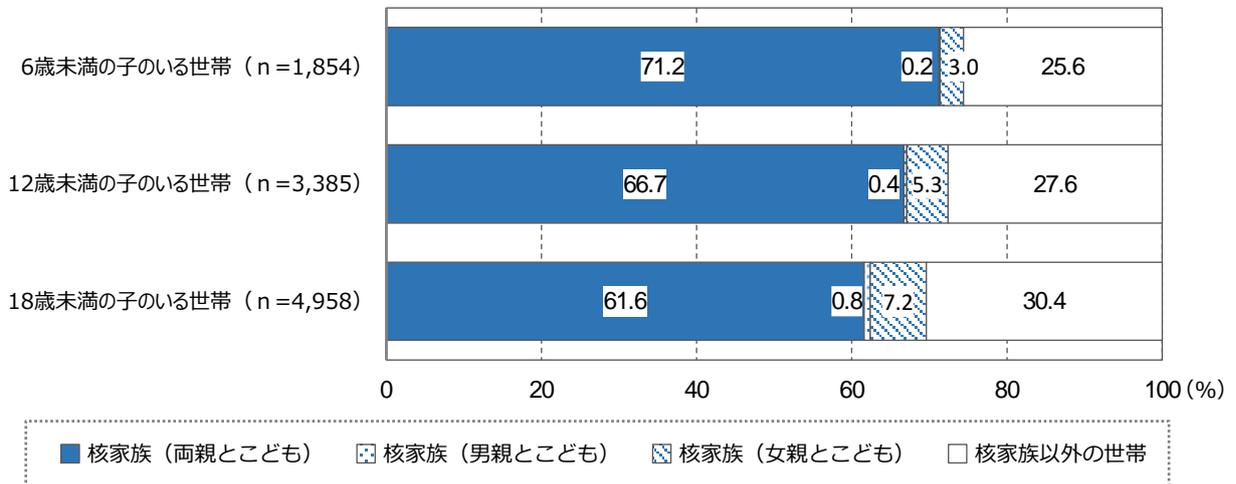
◆ひとり親世帯数◆



資料：国勢調査

こどものいる世帯の家族形態を見ると、「核家族^(※)以外の世帯」の割合は少なく、「核家族」の形態が大半を占めています。また、6歳未満の子のいる世帯では3.2%、18歳未満の子のいる世帯では8.0%がひとり親世帯となっています。

◆こどものいる世帯の家族形態◆

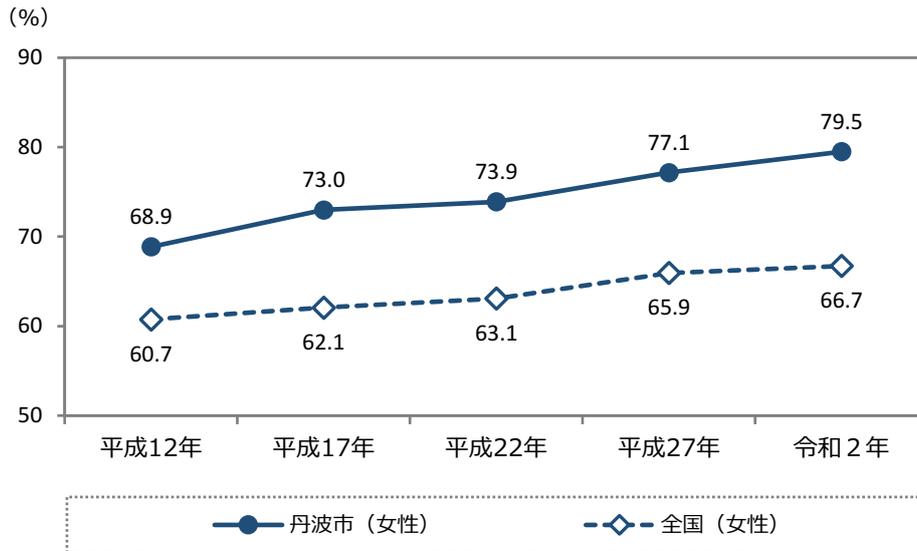


資料：国勢調査（令和2年）

7. 女性の就労状況

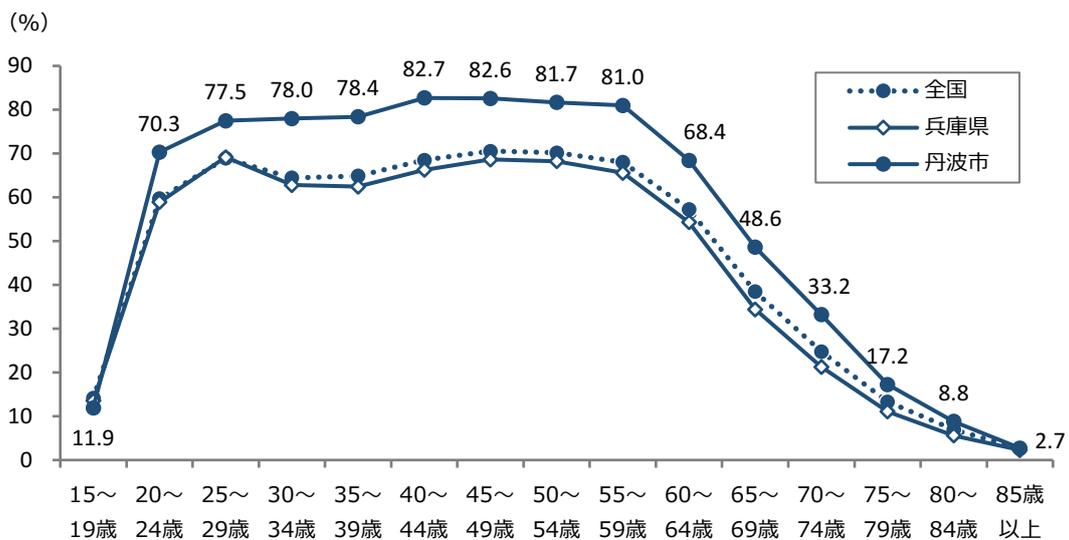
子育て世代（25～44歳）の女性就業率を見ると増加傾向にあり、全国平均を超えて推移しています。また、令和2年の女性就業率を5歳階級別に見ると、全国及び県と比較して、女性の就業率はほぼ全年齢で高くなっています。また、30歳代において、出産や育児に伴う離職等により就業率が下がる、いわゆる「M字カーブ」も見られない状況です。

◆就業率（女性：25～44歳）◆



資料：国勢調査

◆就業率（女性：5歳階級別）◆

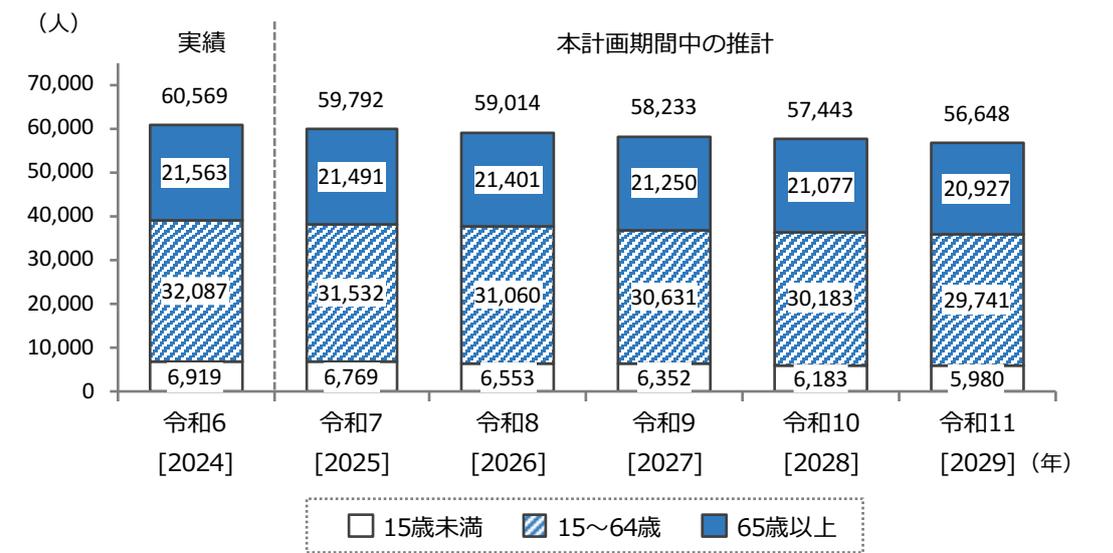


資料：国勢調査（令和2年）

8. 丹波市全体の人口予測

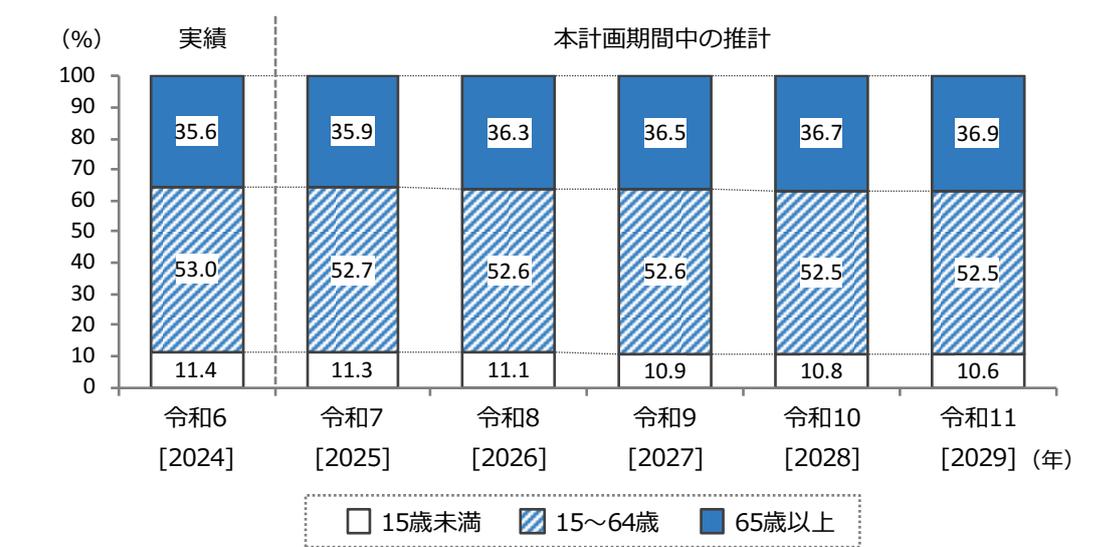
本計画策定のために今後の人口推計を行った結果、全体の人口減少が進行するなか、三区分別人口の割合で見ると、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（15歳未満）は、老年人口（65歳以上）以上の速度で今後減少することが予想されます。このため、少子高齢化が一層進行する見込みです。

◆総人口及び三区分別人口の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日現在）をもとに推計（コーホート変化率法^(※)）

◆三区分別人口割合の推計◆



資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日現在）をもとに推計（コーホート変化率法）

教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業等の見込量算出のための基礎データとして、18歳未満の人口推計を行いました。その結果、本計画期間中の18歳未満の人口は、市全体としては年々減少していくことが予想されます。

◆18歳未満の人口推計（1歳階級別）◆

	実績	本計画期間中の推計				
	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和9年 (2027年)	令和10年 (2028年)	令和11年 (2029年)
0歳	314	320	311	303	295	285
1歳	355	330	336	326	318	309
2歳	380	365	339	345	334	326
3歳	416	386	371	345	351	340
4歳	410	421	391	376	350	356
5歳	444	411	422	392	377	351
0～5歳 計	2,319	2,233	2,170	2,087	2,025	1,967
6歳	459	448	415	426	396	381
7歳	493	458	447	414	425	395
8歳	472	494	459	447	414	425
9歳	510	473	495	460	448	415
10歳	524	511	474	496	461	449
11歳	507	528	514	476	499	463
6～11歳 計	2,965	2,912	2,804	2,719	2,643	2,528
12歳	545	505	526	512	474	497
13歳	572	546	506	527	513	474
14歳	518	573	547	507	528	514
12～14歳 計	1,635	1,624	1,579	1,546	1,515	1,485
15歳	541	516	571	545	505	526
16歳	540	536	511	566	540	501
17歳	554	538	534	509	564	538
15～17歳 計	1,635	1,590	1,616	1,620	1,609	1,565
合計	8,554	8,359	8,169	7,972	7,792	7,545

資料：住民基本台帳（令和2～6年の各年4月1日時点）をもとに推計（コーホート変化率法）

第3章 子育て支援とこども・若者の状況

1. 幼児教育・保育施設の状況

(1) 1号認定（3～5歳児）※教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園）

全ての地域において、確保量を下回る実績となっています。無償化の影響により、2号認定の希望者が増えていることから、1号認定の利用児童は市全域において、年々減少しています。

認定区分	対象年齢	単位	提供区域	確保量（方策）					実績				
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
1号	3～5歳	人／年	全市	330	230	220	205	205	188	166	146	133	116
			柏原	60	45	45	45	45	26	37	43	23	18
			氷上	75	65	65	50	50	57	43	36	43	36
			青垣	25	15	15	15	15	18	10	7	6	5
			春日	90	30	30	30	30	32	26	20	24	22
			山南	35	25	25	25	25	28	17	15	14	17
			市島	45	50	40	40	40	27	33	25	23	18

(2) 2号認定（3～5歳児）※保育認定（認定こども園及び保育所）

少子化の影響から、全ての地域において、確保量を下回る結果となっています。無償化の影響もあり、1号認定のこどもは減り、2号認定こどもは横ばいの状況になっています。

認定区分	対象年齢	単位	提供区域	確保量（方策）					実績				
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
2号	3～5歳	人／年	全市	1,220	1,283	1,283	1,280	1,280	1,235	1,209	1,213	1,145	1,109
			柏原	220	235	235	235	235	215	210	217	212	211
			氷上	373	383	383	380	380	391	365	347	335	330
			青垣	90	105	105	100	100	96	95	95	77	72
			春日	180	210	210	210	210	212	200	210	207	206
			山南	206	199	199	195	195	178	195	193	177	156
			市島	151	151	151	160	160	143	144	151	137	134

(3) 3号認定（0歳児）※認定こども園及び保育所+地域型保育

市島地域以外は、確保量を下回る実績となっています。全ての地域において、入所児童の低年齢化が加速しており、利用希望者が増えているにも関わらず、保育教諭不足により、入所実績が少なくなっている現状があります。また、一方で乳児室等の面積基準を超過するほどの入所希望申請がある施設もあり、保育教諭の確保と合わせて、乳児を受け入れるための施設整備や他の提供区域での受入れの調整も課題となっています。

認定区分	対象年齢	単位	提供区域	確保量（方策）					実績				
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号	0歳	人/年	全市	136	146	146	157	157	140	144	137	136	132
			柏原	30	30	30	30	30	30	29	23	28	24
			氷上	42	44	44	45	45	35	38	37	41	39
			青垣	10	10	10	12	12	8	12	12	12	10
			春日	25	30	30	30	30	24	25	26	18	18
			山南	14	19	19	20	20	19	19	13	17	16
			市島	15	13	13	20	20	24	21	26	20	25

(4) 3号認定（1～2歳児）※認定こども園及び保育所+地域型保育

青垣地域を除いて、確保量を概ね下回る結果となっています。今後も、計画どおりの確保量で充足する実績で推移していくものと考えます。少子化の影響を受けつつも、施設を利用する児童は低年齢化しており、保育教諭の人材確保が課題となっています。

認定区分	対象年齢	単位	提供区域	確保量（方策）					実績				
				R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
3号	1・2歳	人/年	全市	591	614	614	635	635	615	593	584	573	554
			柏原	110	110	110	110	110	114	106	107	102	105
			氷上	192	196	196	200	200	187	185	172	179	174
			青垣	40	35	35	40	40	45	40	44	42	40
			春日	105	115	115	115	115	107	104	104	109	97
			山南	70	82	82	85	85	83	83	85	67	73
			市島	74	76	76	85	85	79	75	72	74	65

2. アフタースクール（放課後児童健全育成事業）の状況

低学年においては、氷上・青垣・春日・山南地域で確保量を上回る実績の年度があり、高学年においては、柏原・青垣・春日・市島地域で確保量を上回る実績の年度があります。

地域ごとの数値で見ると、確保量を若干上回る地域はあるものの、大きな乖離はなく、概ね確保量と同程度の実績値となっており、十分な確保量があると考えます。

対象 年齢	単位	提供 区域	確保量（方策）					実績				
			R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
1～3年生	人／年	全市	913	894	876	860	850	845	807	803	855	890
		柏原	150	151	151	158	168	126	134	141	155	147
		氷上	228	231	232	235	219	236	227	221	239	239
		青垣	81	72	65	69	65	75	68	59	74	77
		春日	167	159	154	143	140	167	152	145	147	161
		山南	144	141	141	132	135	118	119	132	130	146
		市島	143	140	133	123	123	123	107	105	110	120
4～6年生	人／年	全市	298	298	297	293	286	259	270	251	265	290
		柏原	40	39	38	38	38	24	36	43	38	40
		氷上	99	99	99	93	95	82	71	65	64	77
		青垣	22	21	19	20	20	28	25	18	19	24
		春日	44	44	44	44	42	52	54	52	50	55
		山南	46	50	49	47	41	37	40	22	37	40
		市島	47	45	48	51	50	36	44	51	57	54

※実績について、R2～R5年度は各年度末の数値、R6年度は10月1日現在の数値。

3. 小・中学校の状況

(1) 小学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		22	22	22	21	20
児童数(人)		3,152	3,114	3,081	3,006	2,918
内訳	1年生	520	503	467	485	452
	2年生	482	517	502	467	485
	3年生	539	482	520	502	468
	4年生	561	540	490	519	503
	5年生	507	560	541	491	516
	6年生	543	512	561	542	494

(各年度5月1日現在)

(2) 中学校の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数(校)		7	7	7	6	6
生徒数(人)		1,596	1,604	1,556	1,582	1,572
内訳	1年生	522	532	500	555	524
	2年生	550	523	531	494	555
	3年生	524	549	525	533	493

(各年度5月1日現在)

(3) 不登校児童生徒の出現率

(%)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生	0.54	0.74	1.10	1.50
中学生	3.95	5.80	6.81	6.45

4. 健康診査及び健康相談事業の状況

(1) 乳幼児健康診査の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児 健康診査	対象者数	397	342	346	325
	受診者数	386	241	336	323
1歳6か月児 健康診査	対象者数	440	380	393	352
	受診者数	434	368	390	350
3歳児 健康診査	対象者数	521	444	410	406
	受診者数	516	432	410	398

(2) 健康相談事業の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
10か月児相談	対象者数	337	390	344	344
	相談者数	325	384	338	348

5. 児童虐待対応の状況

(件)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新規相談件数（総数）		18	4	10	8
内訳	就学前	4	0	3	2
	小学生年代	13	2	1	3
	中学生年代	1	2	3	1
	高校生年代	0	0	2	2
	その他（特定妊婦等）	0	0	1	0

※対象年齢はおおむね18歳以下。

6. 経済的支援の状況

(1) 各種手当の状況

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童手当	対象延べ児童数	27,863	27,137	26,287	25,525
	受給者数	3,921	3,816	3,732	3,608
児童扶養手当	受給者数	406	410	376	352
特別児童扶養手当	対象児童数	172	160	145	138
	受給者数	168	154	142	134
障害児福祉手当	受給者数	30	31	35	35

(対象児童数及び受給者数は各年度3月31日現在)

(2) 各種助成の状況

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児等 医療費助成	対象者数(人)	3,850	4,211	4,069	4,190
	延べ件数(件)	88,429	98,557	99,866	114,307
こども 医療費助成	対象者数(人)	2,841	2,866	2,763	4,771
	延べ件数(件)	53,153	59,428	60,602	105,489
ひとり親家庭等 医療費助成	対象者数(人)	601	622	598	404
	延べ件数(件)	7,401	7,755	7,345	6,517

(受給者数は各年度3月31日時点。延べ件数(支給数)は、各年度3月～2月分を集計)

7. ひきこもり・自殺者等の状況

(1) 丹波市子ども・若者サポートセンター登録（利用）者数

(人)

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者数（総数）		86	113	137	226
内訳	10歳未満	0	1	1	3
	10歳代	12	15	18	20
	20歳代	32	41	46	62
	30歳代	29	39	45	58
	40歳代	10	12	21	39
	50歳代	2	4	5	15
	60歳代	1	1	1	2
	年齢不明（保護者）	0	0	0	27

※ひきこもり数の把握はしていないため、市子ども・若者サポートセンター登録（利用）者数を集計。

(2) 自殺者の状況

(人)

		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
自殺者数（総数）		8	10	15	13
内訳	20歳未満	0	0	0	0
	20～40歳	1	2	4	1

(地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）から抽出)

※令和5年は概数。(令和6年12月に確定見込み)

第4章 各種調査結果と計画策定に向けた課題

本計画を策定するにあたり、次のとおり、各種調査を実施しました。

調査名	内容・目的	調査対象
子育て支援に関するニーズ調査	子育て家庭の生活状況や市の施策に対する保護者の意見・要望を把握・分析するための基礎調査	就学前児童のいる世帯及び小学生児童のいる世帯
こども・若者調査	こども・若者の生活実態や動向、ニーズや市の施策に対する意見・要望等を把握・分析するための基礎調査	小5・中2及び丹波市在住の16歳～39歳の方
こどもの参加する権利に関するアンケート調査	こどもの参加する権利に関する意識や実態を把握・分析するための基礎調査	小6・中3
関係団体ヒアリング	困難を抱えるこども・若者やその保護者の具体的な生活状況、経済的困窮の背景や課題等について関係団体（支援者）から伺い、個人に対するアンケート調査結果を補完する	学校・園、相談・支援機関、相談・支援団体、児童相談所

上記調査結果について、それぞれ以下に概要を示します。

1. 子育て支援に関するニーズ調査結果（概要）

◆調査期間：令和6年3月1日～3月15日

◆調査方法 配布：郵送法 回収：郵送又はWEB^(※)

対象	配布数	回収数	回収率
就学前児童の世帯	1,000票	409票	40.9%
小学生児童の世帯	500票	214票	42.8%

(参考) 回収数の内訳

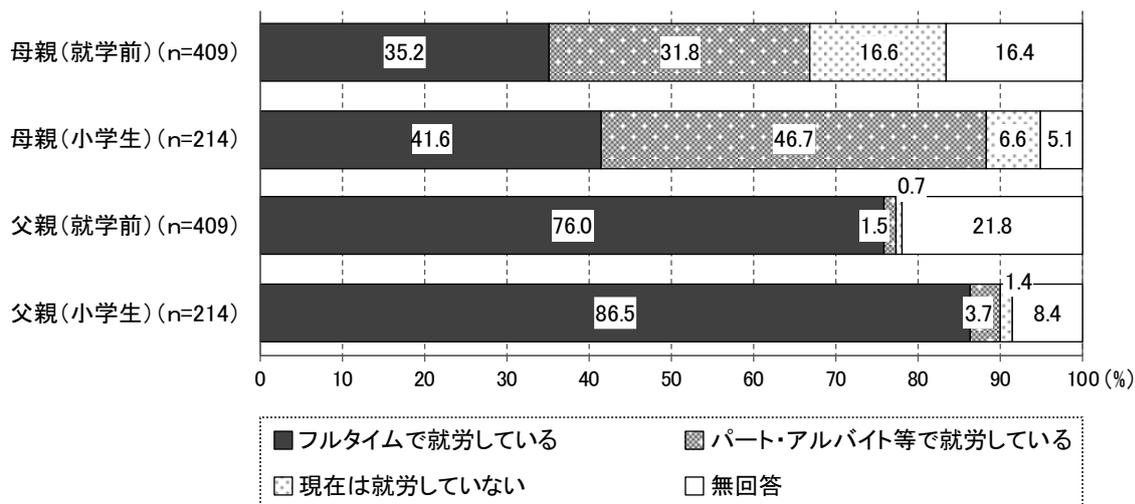
就学前：郵送179票、WEB230票 小学生：郵送104票、WEB110票

(1) 保護者の就労状況

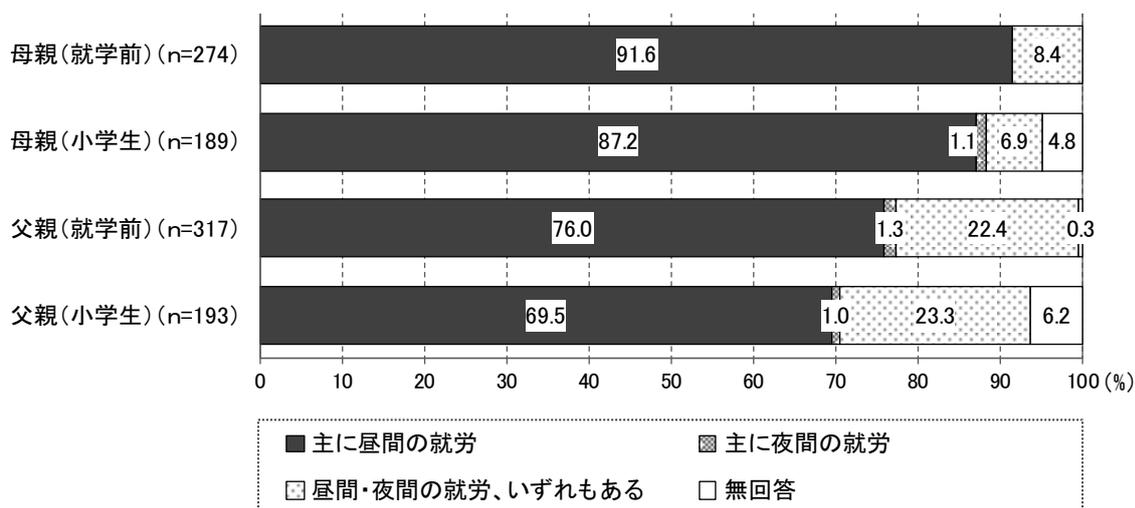
「フルタイムで就労」と「パート・アルバイト等で就労」を合わせた“就労している”を見ると、就学前児童の母親は67.0%、小学生児童の母親は88.3%となっています。

また、“就労している”保護者の就労時間帯を見ると、母親では9割程度が「主に昼間の就労」となっていますが、父親では2割強が「昼間・夜間の就労、いずれもある」となっています。

◆保護者（母親・父親）の就労状況◆



◆保護者（母親・父親）の就労時間帯◆

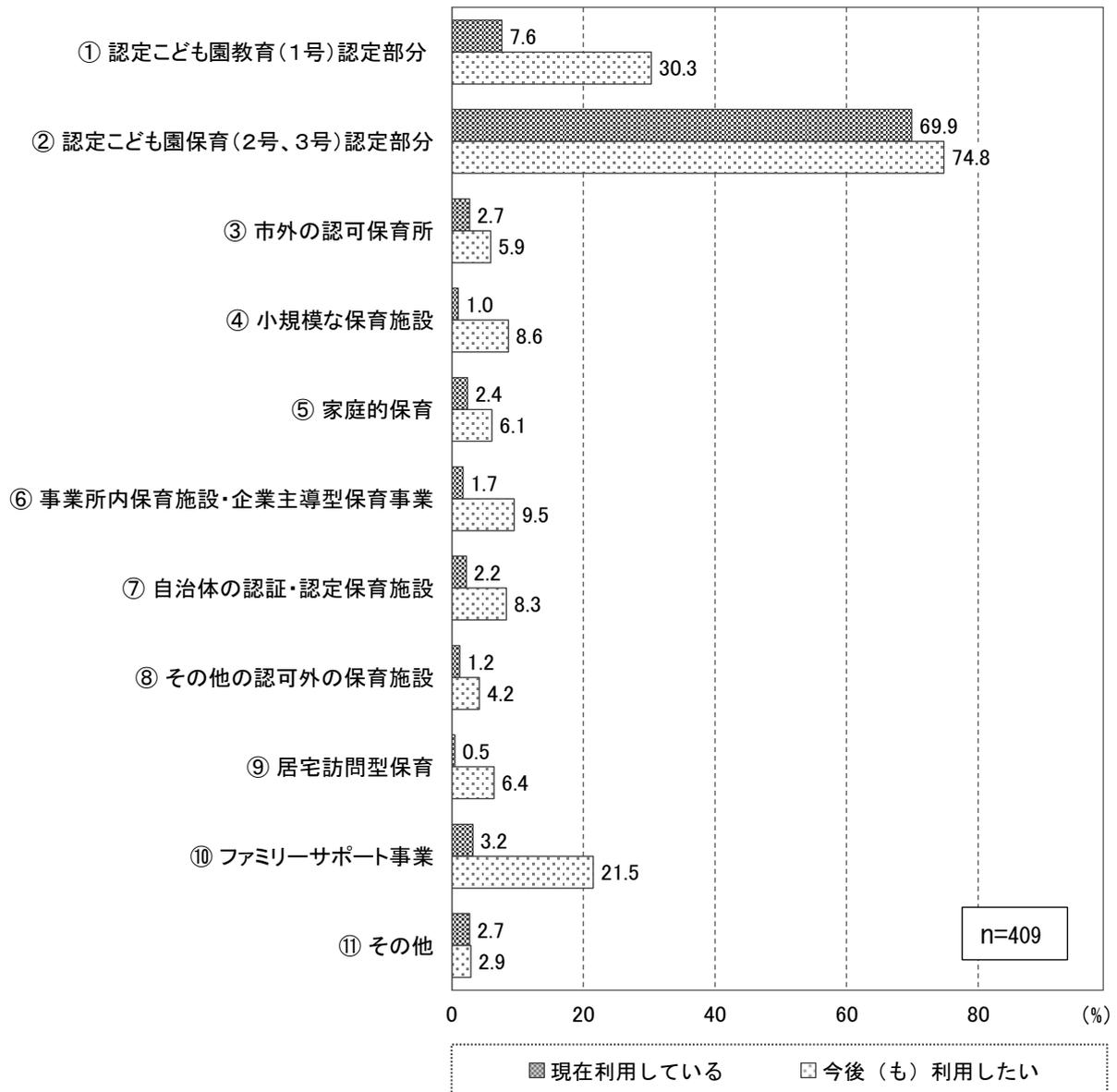


(2) 「定期的な」教育・保育事業の利用状況と利用意向

就学前児童の世帯に「定期的な（一年を通して通常利用する）」教育・保育の利用状況を質問したところ、現在の利用では「認定こども園保育（2号、3号）認定部分」が69.9%と最も高くなっています。

一方、今後（も）利用したいでは、それぞれの項目で現在の利用と比べて全体的に割合が高くなっていますが、「認定こども園教育（1号）認定部分」と「ファミリーサポート事業」の割合が大幅に高くなっています。

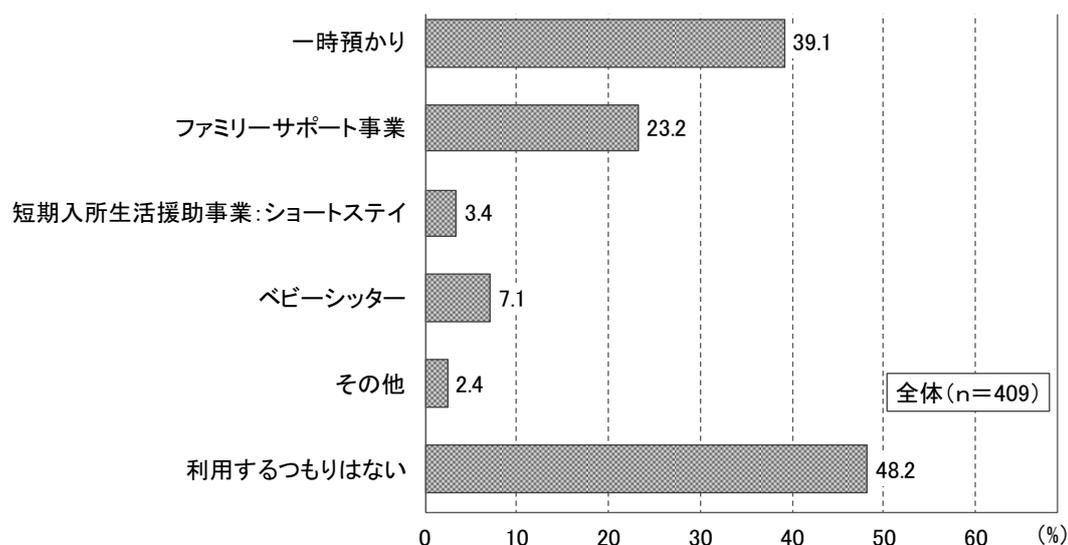
◆定期的な教育・保育事業の利用状況と利用意向◆



(3) 「不定期な」教育・保育の利用意向

就学前児童の世帯に「不定期な」教育・保育の利用意向を質問したところ、今後も「利用するつもりはない」が48.2%と割合が高くなっていますが、今後利用したい事業で見ると、「一時預かり」が39.1%と最も高く、次いで、「ファミリーサポート事業」が高くなっています。

◆不定期な教育・保育の利用意向◆



(4) 地域の子育て支援事業の利用状況

就学前児童の世帯に地域の子育て支援事業の利用状況を質問したところ、「子育て学習センター（地域子育て支援拠点事業）を利用」では0～3歳の割合が高く、「児童館、認定こども園のまちの子育てひろば（市で実施している類似の事業）を利用」では0～1歳の割合が高くなっています。

◆地域の子育て支援事業の利用状況◆

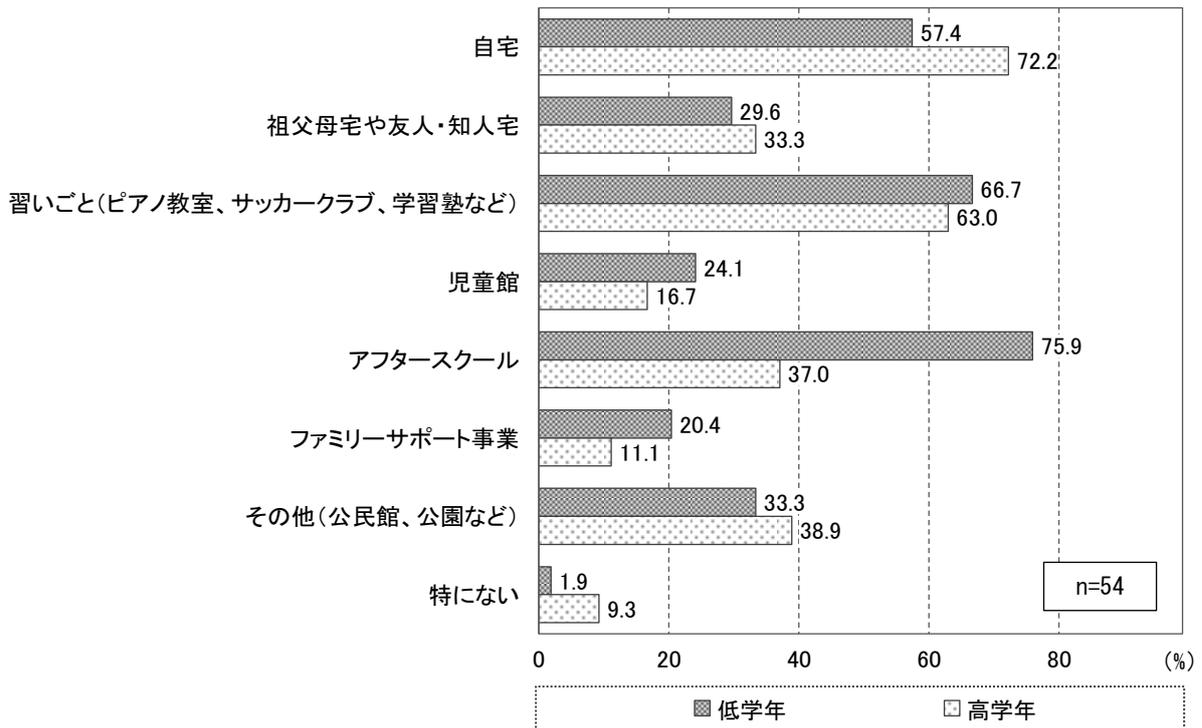
年齢		(n=)	地域の子育て支援事業の利用状況		
			子育て学習センターを利用	児童館、認定こども園のまちの子育てひろばを利用	いずれも利用していない
年齢	0歳児	104	46 44.2%	21 20.2%	52 50.0%
	1歳児	59	19 32.2%	12 20.3%	37 62.7%
	2歳児	63	18 28.6%	4 6.3%	43 68.3%
	3歳児	49	20 40.8%	5 10.2%	27 55.1%
	4歳児	67	9 13.4%	6 9.0%	55 82.1%
	5歳児	54	12 22.2%	3 5.6%	39 72.2%

(5) 放課後の過ごし方

就学前児童の世帯のうち5歳児を対象に、小学校就学後の放課後の過ごし方を質問したところ、低学年では「アフタースクール」、高学年では「自宅」が最も高くなっています。

また、小学生児童の世帯に現在の放課後の過ごし方を質問したところ、小学1年生では「アフタースクール」が62.5%と最も高くなっていますが、学年が上がるにつれて「アフタースクール」で過ごす割合は低くなっています。

◆放課後の過ごし方（就学前児童（5歳児）が小学校就学後を想定）◆



◆放課後の過ごし方（小学生児童の現在の過ごし方）◆

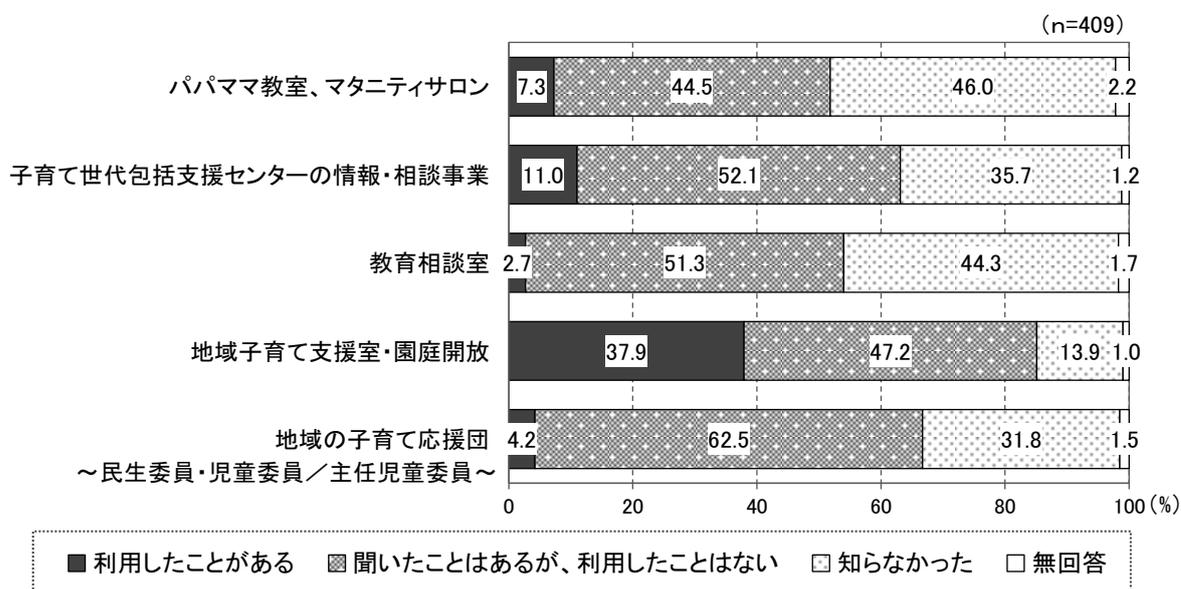
		(n=)	自宅	人祖 ・父 知母 人宅 宅や 友	習 い ご と	児 童 館	ス ア ク フ ー タ ー ス ク ー ル	サ フ ポ ー タ リ 事 業	そ の 他
学 年	小学1年生	40	16 40.0%	4 10.0%	10 25.0%	0 0.0%	25 62.5%	0 0.0%	1 2.5%
	小学2年生	33	21 63.6%	5 15.2%	14 42.4%	1 3.0%	13 39.4%	0 0.0%	5 15.2%
	小学3年生	31	23 74.2%	16 51.6%	16 51.6%	0 0.0%	8 25.8%	0 0.0%	3 9.7%
	小学4年生	39	33 84.6%	9 23.1%	14 35.9%	1 2.6%	9 23.1%	1 2.6%	8 20.5%
	小学5年生	27	24 88.9%	5 18.5%	11 40.7%	0 0.0%	3 11.1%	1 3.7%	4 14.8%
	小学6年生	33	31 93.9%	7 21.2%	18 54.5%	0 0.0%	1 3.0%	0 0.0%	5 15.2%

(6) 市の事業の利用状況

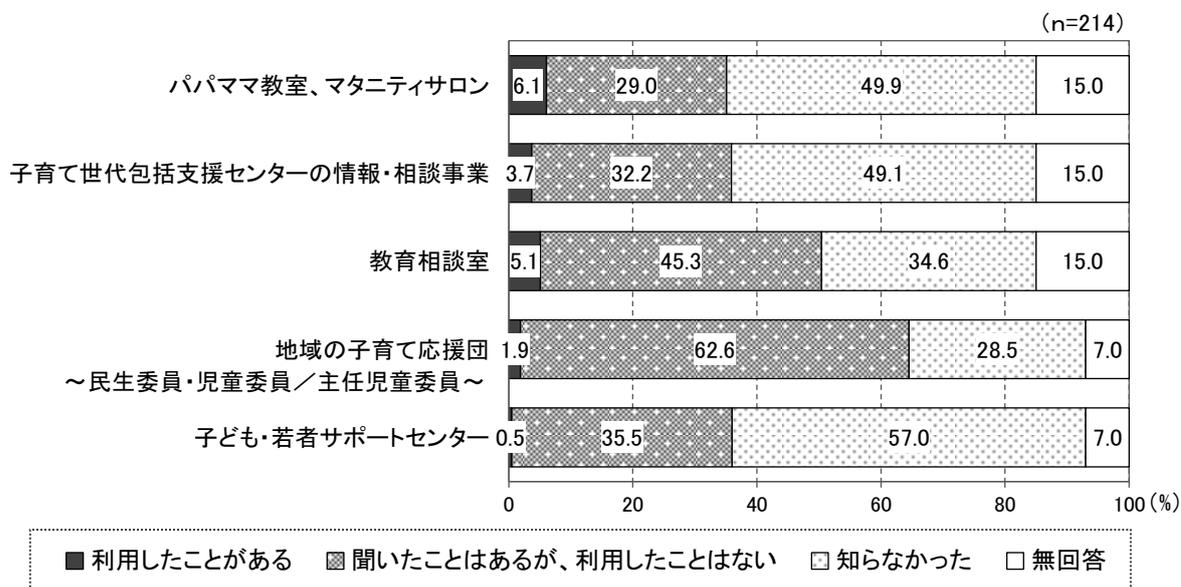
就学前児童の世帯に市の事業の利用状況を質問したところ、「利用したことがある」では、「地域子育て支援室・園庭開放」が37.9%と最も高く、次いで、「子育て世代包括支援センターの情報・相談事業」(11.0%)、「パパママ教室、マタニティサロン」(7.3%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯に市の事業の利用状況を質問したところ、「利用したことがある」では、「パパママ教室、マタニティサロン」が6.1%と最も高く、次いで、「教育相談室」(5.1%)、「子育て世代包括支援センターの情報・相談事業」(3.7%)の順となっています。

◆市の事業の利用状況（就学前児童の世帯）◆



◆市の事業の利用状況（小学生児童の世帯）◆

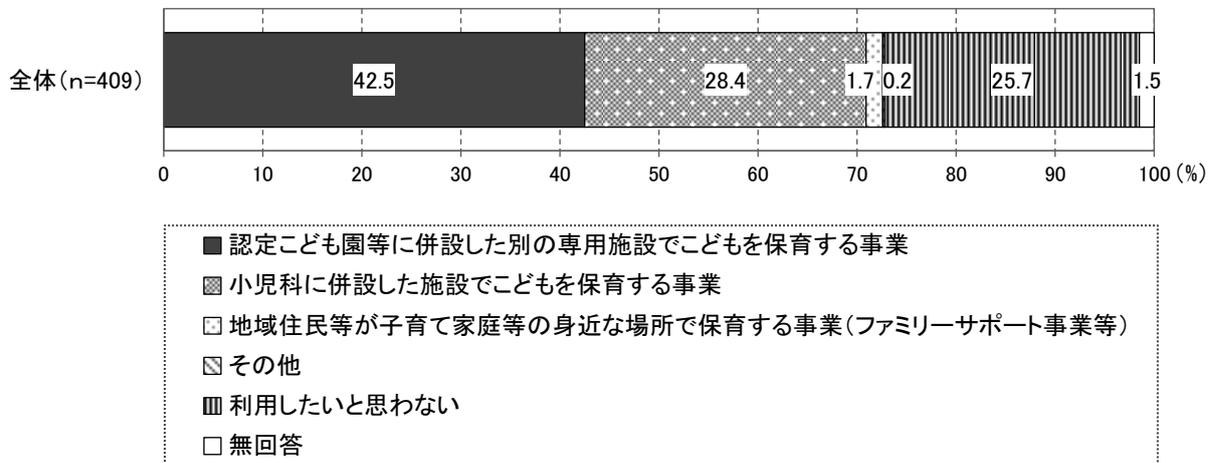


(7) 病気やけがの際の対応

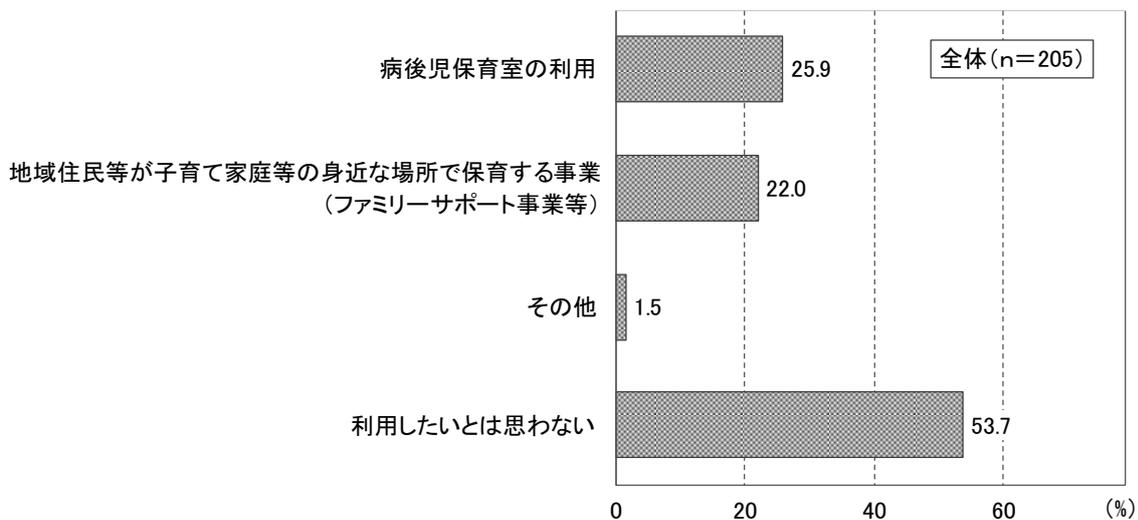
就学前児童の世帯にこどもが病気やけがの際、どのような病児・病後児保育施設等であれば利用したいか質問したところ、「認定こども園等に併設した別の専用施設でこどもを保育する事業」が42.5%と最も高く、次いで、「小児科に併設した施設でこどもを保育する事業」(28.4%)、「利用したいと思わない」(25.7%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯にこどもが病気やけがの際、病後児のための事業で今後(も)利用したい事業は何かを質問したところ、「利用したいとは思わない」が53.7%と最も高く、次いで、「病後児保育室の利用」(25.9%)、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業(ファミリーサポート事業等)」(22.0%)の順となっています。

◆病気やけがの際の対応(就学前児童の世帯)◆



◆市の事業の利用状況(小学生児童の世帯)◆

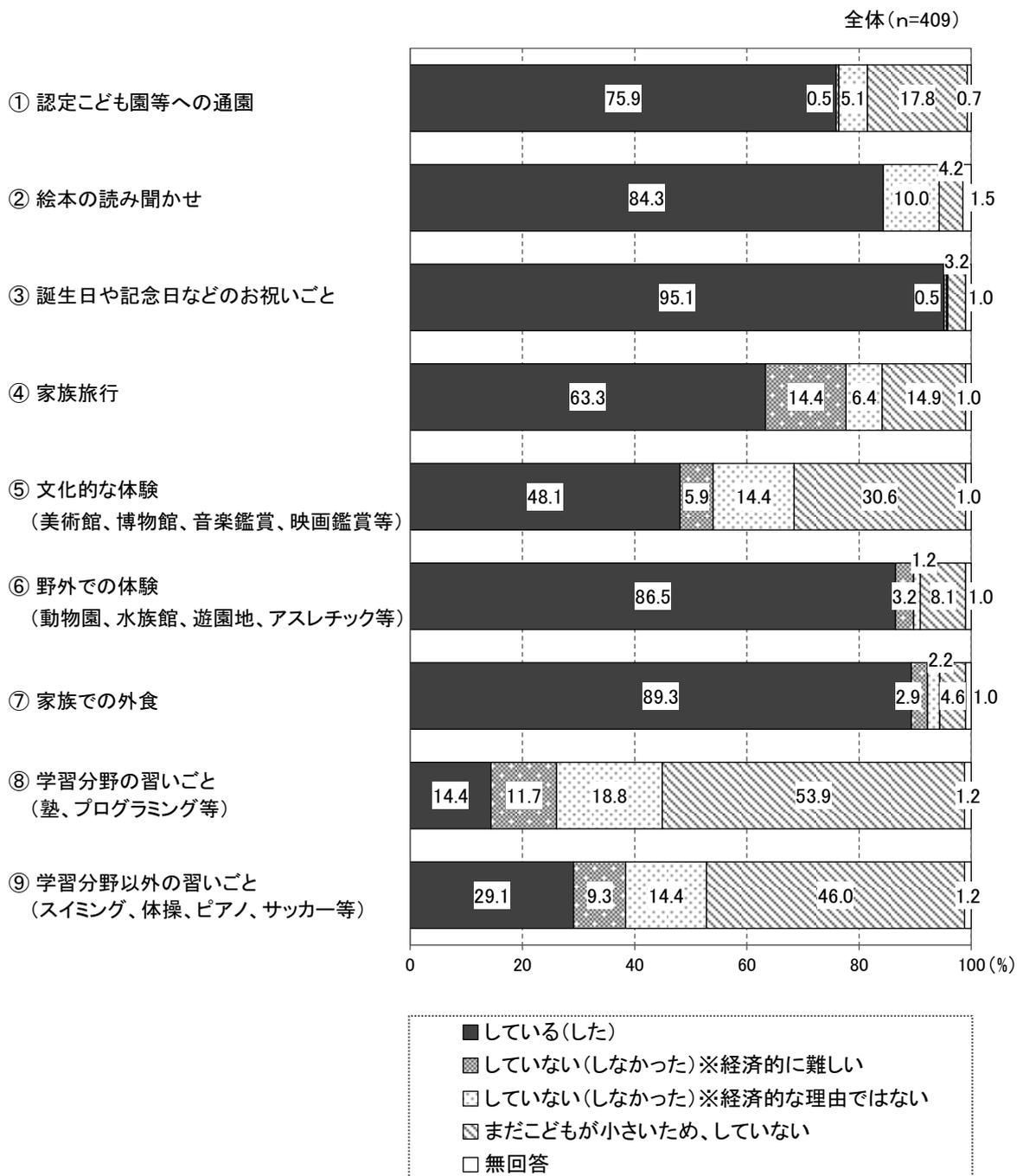


(8) こどものために家庭でしている(した)こと

就学前児童の世帯にこどものためにしている(した)ことを質問したところ、「③誕生日や記念日などのお祝いごと」が95.1%と最も高く、次いで、「⑦家族での外食」(89.3%)、「⑥野外での体験」(86.5%)の順となっています。

一方、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では、「④家族旅行」が14.4%と最も高く、次いで、「⑧学習分野の習いごと」(11.7%)、「⑨学習分野以外の習いごと」(9.3%)の順となっています。

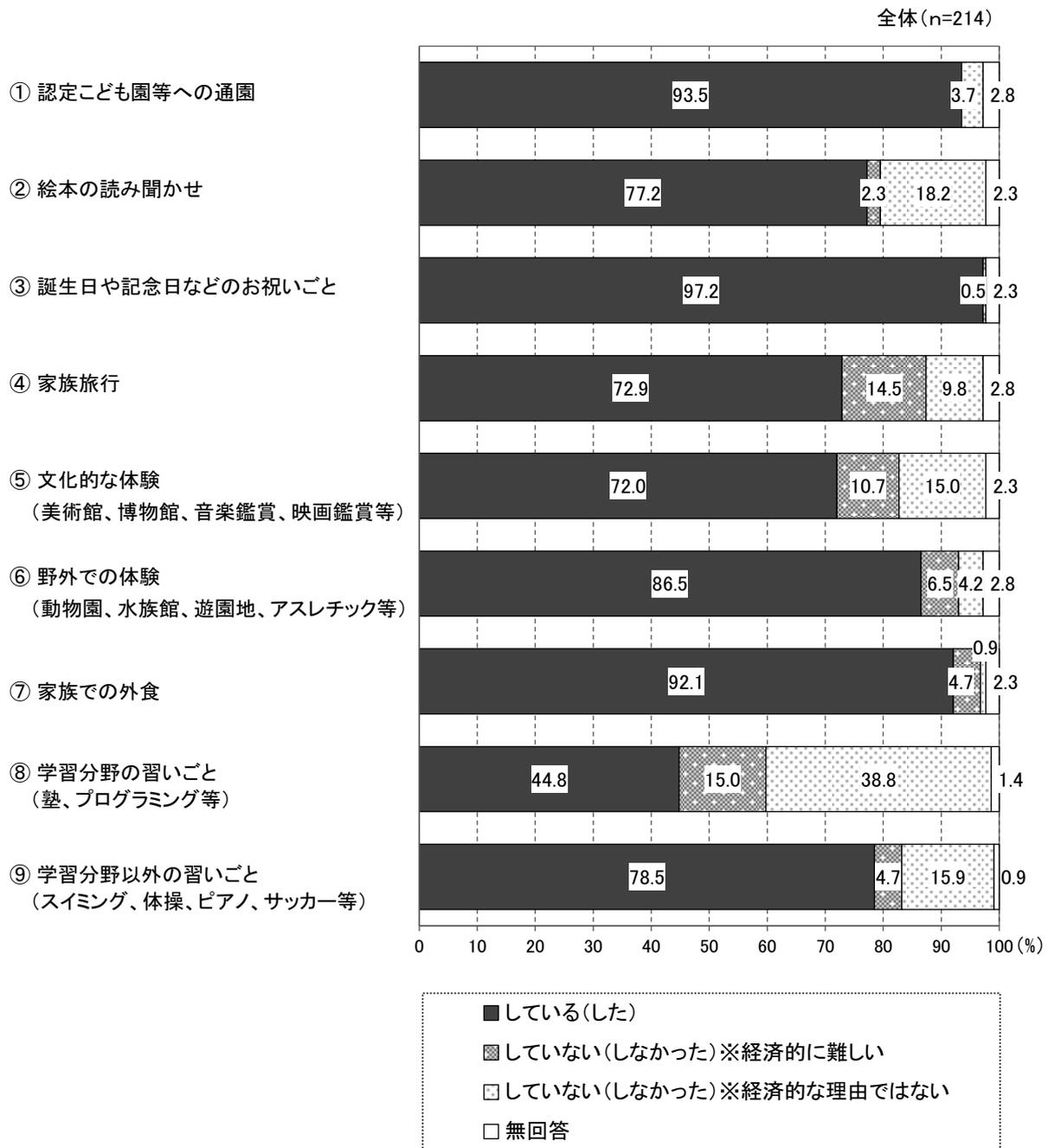
◆こどものために家庭でしている(した)こと(就学前児童の世帯)◆



小学生児童の世帯にこどものためにしていることを質問したところ、「③誕生日や記念日などのお祝いごと」が97.2%と最も高く、次いで、「①認定こども園等への通園」(93.5%)、「⑦家族での外食」(92.1%)の順となっています。

一方、「していない(しなかった)※経済的に難しい」では、「⑧学習分野の習いごと」が15.0%と最も高く、次いで、「④家族旅行」(14.5%)、「⑤文化的な体験」(10.7%)の順となっています。

◆こどものために家庭でしている(した)こと(小学生児童の世帯)◆

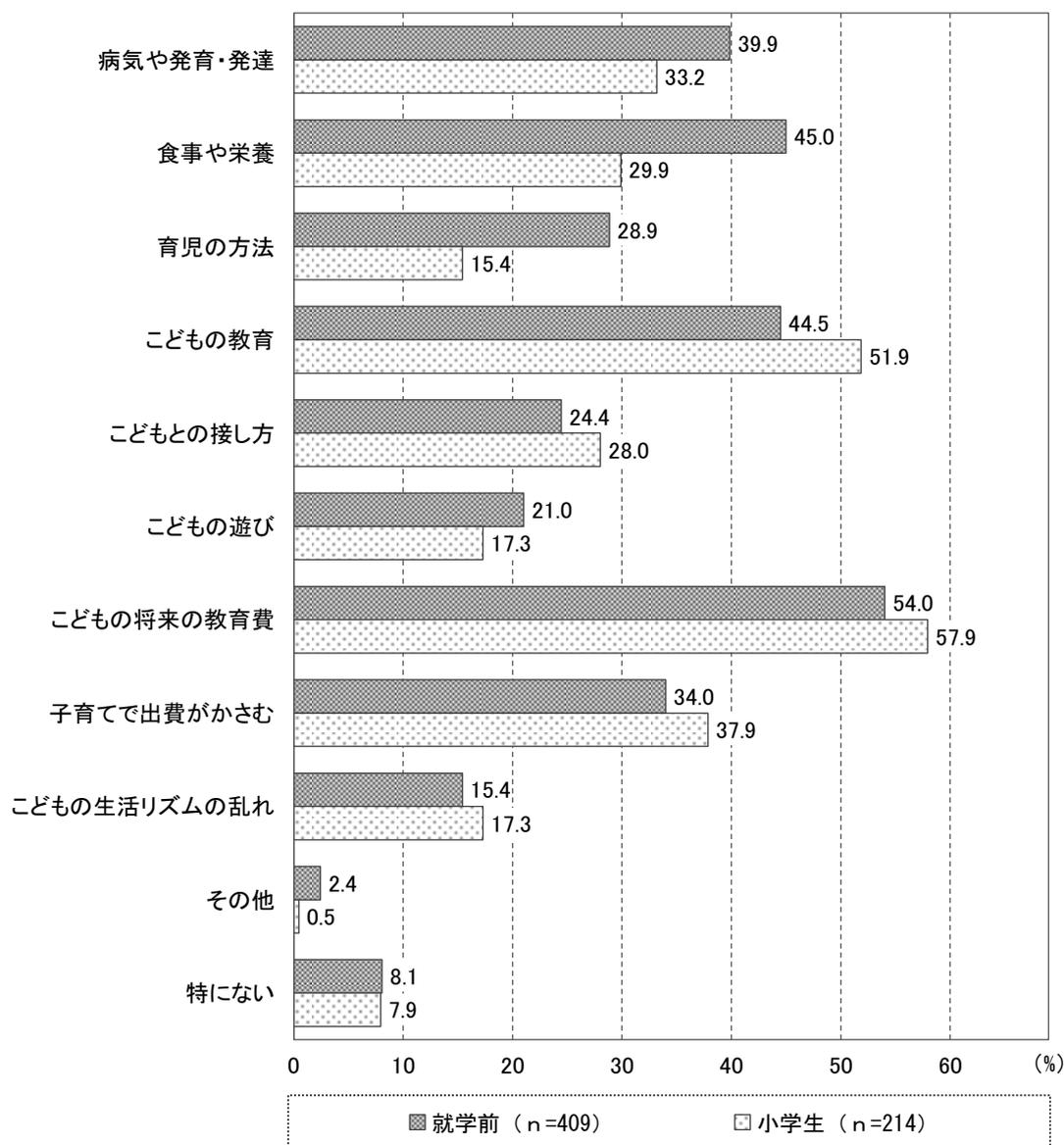


(9) 子育ての悩みや不安について

子どもに関する子育ての悩みや不安について質問したところ、就学前児童の世帯の具体的な悩みや不安では「こどもの将来の教育費」が54.0%と最も高く、次いで、「食事や栄養」(45.0%)、「こどもの教育」(44.5%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯の具体的な悩みや不安では「こどもの将来の教育費」が57.9%と最も高く、次いで、「こどもの教育」(51.9%)、「子育てで出費がかさむ」(37.9%)の順となっています。

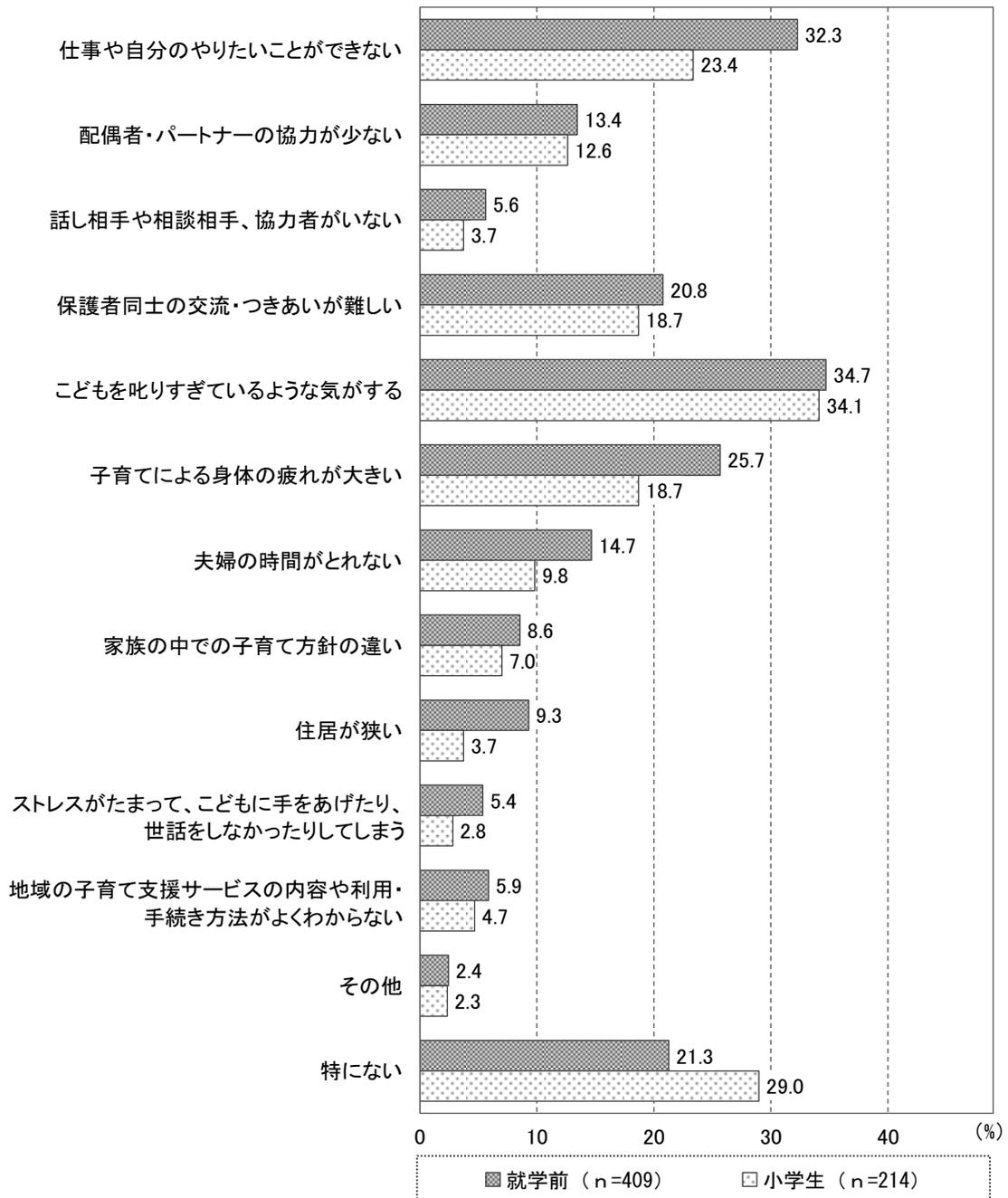
◆子どもに関する悩みや不安◆



保護者自身の悩みや不安について質問したところ、就学前児童の世帯の具体的な悩みや不安では「こどもを叱りすぎているような気がする」が34.7%と最も高く、次いで、「仕事や自分のやりたいことができない」(32.3%)、「子育てによる身体の疲れが大きい」(25.7%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯の具体的な悩みや不安では「こどもを叱りすぎているような気がする」が34.1%と最も高く、次いで、「仕事や自分のやりたいことができない」(23.4%)、「保護者同士の交流・つきあいが難しい」・「子育てによる身体の疲れが大きい」(18.7%で同率)の順となっています。

◆保護者自身の悩みや不安◆

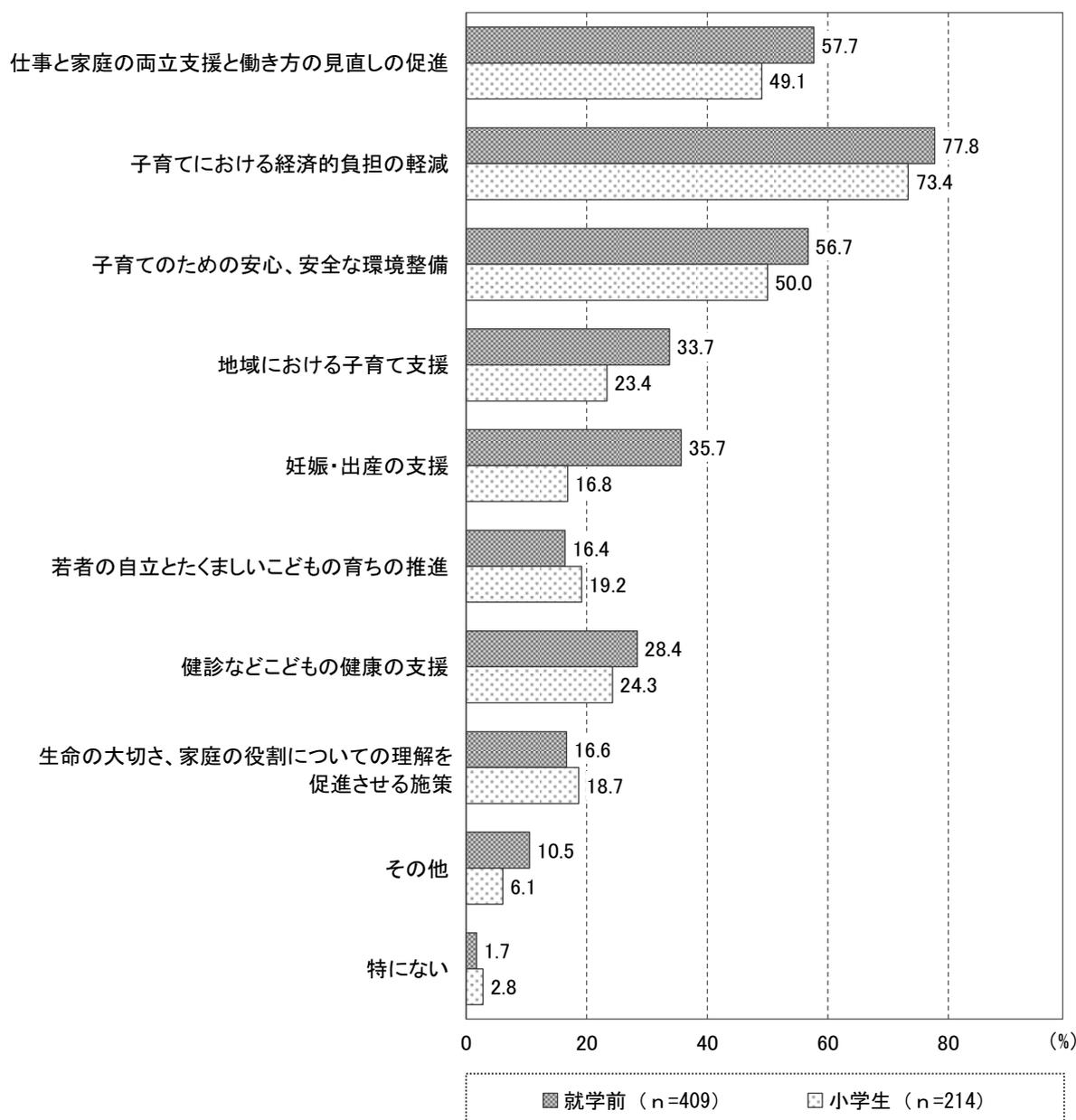


(10) 市において充実してほしい子育て支援

就学前児童の世帯では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が77.8%と最も高く、次いで、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」(57.7%)、「子育てのための安心、安全な環境整備」(56.7%)の順となっています。

また、小学生児童の世帯では、「子育てにおける経済的負担の軽減」が73.4%と最も高く、次いで、「子育てのための安心、安全な環境整備」(50.0%)、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直しの促進」(49.1%)の順となっています。

◆市において充実してほしい子育て支援◆



2. こども・若者調査結果（概要）

- ◆調査期間 小5・中2：令和6年7月9日～7月19日
16～39歳：令和6年3月1日～3月15日
- ◆調査方法 小5・中2：WEBによる配布・回収
16～39歳：配布は郵送法、回収は郵送又はWEB

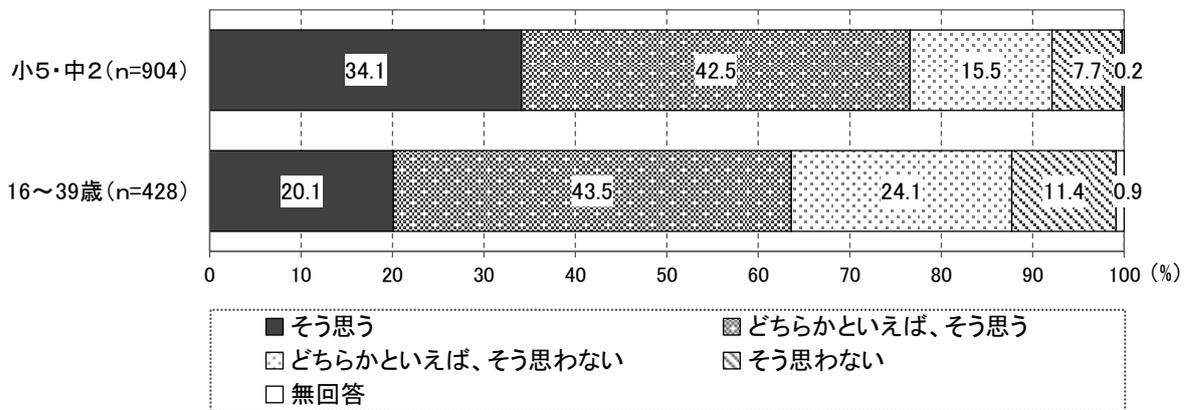
対象	配布数	回収数	回収率
小5・中2	1,072票	904票	84.3%
16～39歳	2,500票	428票	17.1%

（参考）回収数の内訳 16～39歳：郵送204票、WEB224票

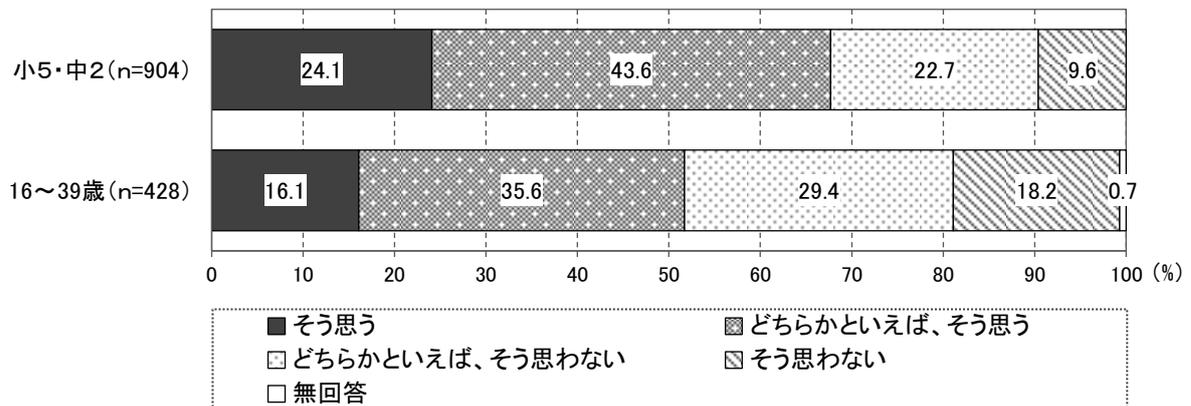
（1）自分自身に関する意識について

「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（肯定的な意識）の割合が低くなっています。

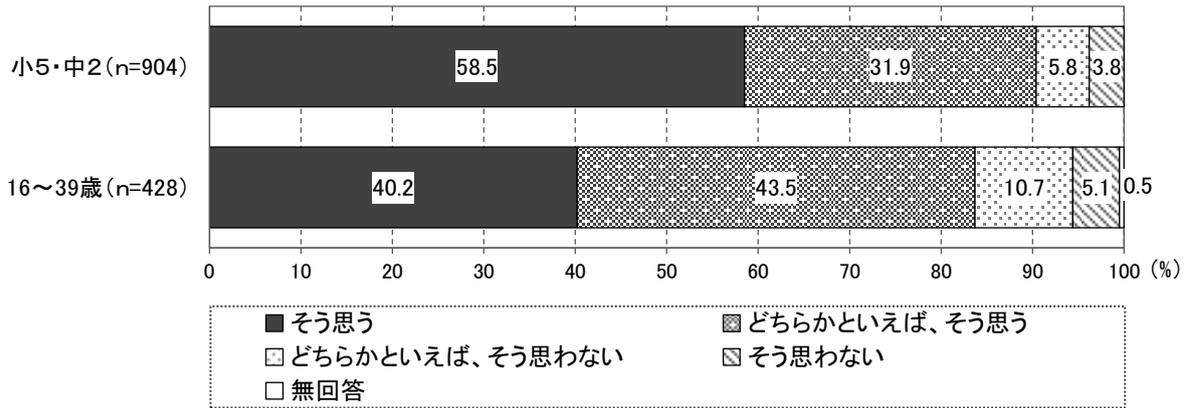
◆今の自分が好きだ◆



◆自分自身に満足している◆



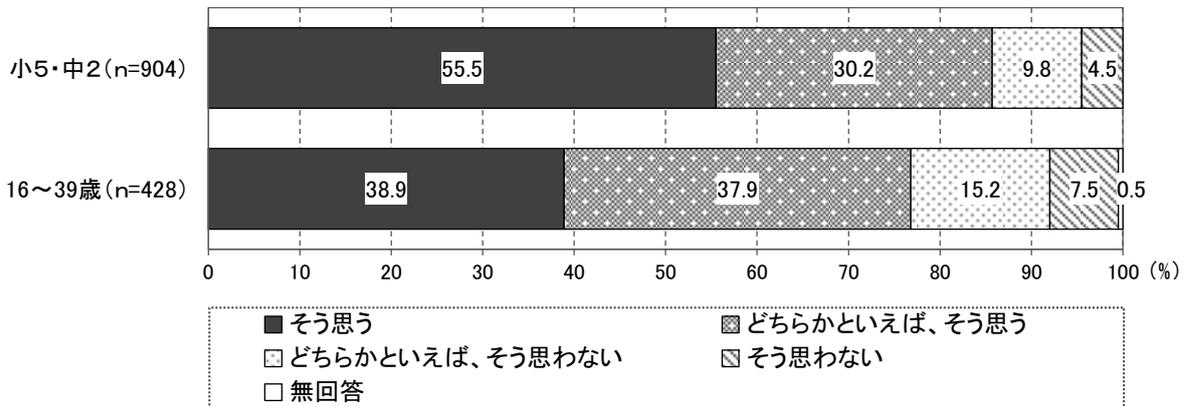
◆自分は、今、幸せだと感じる◆



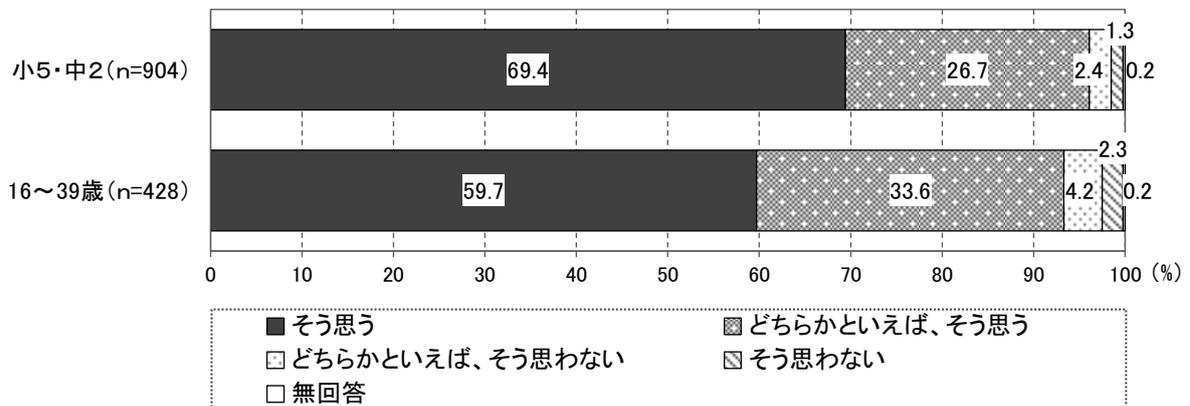
(2) 家族や親せきとのかかわりについて

「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（かかわりの意識）の割合が低くなっています。

◆何でも悩みを相談できる人がいる◆



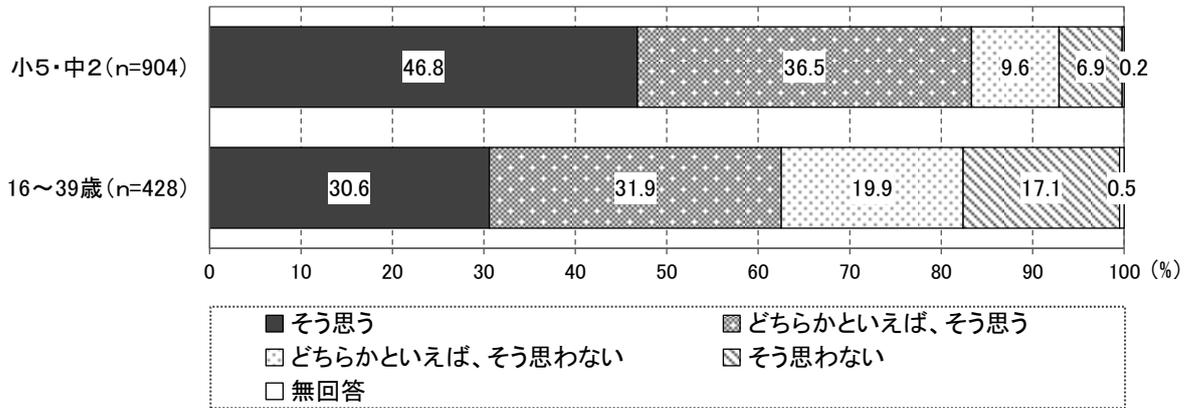
◆こまった時は助けてくれる◆



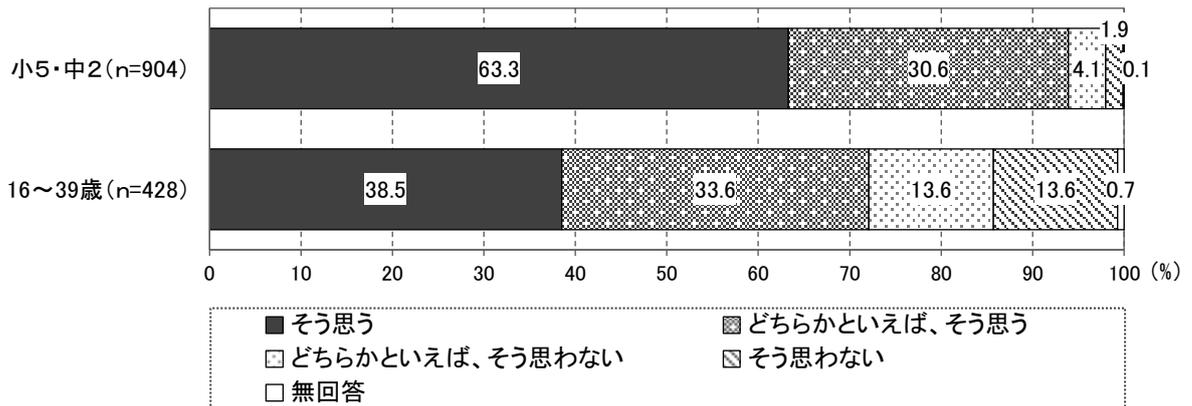
(3) 学校の友人（かつての同窓生含む）とのかかわりについて

「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（かかわりの意識）の割合が低くなっています。

◆何でも悩みを相談できる人がいる◆



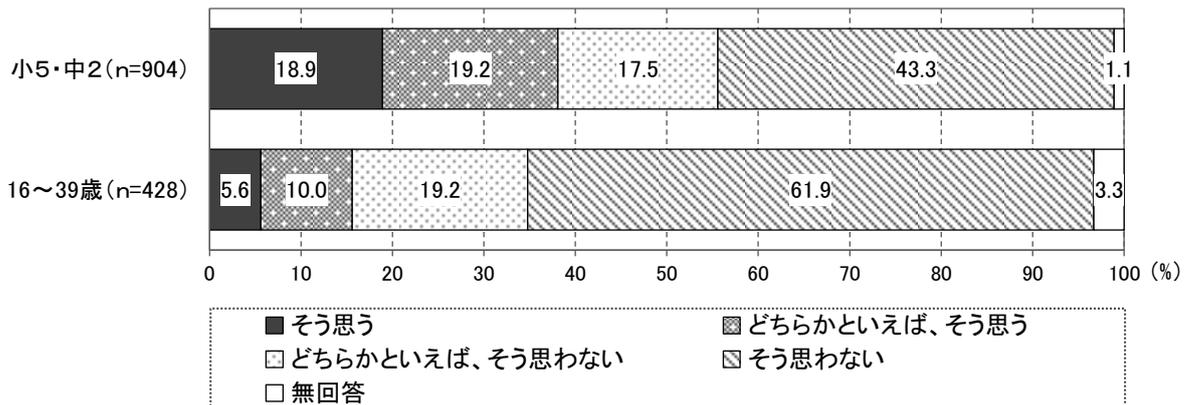
◆こまった時は助けてくれる◆



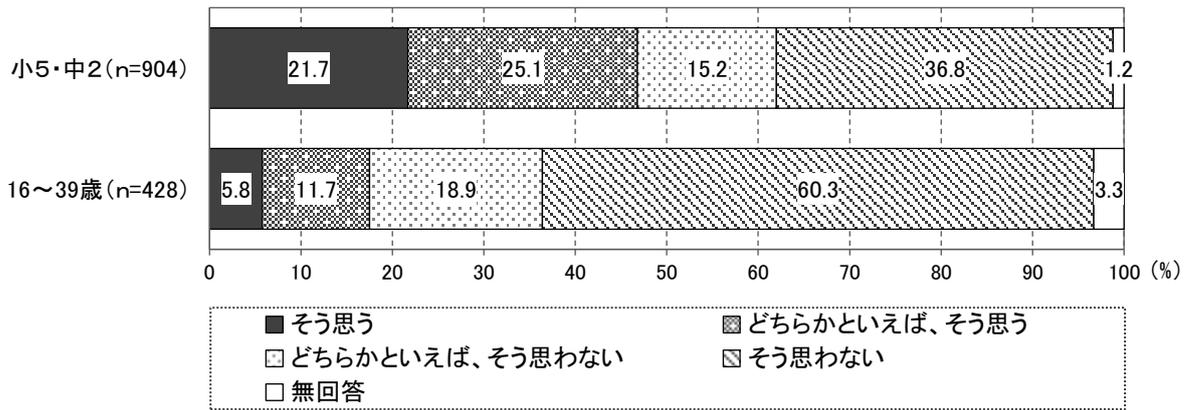
(4) インターネット上における人やグループとのかかわりについて

「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16～39歳では“そう思う”（かかわりの意識）の割合が低くなっています。

◆何でも悩みを相談できる人がいる◆



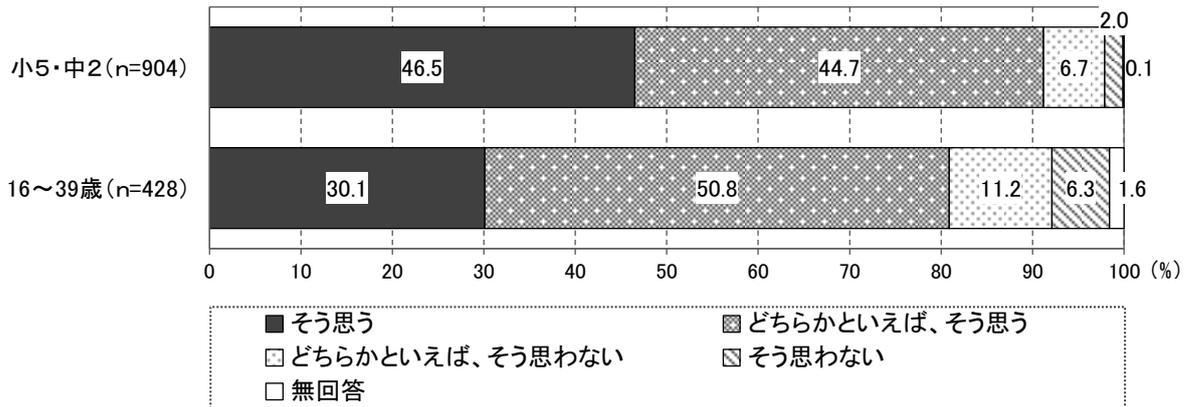
◆こまった時は助けてくれる◆



(5) 社会への貢献の意識について

「そう思う」と「どちらかといえば、そう思う」を合わせた“そう思う”を見ると、小5・中2と比べて、16~39歳では“そう思う”（社会への貢献の意識）の割合が低くなっています。

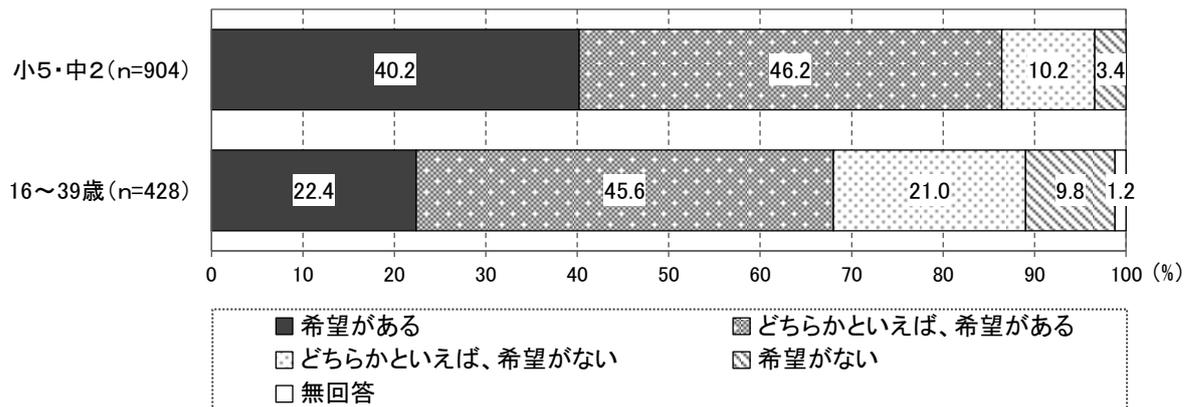
◆「社会のために役立つことをしたい」と思うか◆



(6) 将来への希望について

「希望がある」と「どちらかといえば、希望がある」を合わせた“希望がある”を見ると、小5・中2と比べて、16~39歳では“希望がある”の割合が低くなっています。

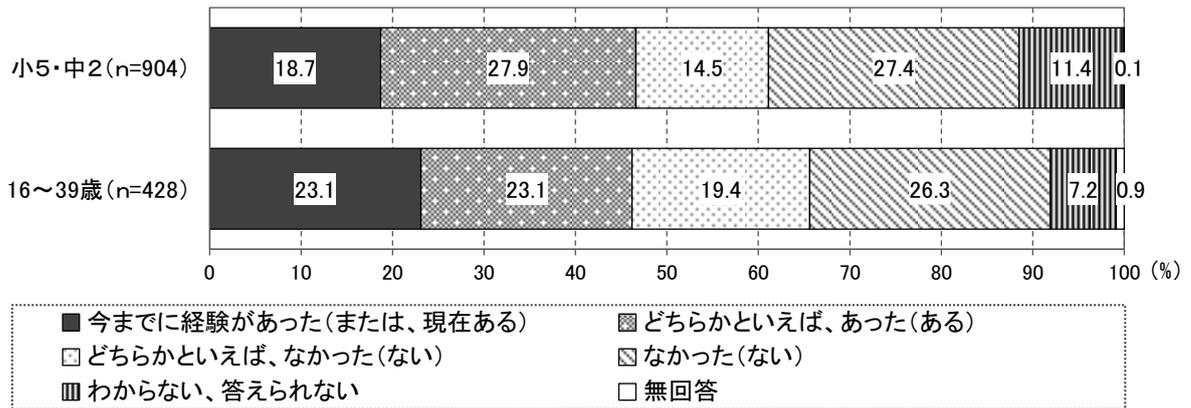
◆自分の将来について明るい希望を持っているか◆



(7) 社会生活（学校生活）や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）ことについて

「今までに経験があった（または、現在ある）」と「どちらかといえば、あった（ある）」を合わせた“あった（ある）”を見ると、小5・中2と16～39歳のいずれも5割弱の人が“あった（ある）”と回答しています。

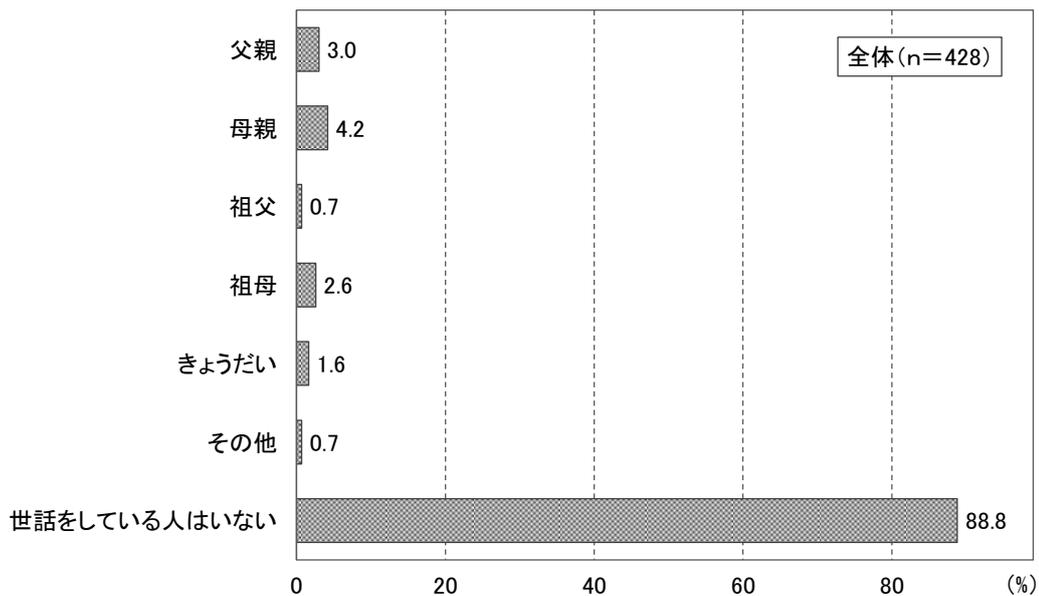
◆社会生活（学校生活）や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）ことがあるか◆



(8) 家族の中で世話をしている人（自分の子ども以外）について

「世話をしている人はいない」が88.8%と最も高く、次いで、「母親」（4.2%）、「父親」（3.0%）の順となっています。

◆家族の中に、あなたが世話をしている人がいるか（自分の子ども以外）◆

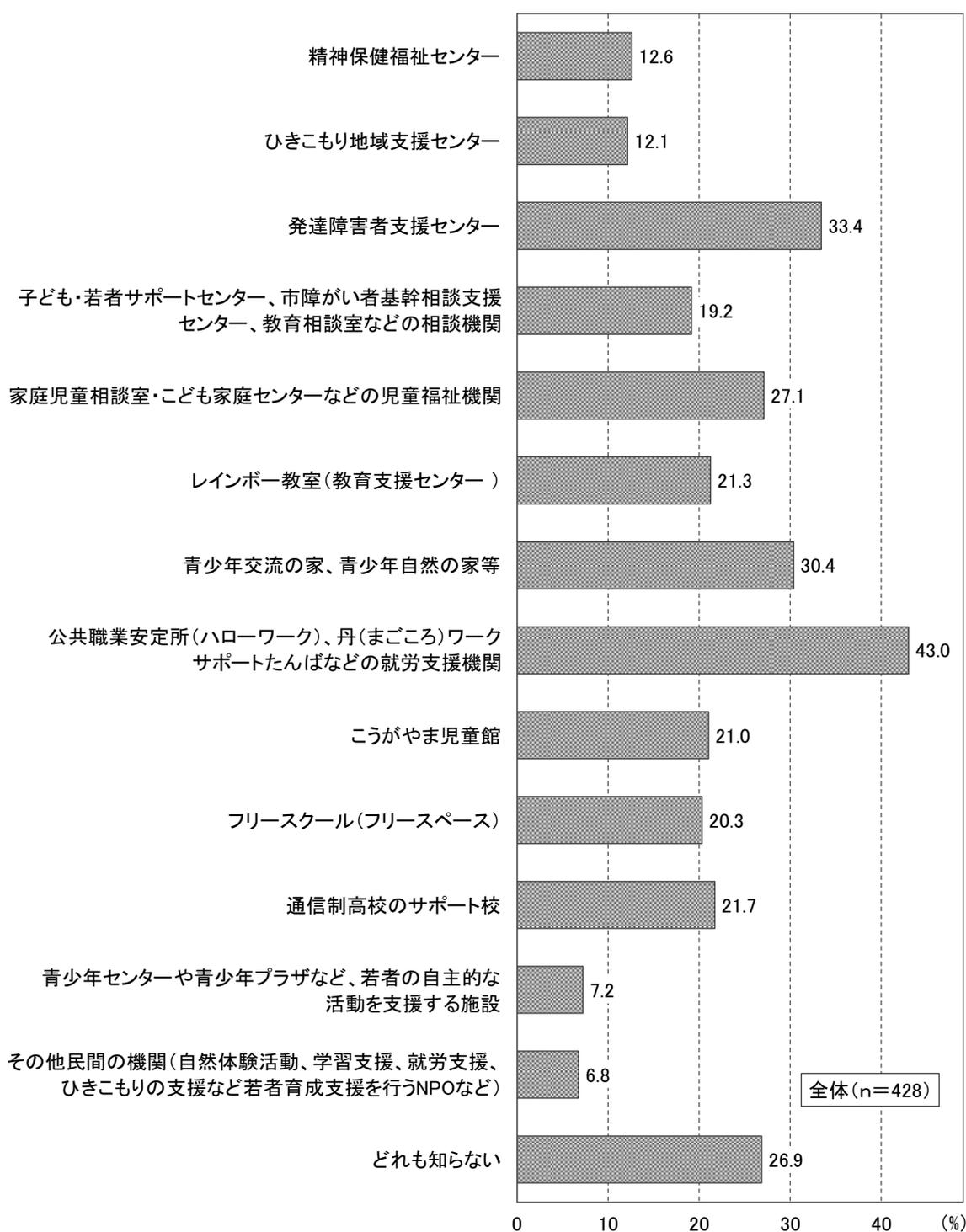


【複数回答可】 ※16～39歳調査のみ

(9) こども・若者を対象とした育成支援機関等の認知度について

「公共職業安定所（ハローワーク）、丹（まごころ）ワークサポートたんばなどの就労支援機関」が43.0%と最も高く、次いで、「発達障害者支援センター」（33.4%）、「青少年交流の家、青少年自然の家等」（30.4%）の順となっています。

◆こども・若者を対象とした育成支援機関等の認知度◆



【複数回答可】 ※16～39歳調査のみ

3. こどもの参加する権利に関するアンケート調査結果（概要）

◆調査期間 令和6年10月15日～10月23日

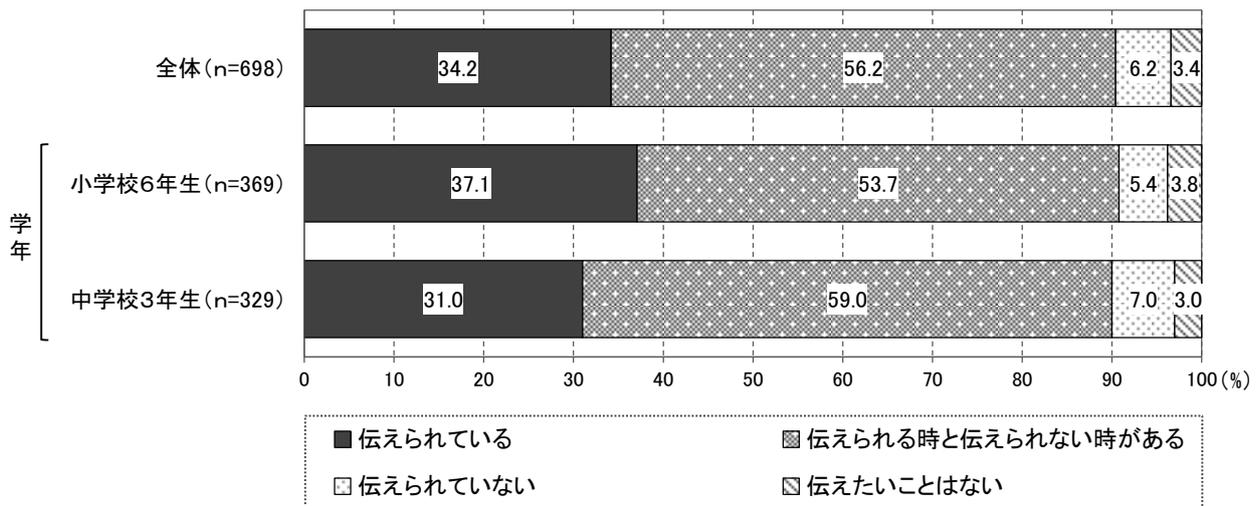
◆調査方法 WEBによる配布・回収

対象	配布数	回収数	回収率
小6・中3	991票	698票	70.4%

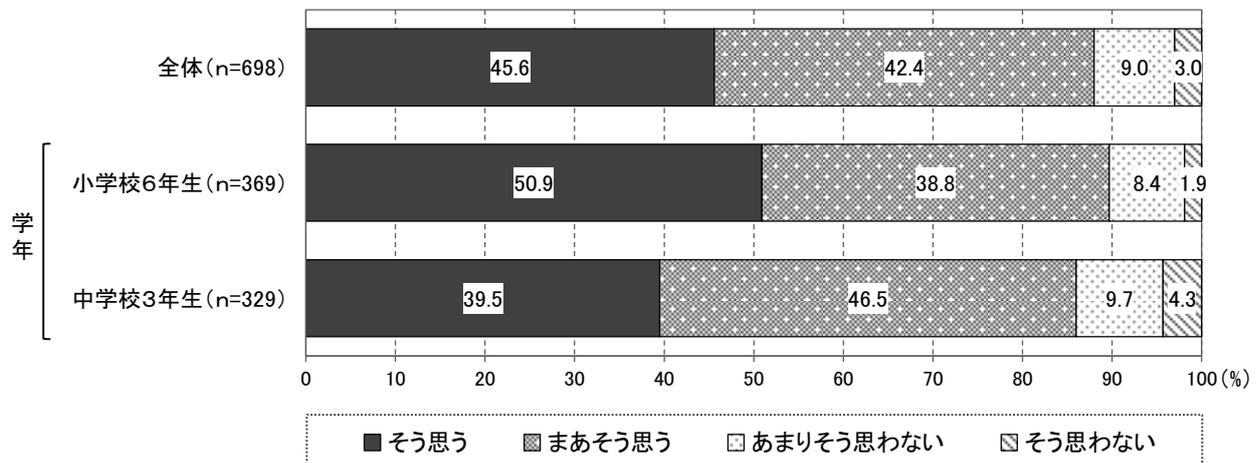
(1) おとなに対する意見表明について

おとなに考えを伝えられているかを見ると、全体では「伝えられている」は34.2%となっています。また、おとなは考えを聞いてくれるかを見ると、「そう思う」と「まあそう思う」を合わせた“そう思う”について、全体では88.0%となっています。

◆おとなに考えを伝えられているか◆



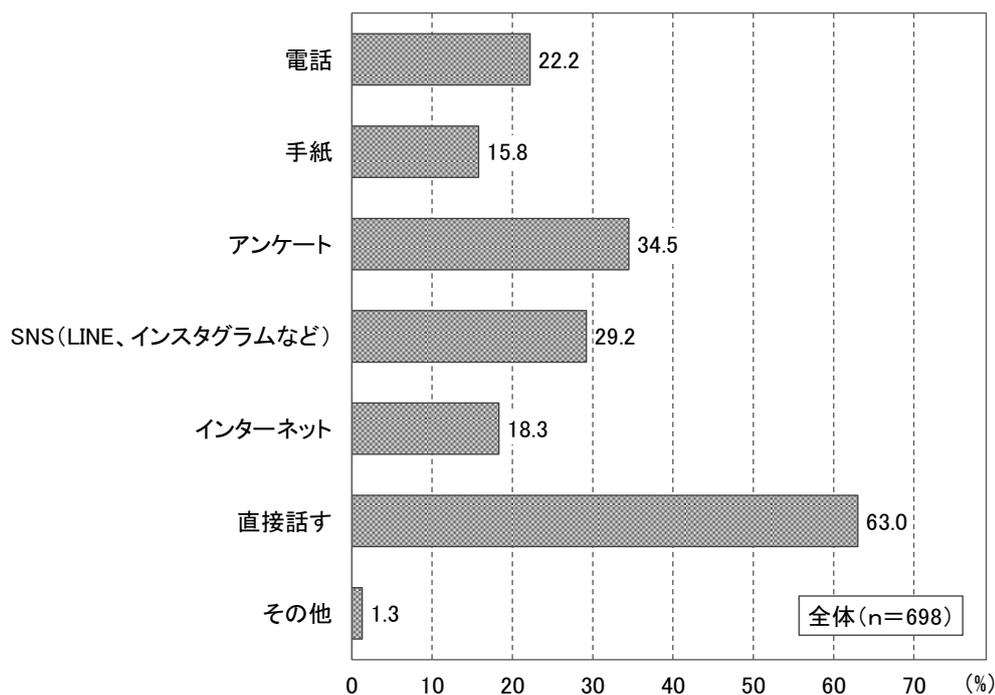
◆おとなは考えを聞いてくれるか◆



(2) 意見表明に関する方法について

こどもが意見を伝えやすい方法として、全体では「直接話す」が63.0%と最も高く、次いで、「アンケート」(34.5%)、「SNS^(※)(LINE、インスタグラムなど)」(29.2%)の順となっています。

◆意見を伝えやすい方法◆



		(n=)	電話	手紙	アンケート	SNS (LINE、インスタグラムなど)	インターネット	直接話す	その他
全体		698	155 22.2%	110 15.8%	241 34.5%	204 29.2%	128 18.3%	440 63.0%	9 1.3%
学年	小学校6年生	641	104 16.2%	61 9.5%	104 16.2%	75 11.7%	48 7.5%	245 38.2%	4 0.6%
	中学校3年生	646	51 7.9%	49 7.6%	137 21.2%	129 20.0%	80 12.4%	195 30.2%	5 0.8%

4. 関係団体ヒアリング結果（概要）

- ◆アンケート調査：令和6年2月20日～3月6日
計65団体から回答が寄せられました。（回答数：67件）
- ◆実地ヒアリング：令和6年3月18日～3月25日
計13団体を対象として直接ヒアリングを実施しました。

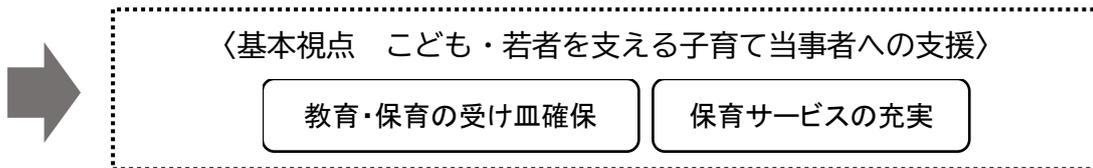
■関係団体ヒアリングから見える現状と課題

- ①自分自身が問題を抱えているという認識がない方や、家族や本人が周囲（隣近所等）に状況を知られたくない傾向が強いこと等から、問題を抱える世帯（対象者）が相談・支援を希望しない・問題を抱えている世帯の情報を把握できていない現状があります。
- ②必要な情報が必要な方へ届いていないことや、施策に対する市の意図がうまく伝わっていない背景には、単なる情報の周知不足、制度・施策の説明不足や、ニーズに合った方法で周知できていないことによる広報のミスマッチ等が考えられます。
- ③問題を抱える世帯では、背景に複数の課題が複雑に絡み合っているケースが多く、その全てをまとめて対応できるつなぎ先がなく、また、課題の改善・解決に向けて主導的役割を担う機関もない状況です。そのため、対処療法的な支援はできたとしても、課題の根本的な解決に至らないケースも見受けられます。
- ④市内の不登校児童生徒は増加傾向の状況であり、その背景には家庭も課題（経済面、養育環境、保護者の疾病等）を抱えている場合が多く見られます。不登校児童生徒の学校以外での居場所の確保に加え、家庭が抱える課題の解決に向けた支援の充実が必要です。
- ⑤ひとり親世帯や多子世帯では、経済的に困難を抱えやすい傾向にあり、こうした世帯への経済的な支援の充実が課題です。
- ⑥支援を要するこども・若者は、基本的な生活習慣が乱れているケースが多く見られ、親自身も現状を課題と捉えていない場合もあります。生活習慣に限らず、親（家庭）としての役割を知る機会の提供（家庭教育支援）が必要です。

5. 調査結果等から見える課題

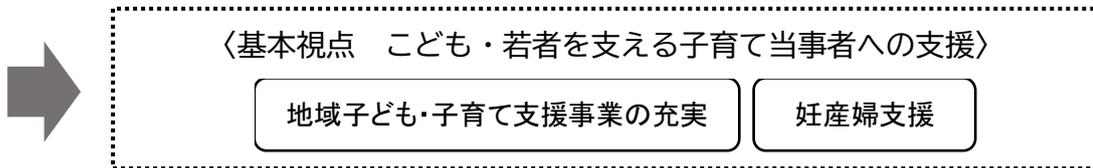
(1) 増加・多様化する保育ニーズへの対応

調査結果からも、多くの家庭で共働きの状況がうかがえます。このため、定期的・不定期を問わず、教育・保育の受け皿について利用者のニーズに応じた形で提供できるよう努める必要があります。また、こどもの病気やけがの際の対応について、病児・病後児保育施設やファミリーサポート事業等による保育を希望する割合も多く、近年の核家族化の進行や共働き世帯の状況を踏まえ、引き続き、病児・病後児保育施設やファミリーサポート事業等の充実に努める必要があります。



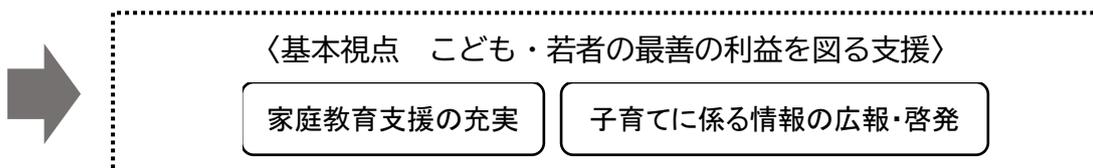
(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

調査結果から、こどもの発育・発達や食事・栄養、教育の方法等の育児に関する悩みを抱え込む保護者が一定の割合で見られます。子育て学習センターをはじめとする地域の子育て支援事業の充実や、市主催の事業の参加率向上と内容の充実に努め、保護者の悩みの低減につなげるとともに、妊産婦や子育て家庭の交流の場を設け、育児の孤立化を防ぎ、地域社会全体で子育てを応援する体制を整えていく必要があります。



(3) 家庭教育支援の充実

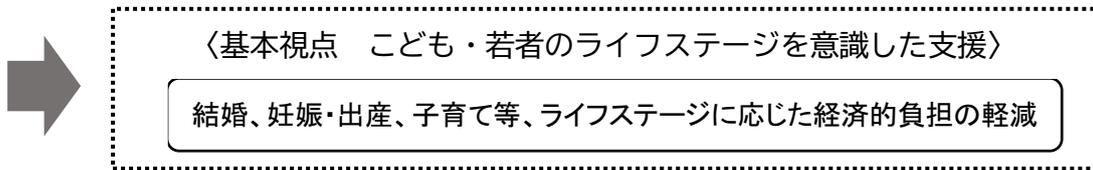
調査結果では、支援を要するこども・若者は、基本的な生活習慣が乱れていることが多いことが挙げられています。また、「こどものために家庭で行っていること」の回答結果を見ると、発育・発語に影響を与える「絵本の読み聞かせ」を行っていない家庭も少数ですが見られます。生活習慣等に限らず、保護者（家庭）としての役割を知る・学ぶ機会の提供が必要です。



(4) ライフステージに応じた経済的支援

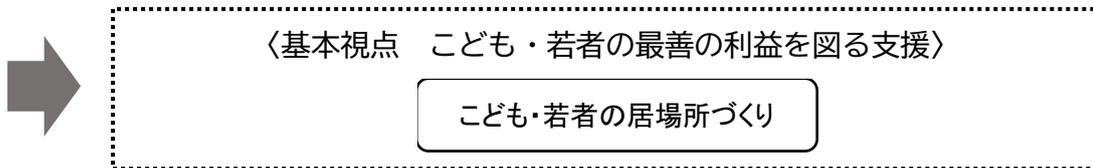
調査結果において、経済面における不安の声や、経済的支援を求める声が多く挙げられています。経済的に厳しい子育て当事者やひとり親家庭等において、家庭の経済状況

がこどもの発育・発達に影響を及ぼすことを低減できるよう、また若者においては自身の結婚や妊娠・出産等の希望を経済状況により阻害されることを低減できるよう、ライフステージに応じた経済的支援の充実が重要です。



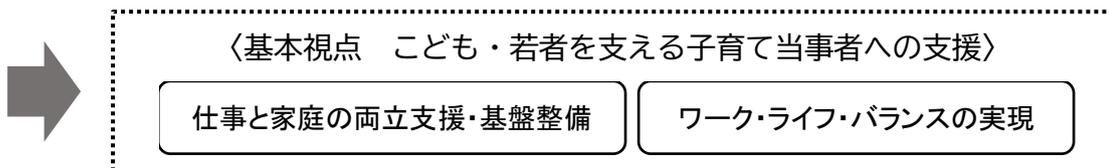
(5) こども・若者の居場所づくり

虐待、不登校、ひきこもり等、こども・若者を取り巻く環境が複雑化する中、その背景に隠れている根本的な課題を解決に導く支援体制の充実はもちろんのこと、困難を抱えるこども・若者が安心して過ごすことのできる居場所の確保が重要です。



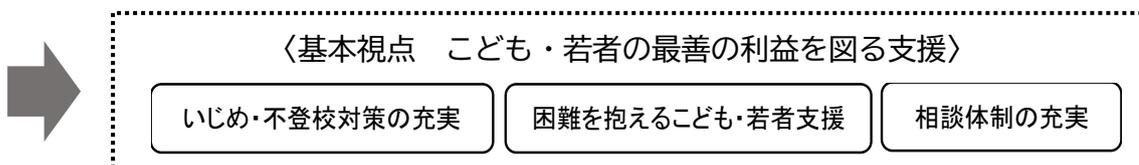
(6) 仕事と子育ての両立支援

調査結果では、仕事と家庭の両立支援を求める割合が高くなっています。希望する結婚、妊娠・出産、子育てを可能としつつ、働き続けられる社会の創造が必要です。仕事と家庭の両立を可能とする保育サービスや子育て支援施策の一層の充実に加え、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備等、時代に即した働き方の見直しを促進し、民間事業者を含め社会全体で仕事と子育ての両立を支援する取組を推進する必要があります。



(7) 困難を抱えるこども・若者・家庭への支援

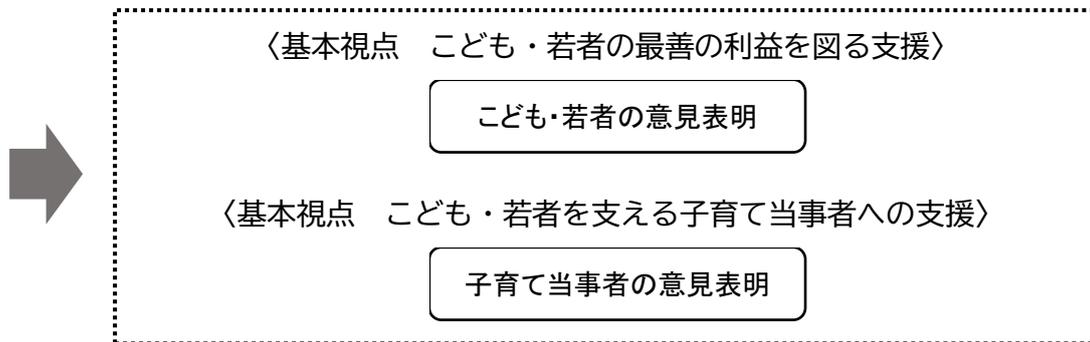
不登校、いじめ、ひきこもり、貧困、虐待等、こども・若者及びその家庭が抱える困難は複雑に絡み合っている場合があります。調査結果では、社会生活（学校生活）や日常生活を円滑に送れなかった経験のある割合が回答者の約5割弱を占めています。このようなこども・若者を取り残さないよう、相談支援機関及び専門員の充実や、市と地域、民間団体が連携し、困難を抱えるこども・若者や家庭を早期に発見して支援につなげる体制を整える必要があります。



(8) こども・若者や子育て当事者の意見の尊重

「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者や子育て当事者が自らの意見を表明することにより、その意見がこども施策に生かされ、社会を変えていくことにつながる流れを作ることが求められています。

このため、調査結果を踏まえて、こども・若者が年齢に応じた意見の形成や意見を表明しやすい環境づくりを進めるとともに、こども・若者、子育て当事者が意見を表明できる場や機会をつくることに取り組みます。また、その場や機会等で得られた様々な意見を市のこども施策に反映させるとともに、どのように反映されたのかを市全体に広く発信します。



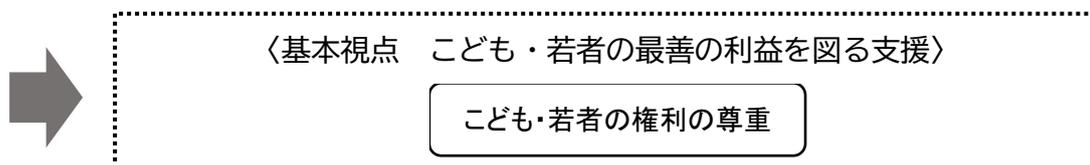
6. 留意すべき様々な重要事項

調査結果等から見える課題のほか、こども大綱の趣旨や内容を踏まえる中で、計画策定に向けて留意すべき様々な重要事項について、次のとおり整理します。

(1) こども・若者の権利の尊重

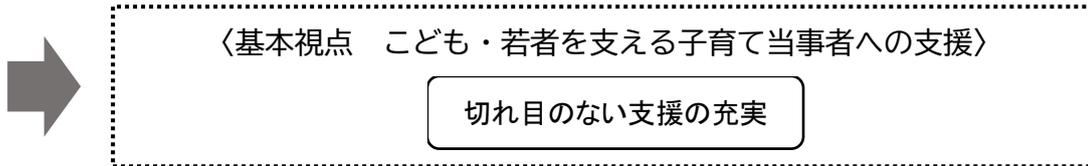
本計画の趣旨は、こども・若者の最善の利益を第一に考え、こども・若者を権利の主体として認識し、こども・若者の権利を保障して「こどもまんなか社会」を実現していくことにあります。

このため、こども・若者の多様な人格・個性を尊重して権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図るため、全ての施策において、こども・若者の視点や権利を踏まえた施策を推進します。



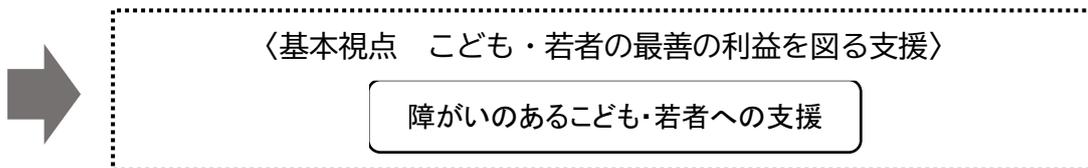
(2) 妊娠前からの切れ目のない支援の充実

不妊症や不育症等、妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談体制の強化による妊娠前からの保健・医療の充実をはじめ、妊娠・出産期・乳幼児期・学童期・思春期へとニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を行います。また、親の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うことや、年齢・発達段階に応じたこどもへの接し方等に関する親の学び等、親や家庭の愛情のもとにこどもが健やかに育つ環境整備を進めます。



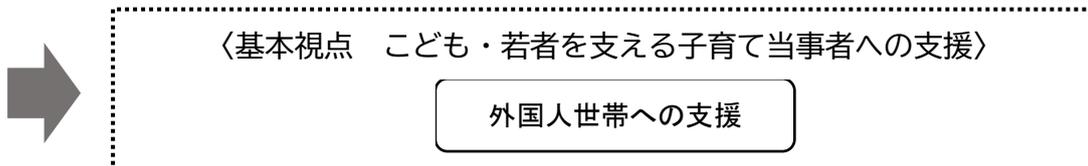
(3) 障がいのあるこども・若者に対する支援の充実

障がいのあるこども・若者に対して、乳幼児期においては教育・保育施設における受け入れを充実するとともに、学童期から思春期、そして青年期以降の社会生活へとライフステージごとに支援が受けられるよう、関係機関との連携や相談体制の強化を図ります。また、乳幼児健診等により早期発見・早期療育につながる取組を行います。



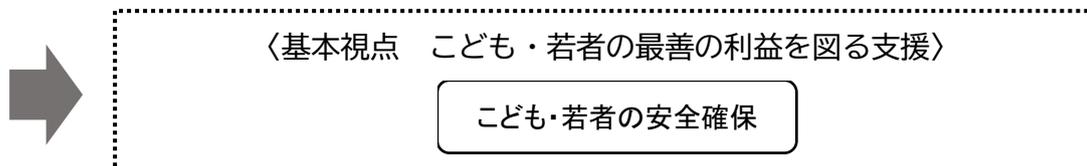
(4) 外国につながるのこども^(※)と子育て家庭への支援・配慮

国際化の進展、国際移動が活発化する中、外国につながるのこどもが増加しています。そのため、該当する家庭がこども施策に関する事業等を円滑に利用できるような言語や文化等の違いに配慮した適切な支援を行います。



(5) 安全・安心な生活環境づくり

子ども・若者の生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全ての子ども・若者が健やかに育つための大前提です。そのため、保護者をはじめ地域住民や関係団体と連携し、通学路や生活道路における見守り体制の強化及び歩道やガードレール等の整備を進めます。また、児童生徒に対する交通安全教育や防災教育を推進します。

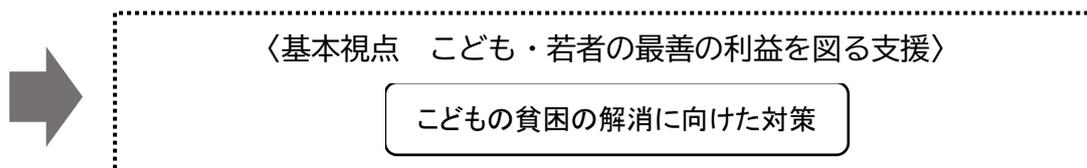


(6) こどもの貧困の解消に向けた対策

こどもの貧困の解消に向けた対策とは、生まれ育った環境によりこどもの将来が左右されない社会の実現を目指して、教育・生活・就労・相談・経済的支援やこどもの居場所づくり等に取り組むことです。

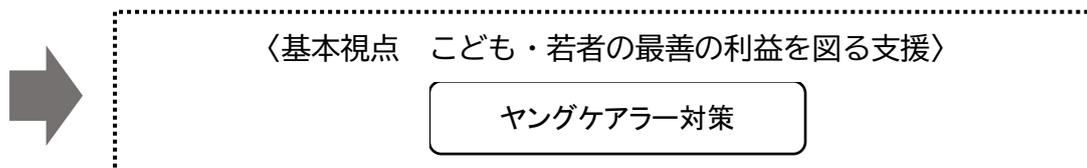
貧困という言葉を見ると、衣食住等の物資の欠如による「絶対的貧困」を思い起こすかもしれませんが、我が国ではそのような状況はほとんど見られないため、国全体の生活水準と比較して困窮した生活状態にある「相対的貧困」について、調査に基づく統計を3年に1回実施しています。なお、直近の令和3年時点の国の調査によると、我が国では「約9人に1人のこどもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。こどもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、こどもの貧困の解消に向けた様々な支援を推進していきます。



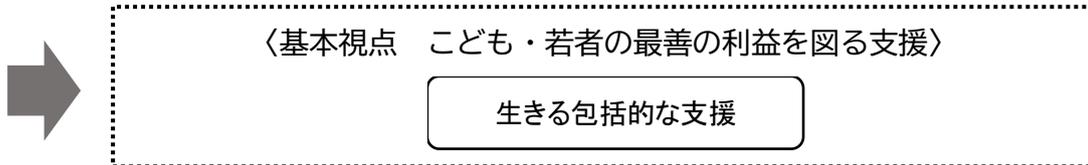
(7) ヤングケアラーへの支援

家族の介護・看病・世話や家事等について、おとなと同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、学業や友人関係、社会生活等への影響が懸念されることから、市と地域、民間団体が連携し、そのような家庭を早期に把握して支援につなげる体制を整える必要があります。



(8) こども・若者の自殺対策

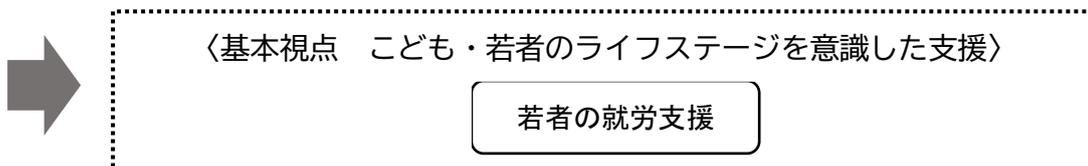
全国的に若年層の自殺者数が増加傾向にあるため、市においても誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進する必要があります。学校教育の段階からこころの健康に関する正しい知識を指導するとともに、児童生徒が困難やストレスに直面した際には相談機関や相談支援員をはじめ、信頼できる誰かに相談できる意識の醸成を図ります。



(9) 就労と経済的基盤の安定のための支援

こどもが青年期に入って就職活動を行っていく段階において、就労先とのマッチングの向上を図ることで早期離職を抑制しながら、長い人生におけるその後のキャリア形成のため能力を向上できるようサポートできる環境づくりが求められています。

このため、離職する若者が早期に再就職して能力を発揮できるよう、ハローワークや地域若者サポートステーション等と連携して、リスキリング^(※)による能力向上支援等、若者への就職支援に取り組みます。



第5章 基本理念と施策体系

1. 基本理念

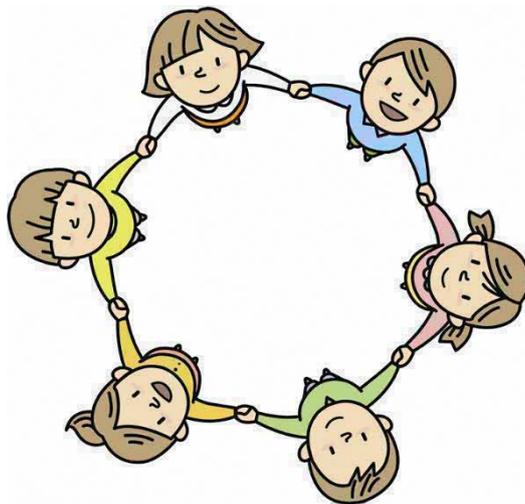
◆計画の基本理念◆

こども・若者が夢をもっていきいきと輝く
丹（まごころ）の里

本市のこれまでの子ども・子育て支援事業計画では、「みんなではぐくむ 子どもが夢をもっていきいきと輝く 丹（まごころ）の里」を基本理念に掲げ、地域みんなでこどもを育み、子育て当事者にやさしいまちづくりに取り組んできました。

本市の状況として、高齢化や少子化の進行に加え、共働き世帯や核家族の増加に伴い、家庭や地域における子育て環境は厳しさを増していることから、子育て家庭の不安や負担を軽減する支援が必要です。また、本市の女性の就労率もかなり高いことから、少子化の状況にあっても子育て支援施策の更なる充実と、仕事と子育てを両立できる環境の整備を一層推進していく必要があります。

このような従来のこども施策の充実に加えて、若者を含む施策の充実に取り組むことで、こども・若者の最善の利益が優先される社会の実現と、誰もが安心してこどもを生み育てられ、こども・若者自身がたくましく健やかに育つことができる環境づくりを目指します。



2. 計画の視点

本計画では、次の3つの視点を基本としながら、基本理念を実現する施策を展開していくこととします。

視点1 こども・若者の最善の利益を図る支援

こども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現に向けて、こども・若者の最善の利益を図る環境を整えていく必要があります。このため、こども・若者が生まれながらにして権利の主体であることが理解されるとともに、意見表明・社会参画と自己選択・自己決定・自己実現^(※)ができる多様な人格をもった個として尊重され、こども・若者の権利を保障することにより、こども・若者の最善の利益を図ることができる環境づくりに取り組みます。

また、全てのこども・若者について年齢及び発達の程度に応じた意見の尊重や、こども・若者を支える子育て当事者等の意見も尊重することで、本市のこども施策への反映及び改善に努めます。

視点2 こども・若者のライフステージを意識した支援

こども・若者は、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各成長段階で様々な学びや体験により成長することで、自立した社会生活を送るようになります。ただし、自分らしく社会生活を過ごせるようになるまでの成長過程においては、こども・若者の置かれた環境への依存度が大きく、乳幼児期から置かれている環境の連続性も影響を与えることとなります。このため、個々のこども・若者の状況に応じた必要な支援が特定の年齢で途切れることなく、教育・保育、保健、医療、療育、福祉の様々な分野の関係機関・団体が連携して、こども・若者が自分らしく社会生活を過ごせるようになるまで支援することに努めます。

また、こども・若者の課題やニーズは、乳幼児期、学童期、思春期、青年期という各成長段階で異なることがあるため、子育て当事者の課題やニーズも把握しながら、こども・若者の各成長段階に応じた支援を行っていくことに努めます。

視点3 こども・若者を支える子育て当事者への支援

こども・若者が、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができるようになるには、こども・若者を支える子育て当事者への支援が必要です。このため、「子育て」をこどもの誕生前から、乳幼児期、学童期、思春期、青年期を経て、おとなになるまでと捉え、子育て当事者を市全体で支え、子育て当事者からの意見を尊重し、課題やニーズに応えられるように努めます。

また、子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、自らも心身ともに健康でこども・若者と向き合えるようにすることが、こども・若者の健やかな成長につながります。このため、子育てに関する経済的支援や地域子育て支援に取り組むとともに、核家族化や共働き世帯、ひとり親家庭、障がいのあるこども・若者のいる家庭、外国につながるのある子育て家庭等、こども・若者を育てる世帯の状況に応じた支援に努めます。



3. 基本目標

基本目標1 こども・若者の権利の保障

「こどもまんなか社会」の実現のため、こども・若者の権利に関する市民への理解を促進していくことが必要です。このため、こども基本法、こどもの権利条約の趣旨や内容及び新たに制定予定の「丹波市こどもの権利に関する条例」の趣旨や内容について広く周知し、市全体でこども・若者の権利の保障に関する共通認識を図れるように努めます。

また、いじめや虐待は、こども・若者の心身に生涯にわたって深刻な影響を及ぼすため、いじめの早期発見・早期対応に努めるほか、家庭における虐待事案の把握と早期対応に努めます。

【施策】

- 1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進
- 1-2 こども・若者の権利侵害への対応

基本目標2 こども・若者の成長を支える地域社会の構築

共働き世帯が安心して働くことができるよう、保育サービスの充実や子育てをしている保護者への支援に取り組むとともに、それを支える人材の確保に努めます。

また、こどもの居場所や通学路等の整備、犯罪被害の抑止や防災対策の強化等により、こども・若者の成長を支える安全・安心な環境づくりに取り組みます。

【施策】

- 2-1 保育環境の整備
- 2-2 子育てを支える環境の整備
- 2-3 福祉人材の確保
- 2-4 こどもの居場所づくり
- 2-5 安全・安心なまちづくり

基本目標3 健やかに生み育てられる環境づくり

こどもの健やかな心身の成長には、妊娠・出産・育児における連続性をもった支援が必要です。若い子育て世帯は特に経済的支援を求める声が多いことから、経済的支援を含め、妊産婦やこどもに対する適切な保健医療サービスの提供を推進し、こどもを健やかに生み育てる環境づくりを進めます。

また、子育て当事者の生活における時間配分が仕事に偏りすぎないように、ワーク・ライフ・バランス^(※)に関する普及・啓発を行い、子育て期にあっても子育て当事者が自らの人生と仕事の時間をバランスよく過ごしながら、やりがいや充実感をもって人生を過ごすことができるように支援します。

【施策】

- 3-1 母子保健の充実
- 3-2 妊娠期から乳幼児期の経済的支援
- 3-3 様々な経済的支援と医療費助成
- 3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進と就労支援
- 3-5 結婚と子育ての希望をかなえる支援

基本目標4 配慮が必要なこども・若者や子育て家庭への支援

障がいや発達に特性のあるこども・若者に対して、個々の状況やライフステージに応じた発育・発達支援や経済的支援を行うとともに、医療的ケア児等への支援や特別支援保育・教育の体制の充実に努めます。また、日本での生活や社会保障制度等の理解が十分でない外国人子育て家庭に対しては、言語や文化等の違いに配慮した生活支援やコミュニケーション支援を行います。

さらに、不登校やひきこもり、ヤングケアラー等、生きづらさを感じているこども・若者に対しては、関係機関と連携し、自殺へと追い込まれることのない社会の実現に向けた生きることの包括的な支援を推進するとともに、こどもの養育が困難であったり、経済的に厳しい子育て当事者やひとり親家庭等に対しては相談支援や経済的支援を行います。

【施策】

- 4-1 障がいや発達等に特性のあるこども・若者への支援
- 4-2 配慮が必要な子育て家庭への支援
- 4-3 生きづらさを抱えるこども・若者への支援
- 4-4 外国につながるのあるこども・子育て家庭への支援

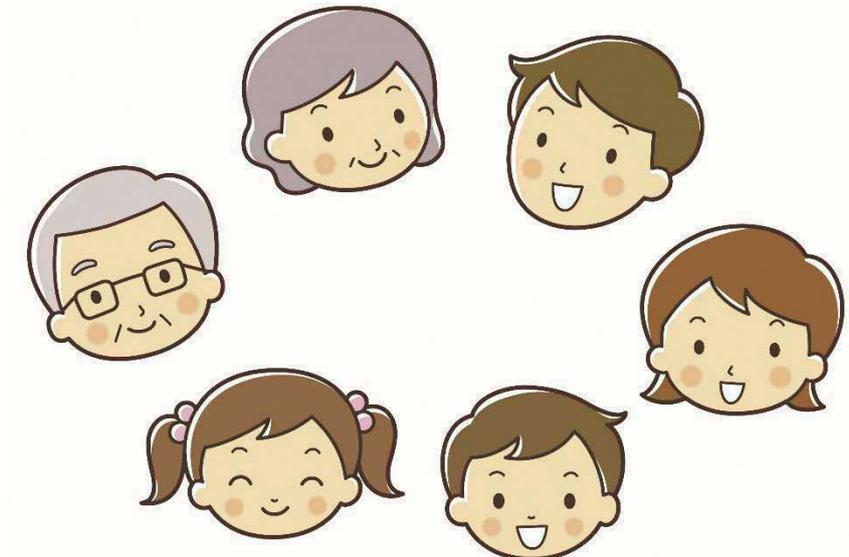
基本目標5 教育環境の充実

こども・若者の成長過程における学校が果たす役割は、それ以降の人生において非常に重要です。このため、学校教育において、確かな学力^(※)の確立、豊かなこころの育成、健やかな身体づくりに努めるとともに、時代の流れにも対応できる学習や、地域・保護者との連携等についても進めていきます。

また、スポーツ・文化活動・趣味・ボランティア活動等の多岐にわたる生涯学習の機会提供に取り組みます。

【施策】

- 5-1 学校教育の充実
- 5-2 生涯にわたる学びの充実



4. 施策体系

◆計画の基本理念◆

こども・若者が夢をもっていきいきと輝く
丹（まごころ）の里

基本目標	施策
1 こども・若者の権利の保障	1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進
	1-2 こども・若者の権利侵害への対応
2 こども・若者の成長を支える 地域社会の構築	2-1 保育環境の整備
	2-2 子育てを支える環境の整備
	2-3 福祉人材の確保
	2-4 こどもの居場所づくり
	2-5 安全・安心なまちづくり
3 健やかに生み育てられる 環境づくり	3-1 母子保健の充実
	3-2 妊娠期から乳幼児期の経済的支援
	3-3 様々な経済的支援と医療費助成
	3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進と 就労支援
	3-5 結婚と子育ての希望をかなえる支援
4 配慮が必要なこども・若者や 子育て家庭への支援	4-1 障がいや発達等に特性のあるこども・ 若者への支援
	4-2 配慮が必要な子育て家庭への支援
	4-3 生きづらさを抱えるこども・若者への 支援
	4-4 外国につながるのあるこども・子育て家 庭への支援
5 教育環境の充実	5-1 学校教育の充実
	5-2 生涯にわたる学びの充実

第6章 施策の展開

基本目標1 こども・若者の権利の保障

1-1 こども・若者の権利に関する理解の促進

【取組の方向】

こども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障していくためには、こども・若者の権利に関する市民への理解を促進していくことが必要です。このため、こども基本法やこどもの権利条約の趣旨や内容を、こども・若者をはじめ、子育て当事者、教育・保育関係者等に対して広く周知し、繰り返し学習することにより市全体で共有を図れるように努めます。

また、こども・若者の年齢や発達の段階に応じた意見を述べる場や機会を作るとともに、こども・若者が意見を形成する支援を行い、社会づくりに参画できる機会を保障することも求められています。このため、こども・若者や子育て当事者等の意見を伺うとともに、意見に対する施策の実施の実現可能性等を考慮しつつ、こども施策に対する反映に努めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こどもの人権についての理解促進	丹波市こどもの権利に関する条例を制定・推進するとともに、こどもの人権について正しい知識と理解を深めるための啓発活動を推進します。	●	●	●	●	●	●
こども・若者の意見表明の機会創出	こどもの参加する権利について周知・啓発を図るとともに、こども・若者に関する事柄について、こども・若者が自身の意見を自由に表明できる制度や仕組みづくりを研究します。併せて、こども・若者の意見表明をサポートするファシリテーターの養成について研究します。	●	●	●	●	●	●
こども施策への意見の反映	こども・若者の意見がまちづくり等における意思決定に影響を与える制度や仕組みづくりを研究します。	●	●	●	●	●	●

1-2 こども・若者の権利侵害への対応

【取組の方向】

いじめや虐待は、こども・若者の心身に生涯にわたって深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、国全体でいじめや虐待への対応を強力に進めていく必要があります。このため、学校等におけるいじめの早期発見・早期対応に努めるほか、関係機関と連携して虐待事案の把握と早期対応に努め、こども・若者の権利侵害の防止に努めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こどもの権利擁護委員会の設置	権利擁護委員会を設置し、こどもの権利侵害に関する相談、救済の申し立てに応じ、調査、助言、支援等の措置を行い、こどもの権利の侵害を防止します。	●	●	●	●		●
児童虐待の予防及び早期発見のためのネットワークの充実	児童虐待等こどもをめぐる様々な問題について関係機関が連携し、虐待の早期発見や早期対応を行うための、要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）を設置し、適切な対応が図れる体制を充実します。	●	●	●			●
教育相談体制の充実	児童生徒とその保護者の悩みや困りごとを相談できる体制の充実を図ります。		●	●			●
いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策を円滑に実施するため、いじめ問題対策連絡協議会を設置し、関係機関及び団体と必要な連携を図ります。		●	●			
いじめ問題調査委員会の設置	発生した重大事態への対処又は重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めた場合に、いじめ問題調査委員会を設置します。		●	●			
いじめ問題専門委員会の設置	いじめの防止等のための対策や重大事態に係る事実関係の調査のために設置し、教育委員会の諮問に応じ、必要な調査や審議を深めます。		●	●			

基本目標2 こども・若者の成長を支える地域社会の構築

2-1 保育環境の整備

【取組の方向】

核家族化や共働き世帯の増加等により、少子化の流れにあっても保育ニーズは高まっています。このため、こどもと子育て当事者が安全・安心に保育サービスを利用することができる環境整備に努めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
一時預かり事業	保護者の傷病や育児疲れによる心理的・身体的負担を軽減するため、一時的にこどもを預けられるようにし、安心して子育てができる環境を整備することで、こども家庭福祉の向上を図ります。	●					●
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化等に伴い、保育時間を延長して児童を預けられる環境が必要とされており、需要に対応し、安心して子育てができる環境を整備することで、こども家庭福祉の向上を図ります。	●					●
病児保育事業	保育需要に対応するため、病気の児童を一時的に保育する場合や、保育中に体調不良となった児童に看護師等を配置し、安心して子育てができる環境を整備することで、こども家庭福祉の向上を図ります。	●					●
医療機関を活用した病児保育の実施の検討	保護者が安心して働ける環境を整えるため、医療機関の1室等を活用した病児保育の実施を検討します。	●	●				●
ファミリー・サポート・センター事業	こどもを預けたい人とこどもを預かれる人を登録、マッチングするなど、相互援助を促進します。	●	●				●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
乳児等通園支援事業 (こども誰でも通園制度)	概ね生後6か月から満3歳未満のこどもが、保護者の就労要件を問わず、月一定の時間内で認定こども園等を利用できるようにします。	●					●
保育環境改善等事業	特別な支援を要する児童の受け入れや、熱中症防止・ICT ^(※) 環境の整備に対応するなど、必要な施設整備に係る経費の補助を行うことで、安全・安心な保育環境の整備を推進します。	●					●
就学前教育・保育施設整備事業	認定こども園等の防犯対策や施設の機能強化に係る施設整備に要する経費の一部を補助し、こどもを安心して預けることができる体制の整備を推進します。	●					●
幼児教育・保育充実補助金	国が定める公定価格を基に支給する施設型給付費とは別に、認定こども園が抱える課題解決のため、保育環境の充実や保育教諭の処遇の改善を図るための補助金を交付し、認定こども園の安定的な運営を支援します。	●					
こども園建設改良融資償還補助金事業	認定こども園が建設改良等を実施するために、借入金の償還等に必要な費用を補助します。	●					

2-2 子育てを支える環境の整備

【取組の方向】

子育てへの不安や悩みの解消や、妊産婦や子育て家庭の孤立化を防ぐため、身近な相談場所の充実や子育て家庭同士の仲間づくりを図る必要があります。このため、地域の子育て学習センターにおける相談支援や情報提供をはじめ、子育て家庭同士の交流と親睦を促進します。

また、デジタル技術を生かした行政サービスの推進や公園施設の充実等、子育て世帯が暮らしやすく子育てしやすい環境整備に努めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
子育て学習センターの運営	地域の子育て支援の拠点として、子育てに関する学習や育児相談、子育てに関する情報提供、子育てグループの支援等、親の主体的な「学び」「育ち」の場を提供します。	●					●
子育てピアサポーターの配置	子育て世代と同じ目線で仲間として寄り添いながら、こどもや保護者を応援し支えるサポーターを委嘱・養成し、市の機関と連携しながら子育て支援を行います。						●
みんなで子育て・親育ち活動補助金事業	子育て中の保護者とそのこどもの仲間づくりを行う自主的なサークル等の活動費を補助します。	●					●
子育てポータルサイトの運営	子育てポータルサイトを運営し、行政や民間の地域に根差した子育てに役立つ情報をリアルタイムに発信します。						●
こども期間のあらゆる手続き・支払いのデジタル化の推進	子育て世帯にとって、暮らしやすい・子育てがしやすいまちづくりに向けた各種手続きや支払いに関するデジタル化を推進します。						●
市内公園施設の充実	ユニバーサルデザイン ^(※) とこども・子育て目線を重視して公園の機能の充実を図ります。	●	●	●			●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
アフタースクールにおける昼食サービス導入の検討	保護者が安心して働くことのできる環境の整備を図るため、長期休業中のアフタースクールにおける昼食の提供を検討します。		●				●
部活動の地域移行の加速化	部活動の地域移行に向けて、地域における様々なスポーツや文化・芸術活動の受け皿となる団体の育成や協働 ^(※) を推進し、子どもたちがスポーツや文化・芸術活動を親しむことができる機会を確保します。			●			●
公共交通による移動支援	通学や通院等の移動需要に応じた基幹交通や生活交通の在り方を検討し、安全かつ快適に利用できる利便性の高い公共交通環境を構築します。	●	●	●			●

2-3 福祉人材の確保

【取組の方向】

本市におけるこども施策を展開するためには、それを支える人材の確保が必要です。このため、幼児教育・保育に関わる人材の確保やその環境整備に努めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
福祉人材確保支援	福祉事業所に就職したU・Iターン ^(※) 者、新規学卒者等に対し、就職時等の福祉人材確保支援補助、民間賃貸住宅の家賃一部補助、奨学金返還支援補助を行います。				●	●	●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
保育補助者雇上強化事業	保育教諭の業務負担を軽減し、離職防止を図ることを目的に、保育教諭の資格を持たない者であっても、子育て支援員研修を受講したなどの要件を満たす保育補助者を雇い上げられるように支援します。	●					●
保育体制強化事業	地域住民や子育て経験を有する者等多様な人材を活用することで、園児の園外活動時の安全管理や、保育教諭の働きやすい保育環境を整備し、就業継続や離職防止を図るよう支援します。	●					●
子育て支援員研修事業	子育て支援員研修（地域保育コース）の受講者を増やし、保育補助者を養成することで、幼児教育・保育に携わる人材を確保します。	●					●
保育教諭等研修事業	キャリアアップ研修や保育の質の向上を図るための研修を実施し、公定価格上の処遇改善に対応するとともに、専門性の高い保育者を育成します。	●					●

2-4 こどもの居場所づくり

【取組の方向】

こどもの「居場所」とは、こどもが遊んだり、好きなことをしたり、何もせずに過ごす場所、時間、人との関係性の全てが「居場所」になり得ます。つまり、その場を居場所と感じるかどうかは、こども本人の意思によるところが大きいという前提に立って居場所づくりを推進する必要があります。

このため、多くのこどもの居場所である児童館、アフタースクールをはじめ、自治協議会等の地域の拠点についても、こどもにとって一層居心地の良い場所となるよう取り組みます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
児童館の運営	主催事業を通して、こどもに健全な遊びを提供するとともに、乳幼児から高校生まで誰でも利用しやすい居場所としての機能を提供します。また、子育て中の保護者に対しては、相談や情報提供等を行います。	●	●	●			●
アフタースクールの運営	子育て家庭への支援として、保護者の就労等により、放課後等に適切な保育を受けることができない小学生を預かります。また、全ての利用児童が安心して過ごせる場所となるよう質の向上に努めます。		●				●
地域の拠点を活用した居場所づくり	地域住民の協力により、遊びや様々な体験を通して地域の拠点がこどもの居場所となる取組を支援します。	●	●	●			●
児童育成支援拠点の開設・運営支援	こどもの居場所となる拠点（こども食堂、学習支援等）の開設を支援し、こどもに生活の場を与えるとともに、気になるこどもについて居場所からこども家庭センター等への情報提供により、関係機関と連携した支援を行います。		●	●			
レインボー教室の運営	何らかの要因で学校に行けない児童生徒、学校を休みがちな児童生徒の居場所づくりに努めるとともに、一人ひとりにあった支援活動を行います。		●	●			
隣保館こどもの居場所づくり事業	様々な課題を抱えるこどもに対して、課題の解決に向けた支援を実施するとともに、居場所を提供します。		●	●			●
こどもの居場所の整備	公共施設等を活用し、こどもやおとながこどもの権利を肌で感じることができる場の整備を研究します。		●	●			

2-5 安全・安心なまちづくり

【取組の方向】

こども・若者が成長過程において事件や事故に巻き込まれることは、こども・若者の生命と尊厳を脅かす深刻な状況であると言えます。こども・若者の生命を守り、事故や犯罪被害、災害等からの安全を確保することが必要です。

このため、交通事故や犯罪被害、災害等からこども・若者を守る環境づくりについて、関係機関や地域住民とともに進め、こども・若者にとって安全・安心なまちづくりに努めます。

また、インターネットが普及し情報が氾濫する現代において、こども・若者が正しいインターネットの利用を身につけ、情報を取捨選択して活用するスキルが求められるため、情報リテラシー^(※)教育やインターネットの正しい利用に関する啓発に取り組みます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
通学路安全対策連絡協議会の設置	児童生徒の交通安全確保のために策定した丹波市通学路安全対策プログラムに基づいて、市内の通学路の危険箇所を把握・共有し、対策を検討します。		●	●			
交通安全対策	こどもを交通事故から守るため、地域住民や関係団体と連携し通学路や生活道路における見守り体制の強化を図るとともに、自らの命を守るための行動や交通知識向上のための交通安全教育を推進します。		●	●			
犯罪被害の抑止	防犯協会による青色防犯パトロールの実施や地域住民による普段からの見守り活動を実施します。また、学校や地域において学びの機会を設けて犯罪被害の抑止に向けた意識の醸成を図ります。	●	●	●			
防災・災害対策	乳幼児や障がいのある人、外国人市民等の避難時の適切な避難所環境の整備のため、必要に応じて防災計画を見直し災害時に備えます。また、学校や地域において避難訓練や防災教育を実施し、災害時対応に関する意識の醸成を図ります。	●	●	●	●	●	●
インターネットの利用に関する啓発	インターネット利用の低年齢化が進む中、フィルタリング ^(※) の利用促進等、こどもや保護者等に対する啓発に取り組みます。		●	●			●

基本目標3 健やかに生み育てられる環境づくり

3-1 母子保健の充実

【取組の方向】

新生児を迎えることは、家族にとって母子に関する健康への関心を高めるきっかけになるとともに、こどもにとっては長い人生の成長が始まる重要な出発点となります。このため、将来にわたりこどもが心身ともに健やかに育つことを目的として、妊娠・出産から子育て期における切れ目のない支援を行います。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
母子健康手帳の交付・アプリの活用	妊娠の届け出をされた方に、母子の一貫した健康管理や子育てに役立てていただくよう、母子健康手帳を交付します。また、「母子健康手帳アプリ」の活用を推進し、子育てに役立つ情報提供や知識の普及啓発等を行います。	●					●
産前産後関連事業	妊娠中から切れ目のない支援を行うため、面談等により情報提供や相談等を行います。また、助産師・心理士の個別相談も行います。妊娠中や出産に関する不安の軽減や解消、父親の育児参加の促進等を目的として、プレママ・プレパパを対象に体験等を通して楽しく学ぶ機会を提供します。	●					●
家庭訪問事業	生後4か月までの乳児のいる家庭を全戸訪問し、乳児の発育・発達の確認や子育て等に関する助言・相談を行うとともに、保護者が抱える子育て不安等に寄り添い、子育ての負担軽減が図られるよう、関わっていきます。また、継続した支援を必要とする家庭訪問も実施します。	●					●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
乳幼児健康診査・相談事業	乳幼児とその保護者等を対象に、乳幼児の発育・発達の確認や保護者の育児不安の軽減に資するため、健康診査や健康相談を実施します。必要に応じ、医療機関等とも連携を行います。	●					●
ペアレントトレーニング事業	健全な親子関係の形成支援として、こどもとの接し方を学ぶペアレントトレーニングを実施します。						●
健康教育事業	睡眠や歯の健康について、また、喫煙防止、性教育等について、児童生徒や子育て中の保護者に学んでもらえる教室を開催します。	●	●	●			●
母子保健における食育の推進	健やかな発育と望ましい食習慣の定着を目指して、相談・教育事業の場を活用し食育を推進します。	●	●	●	●	●	●
予防接種事業	感染の恐れのある疾病の発生及び蔓延を防止するため、予防接種を実施します。国の整備するマイナンバーカードを活用した予防接種のデジタル基盤を活用し、医療機関と連携しながらワクチンの種類や接種間隔に誤りがないよう接種履歴等を管理します。	●	●	●			

3-2 妊娠期から乳幼児期の経済的支援

【取組の方向】

子育て当事者の不安や負担をできるだけ低減することが、こども・若者の発達・発育にも影響を与えます。このため、妊娠期から様々な経済的支援を行うことで、金銭に関する不安をできるだけ和らげ、子育て当事者が心にゆとりを持ってこどもに向き合えることにつながります。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
妊娠確定前診察費助成事業	妊娠確定に至るまでにかかった診察費（産科医療機関又は助産所での保険適用外診察費）について、限度額の範囲内で助成します。				●	●	●
妊婦のための支援給付事業	妊娠期からの切れ目ない相談支援と経済的支援を一体として実施する事業として、妊婦であることの認定後に、妊婦及び妊娠しているこどもの数に応じて給付金を給付します。				●	●	●
妊産婦応援タクシー利用助成事業	妊産婦に対して、タクシー利用助成券を交付し、妊娠期及び産後の負担を軽減することで、健やかな出産・育児を支援します。				●	●	●
妊産婦健康診査費助成事業	安心して出産できるよう、妊産婦の健康診査に係る費用の一部を助成します。				●	●	●
新生児聴覚検査費助成事業	新生児聴覚検査にかかる費用の一部を助成することで、検査の受診率を向上させ、聴覚障がい早期発見・早期治療、早期療育を図ります。	●					●
1か月児健康診査費助成事業	1か月児健康診査にかかる費用の一部を助成することで、健康診査の受診率を向上させ、異常の早期発見・早期治療を図ります。	●					●
産後ケア事業費助成事業	出産後、1年未満の母子に対して、医療機関等にて心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する産後ケア事業（宿泊型、通所型、訪問型）を受ける費用の一部を助成します。						●
ハッピーバース手当事業	出産を奨励し次代を担うこどもの健やかな成長を願い、出産時における経済的支援を目的にハッピーバース手当を交付します。						●
ハッピーバース応援ギフト事業	妊娠・出産を祝福し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることを目的に、妊娠期から2歳ごろまでの間に利用いただけるものを複数回に分けて贈呈します。	●					●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
保育料軽減事業	認定こども園等の利用者負担金（保育料）を国が定める徴収基準額から約 30%軽減します。						●
ひょうご保育料軽減事業	要件を満たす0歳から2歳児のこどもが認定こども園等を利用する場合の利用者負担額を軽減します。						●
施設等利用給付認定事業	3歳児以上の保育料無償化に伴い、保護者の経済的負担の軽減を図るため、1号認定のこどもが預かり事業を実施する場合や、要件に該当する認可外保育施設等を利用する保護者に対し、定める要件を満たす場合にその費用の一部を負担します。	●					●

3-3 様々な経済的支援と医療費助成

【取組の方向】

こども・若者を支える子育て当事者に対して、こども・若者の成長段階に応じた支援を継続的に行っていく必要があります。このため、通学に関する助成や医療費の助成等、幅広い分野で助成を行い、こども・若者の健やかな成長を支援します。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
未熟児養育医療事業	入院養育が必要な未熟児の入院費用や医学的処置等について医療給付します。	●					●
乳幼児等医療費助成事業	0歳～小学校3年生のこどもの医療費を助成します。（所得制限なし）	●	●				●
こども医療費助成事業	小学4年生～高校3年生までの児童生徒の医療費を助成します。（所得制限なし）		●	●			●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ひとり親家庭等医療費助成事業	母子・父子家庭等の医療費の一部を助成します。(所得制限あり)	●	●	●			●
障害者医療費助成事業	一定の障がいのある方の医療費の一部を助成します。(所得制限あり)	●	●	●	●	●	●
児童手当の支給	0歳～高校生のこどもを監護・養育している方に手当を支給し、家庭等における生活の安定と児童の健全育成を図ります。						●
遠距離通学補助金事業	遠距離通学の児童生徒の通学経費を助成します。		●	●			
路線バス通学定期券購入補助金事業	路線バスで通学している高校生等の、通学定期券購入費の一部を助成します。			●			●
次世代を担う公共交通利用増進事業	高校等への進学や就職等、行動範囲が広がる市内中学3年生に、記名式路線バスIC乗車券(又はICOCA)を配布します。			●			
学校給食費無償化の検討	子育て家庭の経済的負担を軽減することを目的に、学校給食費の無償化を検討します。						●

3-4 ワーク・ライフ・バランスの推進と就労支援

【取組の方向】

ワーク・ライフ・バランスは「仕事と生活の調和」とも言われ、子育てや介護の時間や、自らの時間、地域活動の時間等と、仕事の時間のバランスをとりながら、やりがいや充実感をもって人生を過ごすことです。このため、企業や家庭に対してワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発に努めるほか、男女共同参画社会の実現に向けた取組を進めます。

また、こどもが若者へと成長して自立した社会生活を送るようになるためには、自らの生活を支える経済的基盤を築くことが必要です。このため、ハローワーク等の関係機関と連携して、若者の就労支援、再就職支援、就労先とのマッチングの向上等、雇用と経済的基盤の安定のための取組を進めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた広報・啓発	市民や事業所に対して、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた学習機会や情報の提供を行います。						●
仕事と家庭の両立支援事業	女性・男性を問わず従業員が育児休業を取得するなど、働きやすい職場づくりに積極的に取り組む事業所を支援します。						●
男女共同参画センターの運営	男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点施設として、意識改革や活動支援、相談業務や情報提供等を行います。	●	●	●	●	●	●
男性の育児等への参画促進に向けた広報・啓発	あらゆる世代の男性を対象に、家事や育児、介護への参画促進のための学習機会や情報の提供を行います。						●
女性活躍推進支援事業	休暇取得の推進や長時間労働の削減等を目的とした就業規則の改定や計画策定、労働環境の改善に向けた取組等、女性が活躍できる働きやすい職場環境を積極的に整える事業所への支援を通して、全ての労働者のワーク・ライフ・バランスの推進につなげます。			●	●	●	●
子育て当事者の就労支援	子育て中の労働者を雇用したいと考える企業の求人情報を定期的にとりまとめ、周知するとともに、子育て当事者向けの就職面接会や相談会を実施します。【兵庫労働局との協定による連携事業】						●
就労支援ポータルサイト「キャリたん」の運営	市内外の若者や移住希望者等に対して市内就職を促進するため、市内の企業情報や就職に関する情報を取りまとめたサイトを運営します。			●	●	●	●
雇用維持安定支援事業	労働者のスキルアップやリスクリングを支援し、雇用の維持、安定につなげます。			●	●	●	●
ふるさと就職奨励金事業	新規学卒者等に対し、奨励金を交付し市内事業所の若年者の人材確保や経済活動の維持につなげます。			●	●		

3-5 結婚と子育ての希望をかなえる支援

【取組の方向】

こども・若者が子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、結婚、出産、子育てをしやすい環境づくりを進めていくことが必要です。このため、若者への結婚支援、結婚に伴う新生活への支援、妊娠に至るまでの支援を一体的に行うことで、結婚と子育ての希望をかなえやすい環境整備に努めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
婚活支援事業	市が認定するボランティアが、結婚活動中の若者やその家族に対する相談支援を行い、結婚希望者の出会いから成婚までを支援します。				●	●	
婚活支援事業少子化対策民間活動支援事業	子育て支援や出会いの場づくり等を目的とした活動を実施する民間団体等の事業に対して活動費を助成します。				●	●	
結婚新生活支援事業補助金	新婚夫婦世帯の住宅の取得費や賃貸住宅の入居費用、リフォーム費用、新居への引越し費用の一部を補助します。				●	●	
不妊治療ペア検査助成事業	不妊に悩む方へ早期受診を勧奨することにより、不妊症の早期発見、早期治療を促進するとともに、経済的負担の軽減を図ることを目的に、夫婦そろって受診された不妊検査（医療保険適用外）に係る費用の一部を助成します。				●	●	●
不育症治療費助成事業	流産、死産や新生児死亡等を繰り返す不育症の検査・治療に要する費用の一部を助成します。				●	●	●

基本目標4 配慮が必要な子ども・若者や子育て家庭への支援

4-1 障がいや発達等に特性のある子ども・若者への支援

【取組の方向】

障がいがある子ども・若者や、発達に特性のある子ども・若者に対して、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するとともに、個々の子ども・若者の状況やライフステージに応じた発育・発達支援や世帯への経済的支援を行います。

また、医療的ケア児や視覚・聴覚障がい児等、専門的支援が必要な子どもとその家族への支援のため、関係機関との連携体制を強化するとともに、特別支援保育・教育の体制の充実に努めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
発達支援事業	心理相談員による個別相談やフォロー教室、医療相談等を通じ、発達上の課題の把握、相談を行うとともに、適切な療育、支援が受けられるようつなぎます。また、認定こども園等を巡回訪問し、集団場面での適切な支援について検討します。必要に応じ、医療機関等とも連携を行います。	●	●				●
障害福祉サービスや医療的ケアを必要とする児童への対応	障がいのある子どもを対象とした発達支援や認定こども園等での集団生活に適應するための支援を提供します。また、既存の医療的ケア児等コーディネーターの活動も継続しながら、保健、医療、福祉、教育等の多分野にまたがる関係機関のネットワークを構築し、医療的ケア児の地域生活を支援します。 【サービス等の種類】 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援、医療的ケア児等コーディネーターの配置	●	●	●			●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
相談支援体制の充実	市内相談支援事業所で、障がいのあるこどもや家族を対象に相談支援を実施します。相談支援専門員が各種福祉サービスの情報提供や利用方法、日々の心配ごと等、生活全般の相談に応じます。	●	●	●			●
児童発達支援センターの運営	発達に不安や心配ごとがあるこどもや保護者が、安心して豊かな生活を送れるよう必要な支援を行います。	●	●	●			●
特別支援保育事業	特別な支援が必要なこどもに、早期に個性に応じた保育が提供できるよう、保育教諭等を加配する費用や、小学校や保護者との連携をスムーズにするためのコーディネーター(※)の配置費用を認定こども園等に補助し、特別支援保育・教育の体制充実を図ります。	●					●
医療的ケア児保育支援事業	人工呼吸器を装着している児童、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある医療的ケア児が、認定こども園等の利用を希望する場合に、受入れ体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図ります。	●					●
特別支援教育支援員・介助員の配置	学校生活や学習を行う上で特別な支援や配慮、介助が必要な児童生徒に対し、特別支援教育支援員や介助員を配置し、教育的支援を行います。		●	●			
医療的ケアが必要な児童生徒への支援の充実	医療的ケアが必要な児童生徒が安全に、安心して学べるよう保護者や看護師等と連携し教育環境を整えます。		●	●			
重度の障がいのあるこどもの成人期以降の居場所の確保	医療的ケアが必要なこどもや重症心身障がい児の成人期に達した時の日中活動の場を提供するため、受け入れができる生活介護事業所の確保に努めます。				●	●	

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
特別支援教育就学奨励事業	特別支援学級に在籍している等の児童生徒の保護者を対象として、その世帯所得が一定の基準を満たす場合に、学用品費や学校給食費の一部を助成します。		●	●			●
特別児童扶養手当の支給	重度・中度の障がいのあるこどもを監護・養育している方に手当を支給し、児童の生活の向上を図ります。						●
障がいの理解促進による合理的配慮の提供の推進	出前講座の実施や福祉教育の充実、障害者週間や各種イベントを通じた周知・啓発により、障がいに対する理解の促進を図りながら、地域や認定こども園、学校においても合理的配慮の提供を進め、障がいのあるこどもが暮らしやすい地域となるよう取組を進めます。	●	●	●			
がん患者アピアランスサポート事業	がん治療による脱毛や乳房切除等を受けられた方に対し、外見変貌を補完する補正具の購入費用の一部を助成します。(所得制限あり)	●	●	●	●	●	●

4-2 配慮が必要な子育て家庭への支援

【取組の方向】

こども・若者の成長は、家庭の状況や子育て当事者の状態に大きな影響を受けます。できるだけ家庭や子育て当事者の事情がこども・若者の成長に影響を与えないよう、こどもの養育が困難であったり、経済的に厳しい子育て当事者に対して相談支援や経済的支援を行います。

また、ひとり親家庭はほかの家庭と比べて収入が低いことが多く、経済的に厳しい家庭が多いことから、こども・若者の成長が家庭の経済的事情にできるだけ影響を受けないよう、ひとり親家庭に対して経済的負担の軽減や就労支援等を行います。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳 幼 児 期	学 童 期	思 春 期	青 年 期	ポ ス ト 青 年 期	子 育 て 当 事 者
家庭児童相談事業	様々な要因で支援を必要とするこどもに対して、行政、地域、教育機関等が情報を共有し、連携することにより、こどもや家庭状況の把握と理解を深め、ネットワークによる適切な支援を行います。必要な家庭には、子育て世帯訪問支援事業や子育て家庭ショートステイ等による対応を行います。	●	●	●			●
ひとり親家庭相談窓口の設置	ひとり親の方の悩みや心配ごと、また離婚前相談について母子・父子自立支援員が相談に応じます。必要な家庭には、母子家庭等自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金等の制度により支援します。						●
要保護・準要保護児童生徒就学援助事業	経済的理由により就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や学校給食費等の一部を助成します。		●	●			●
奨学金給付事業	経済的理由により修学が困難な高校生又は高等専門学生を対象に、奨学金を給付します。			●			●
実費徴収補足給付事業	全てのこどもの健やかな成長を支援するため、生計の維持が困難である教育・保育認定給付保護者等が、負担すべき費用の一部を補足給付費として支給します。						●
児童扶養手当の支給	父又は母と生計を共にできないこども又は、父又は母に重度の障がいがあるこどもを監護・養育している方に手当を支給し、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を図ります。						●

4-3 生きづらさを抱えるこども・若者への支援

【取組の方向】

不登校やひきこもりは、本人自身の要因だけでなく、家庭、学校、友人関係等の様々な要因が複雑に絡んでいる場合があります。このため、不登校やひきこもりというだけで問題行動のあるこども・若者だと決めつけられることのないよう配慮しながら、自分らしい自立した社会生活に向かえるよう支援します。

また、ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあるため、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげていきます。

近年、小中高生の自殺者数が増加しており、全国の小中高生の自殺者数は514人（令和4年）となっています。このため、誰も自殺に追い込まれることのないよう、生きることの包括的な支援として、こども・若者への自殺対策を推進します。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
不登校児童生徒対策	学校に行きづらい児童生徒のため、県立施設や教育支援センター、フリースクール ^(※) （民間施設）等と連携して、不登校児童生徒の社会的自立に向けた支援を行います。		●	●			
スクールソーシャルワーカー ^(※) の配置	問題を抱える児童生徒に対し、当該児童生徒が置かれている様々な環境に働きかけ、学校内あるいは学校の枠を越えて、関係機関等と連携し課題解決への対応を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置します。		●	●			
ひきこもり相談、支援窓口の充実	生きづらさを抱えておられる方や、そのご家族と共に、ひきこもりの状態にあった進路や人間関係等の悩みや不安に対する相談、支援体制の充実を図ります。		●	●	●	●	●
ヤングケアラー相談体制の充実	ヤングケアラーの問題は、顕在化しづらいことが多いため、地域住民をはじめ、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して早期発見・把握し、必要な支援につなげるため、相談窓口の周知を行い、相談しやすい窓口の充実を図ります。		●	●			

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
自殺予防対策	自殺に関する情報収集・要因分析や、SOSの出し方等に関する教育に取り組むとともに、国や県のサポート体制を踏まえた相談体制の周知に努めます。また、庁内連絡会（市民生活課題解決連携会議）により連携強化に努めます。		●	●	●	●	●



4-4 外国につながるのあるこども・子育て家庭への支援

【取組の方向】

外国人市民は年々増加傾向にあり、定住化も進んでいるため、今後ますます外国人子育て家庭は増加するものと推測されます。

このため、外国人子育て家庭が必要な公共サービスや行政情報を受け、安心して子育てを行うことができるよう、言語や文化の違いに配慮した支援・環境整備を進めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
やさしい日本語 ^(※) の活用・多言語化の促進	子育て家庭が受ける医療・福祉サービス等において、やさしい日本語の活用や多言語化の取組を進めます。		●	●	●	●	●
多言語三者通訳システム等の活用	学校や市各種窓口等における多様な相談に対応できるよう、多言語三者通訳システムや自動翻訳機を設置し活用を進めます。		●	●	●	●	●
母子保健における外国人市民への支援	母子保健事業において、多言語の母子健康手帳の交付、母子健康手帳アプリの多言語対応、乳幼児健診の多言語の問診票の利用、多言語三者通訳システムによる対応を行います。	●					●
子ども多文化共生サポーター等の派遣	日本語指導が必要な外国人児童生徒 ^(※) 等の学校生活への早期適応を促進するため、児童生徒の母語を話すことができる支援者を学校に派遣します。		●	●			●
子育て支援施設における交流の場づくり	子育て学習センターや児童館を拠点として、外国につながるのある親子と日本人の親子が交流できる事業の実施について検討します。	●	●	●			●

基本目標 5 教育環境の充実

5-1 学校教育の充実

【取組の方向】

こどもが安心して過ごし学べる質の高い学校教育は、こども・若者の成長過程や人生において非常に重要な役割を担っています。このため、学校教育が果たしてきた「学習機会と学力の保障」、「社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障」、「安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障」の3つを学校教育の本質的な役割としつつ、デジタル技術を生かした学習等、時代の流れにも対応できるように取り組めます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の推進	こどもの発達と学びの連続性を確保するため、幼児教育と小学校教育との円滑な接続を図る取組を推進します。	●	●				
次世代を生き抜く学力の育成	I C Tを最大限活用し、個別最適な学び ^(※) と協働的な学び ^(※) の一体的な充実を図り、確かな学力を育成します。		●	●			
豊かな人間性・社会性をはぐくむ指導の充実	他者や自己との「対話」を通して児童生徒が道徳性を豊かにできる授業づくりに努めます。また、児童生徒のI C T活用機会の増加を踏まえ、学校・家庭・地域が連携した情報モラル教育の充実を図ります。		●	●			
体力向上の取組の推進	体力アップサポーター ^(※) の活用や大学と連携した体力アップ支援事業の実施等を通して、体力向上の取組を進めます。	●	●	●			
学校給食を活用した食育の推進	学校給食を「生きた教材」として積極的に活用し、家庭、地域と連携しながら、地産地消や食品ロス等、学校教育活動全体を通じた食に関する指導に取り組めます。		●	●			

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
高校魅力化支援事業	市内の県立高等学校、地域、地元企業等が協働し、特色のある教育や高等学校の魅力化に取り組むなかで小中学生が市内高等学校の魅力を感じ、また、高校生が多様な人々と交流し地域と触れ合うことで、ふるさと意識の醸成につなげます。			●			●

5-2 生涯にわたる学びの充実

【取組の方向】

こどもが若者となって社会的・職業的自立に向かうため、義務教育の段階からキャリア教育^(※)を受けたり、技術革新やビジネス構造の変化に対応できるよう社会人になってからの学び直し（リカレント教育^(※)やリスキリング）を受けたりすることは、長い人生を過ごすために必要な学びです。

このため、キャリア教育や社会人になってからの学び直しを受けることができる環境整備を進めるとともに、人生をより豊かにする学びである生涯学習の機会提供に取り組みます。

【主な取組】

※「事業等の対象」の乳幼児期～ポスト青年期については、P. 7を参照。

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
小学生対象企業見学会	地元企業の魅力を再発見し、将来の人材確保につながるキャリア教育の機会を提供します。		●				
中学校におけるキャリア教育の推進	一人ひとりの社会的自立に向け、トライやる・ウィークやアントレプレナーシップ教育 ^(※) 等の機会を通して、キャリア教育を推進します。			●			
高校生対象企業見学会	地元企業の見学や従業員との懇談を通じて、就業への意識を高めたり、働くことについての視野を広げたりする機会を提供します。			●			

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
生涯を通じた様々な学習機会の提供	誰もが生涯にわたって学び続けることができるよう、それぞれの年代に応じた必要課題や社会的な課題解決につながる学習機会の提供を行うほか、学習相談の機会や学習情報を提供します。	●	●	●	●	●	●
地域主体の学びの場づくりへの支援	地域コミュニティのための事業や地域課題を解決するための事業等、自治協議会や自治公民館等の地域住民が主体となった学びの場づくりを支援します。	●	●	●	●	●	●
多様な主体と連携・協働した学習機会の提供	NPO法人等の市民活動団体と連携・協働し、多様で質の高い学びを提供します。	●	●	●	●	●	●
地域学校協働活動の推進	地域の多様な主体の参画を得て、地域全体でこどももおとなも学びあいつながりあう地域学校協働活動を推進します。		●	●	●	●	●
家庭の教育力向上のための取組	子育て当事者が家庭教育の重要性を認識し、こどもの豊かな成長を支えていけるよう、PTAや学校等と連携し、家庭の教育力の向上につながる取組を行います。	●	●	●			●
地域の教育資源を生かした学習の推進	恐竜化石発掘現場での地層に関する学習、氷上回廊や生物多様性に関する学習等、社会教育施設や地域の教育資源を生かした学習を推進します。	●	●	●	●	●	●
美術館事業の充実	各種展覧会の企画と併せてワークショップや講演会を開催したり、学校と連携し美術鑑賞を実施したりすることで、こどもからおとなまで幅広い年齢層が文化芸術に親しめる環境づくりを推進します。	●	●	●	●	●	●
図書館事業の充実	美術館等と連携した企画展や各種講座を開催し図書館の利用を推進します。また、学校と連携し紙の図書とともに「たんばし電子図書館」の利用増進を図り、学童期から図書に親しめる環境づくりを進めます。	●	●	●	●	●	●

事業等	取組内容	事業等の対象					
		乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期	子育て当事者
こども読書活動の推進	本と人を結ぶリーダーとなる「こども司書 ^(※) 」を養成し、こどもが主体となった読書活動を推進します。また、読み聞かせやおはなし会の開催、子育て学習センターや学校図書館等との連携等により、こどもたちが本に触れる機会を増やす取組を行います。	●	●	●			
小・中学生、高校生全国大会出場激励金の支給	スポーツ、文化活動の全国大会に出場する小・中学生及び高校生に対し、小・中学生、高校生全国大会出場激励金を支給することにより、生徒等のスポーツ、文化活動の振興に寄与します。		●	●			
こどものスポーツの推進	(一社)丹波市スポーツ協会主催の市民スポーツ大会等、幼少期からスポーツを楽しく行う機会を増やすことや様々なスポーツを体験する機会の充実を図ります。	●	●	●			
こどものスポーツ推進に伴う指導者の資格取得の助成	(一社)丹波市スポーツ協会の所属団体において、公認スポーツ指導者・公認パラスポーツ指導者の資格取得に係る費用の一部を助成します。		●	●			

第7章 量の見込みと確保方策

1. 教育・保育及び子育て支援サービスの提供区域の設定

本市では、保護者や子どもが居宅から身近な場所で育ち学ぶことができ、地域の中で質の高い就学前教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件に加えて、教育・保育を提供するための施設の利用状況や、就学前の教育と小学校教育との連携・接続等を総合的に勘案して、旧町単位を区域とする教育・保育提供区域（6区域）を設定しています。本計画においても、本市の地理的条件等を鑑み、この区域設定を引き継いでいくこととします。

なお、地域子ども・子育て支援事業においては、広域的に取り組まなければならない事業もあることから、事業ごとに区域設定を行うこととします。

■特定教育・保育施設、特定地域型保育事業

認定区分	対象事業	提供区域	提供区域の考え方
1号 (3～5歳児)	教育標準時間認定 (認定こども園の幼稚園部)	旧町別 (6区域)	地域等の自然条件、交通、都市機能の集積等の諸条件を踏まえ、行政所管区域を基本にした旧町域の6地域に区分する。
2号 (3～5歳児)	保育認定 (認定こども園の保育園部)		
3号 (0～2歳児)	保育認定 (認定こども園+地域型保育)		

■地域子ども・子育て支援事業

対象事業	提供区域	提供区域の考え方
延長保育事業	旧町別 (6区域)	提供元が教育・保育施設(認定こども園)等であることから、同施設の区域設定に合わせる。
アフタースクール (放課後児童健全育成事業)	旧町別 (6区域)	こどもの安全や利用の便を考慮し、行政所管区域を基本にした旧町域の6地域に区分する。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市内全域 (1区域)	市と委託契約を結んでいる受け入れ可能な施設において、緊急一時的に子どもや母子を養育・保護するものであるが、目的に応じて受入施設が異なり、施設も偏在していることから、市内全域を1区域と設定する。
地域子育て支援拠点事業	旧町別 (6区域)	現在、拠点施設として、旧町ごとに一般型を設置している。また、認定こども園の子育て支援事業により同様のサービスが提供されるため、教育・保育施設の区域設定に合わせる。

対象事業		提供区域	提供区域の考え方
一時預かり事業	認定こども園在園児	旧町別 (6区域)	提供元が教育・保育施設(認定こども園)等であることから、教育・保育施設の区域設定に合わせる。
	認定こども園在園児以外		
病児保育事業	体調不良児対応型	旧町別 (6区域)	全ての認定こども園で病児保育が提供されるよう推進していることから、教育・保育施設の区域設定に合わせる。
	病後児対応型	市内全域 (1区域)	専用施設において、病後児対応型を提供しているため、市内全域を1区域として設定する。
ファミリー・サポート・センター事業 (子育て援助活動支援事業)		市内全域 (1区域)	市内全域で提供会員、利用会員の登録があり、総合的に実施していくものであることから市内全域を1区域として設定する。
利用者支援事業	基本型	市内全域 (1区域)	基本型は教育・保育に関する情報提供や各種相談対応等を含め、身近な場所で総合的に実施していくものであることから、市内全域を1区域として設定する。
	地域子育て相談機関	旧町別 (6区域)	身近な地域で相談できることが必要であることから、旧町域の6地域に設置する。
	こども家庭センター型	市内全域 (1区域)	丹波市健康センター「ミルネ」を拠点に、妊娠期から子育て期までの切れ目ない相談・サポートを行うため、市内全域を1区域として設定する。
乳児家庭全戸訪問事業		市内全域 (1区域)	市内に住民票のある生後4か月までの乳児を対象に訪問を実施していることから、市内全域を1区域として設定する。
養育支援訪問事業		市内全域 (1区域)	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
妊婦健康診査		市内全域 (1区域)	妊婦健康診査を産婦人科等の病院、診療所、また助産所等で受診するものであることから、市内全域を1区域として設定する。
実費徴収に係る補足給付を行う事業		市内全域 (1区域)	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
多様な事業者の参入促進・能力活用事業		市内全域 (1区域)	特別な支援が必要な児童に対応するため、市内全域を1区域として設定する。
子育て世帯訪問支援事業		市内全域 (1区域)	必要世帯に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
児童育成支援拠点事業		市内全域 (1区域)	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。

対象事業	提供区域	提供区域の考え方
親子関係形成支援事業	市内全域 (1区域)	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
妊婦等包括相談支援事業	市内全域 (1区域)	全ての妊婦等に対し、丹波市健康センター「ミルネ」を拠点に支援を行うため、市内全域を1区域として設定する。
乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	市内全域 (1区域)	必要世帯・児童に対応しているため、市内全域を1区域として設定する。
産後ケア事業	市内全域 (1区域)	産婦に対し必要に応じて対応しているため、市内全域を1区域として設定する。

2. 教育・保育事業の量の見込みと確保方策

■ 1号認定及び2号認定

これまでに全ての地域で認定こども園の整備が完了しています。これに企業主導型保育事業等も合わせて、子育て世帯の教育・保育のニーズに対応した適切な確保方策を講じていくこととします。

認定区分	対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1号	3~5歳	人/年	全市	13	115	114	112	110	108	220	220	220	220	220
			柏原	2	18	18	18	18	18	45	45	45	45	45
			氷上	4	36	36	36	36	35	65	65	65	65	65
			青垣	1	5	5	5	5	5	15	15	15	15	15
			春日	2	22	22	22	21	21	30	30	30	30	30
			山南	2	16	15	13	12	11	25	25	25	25	25
			市島	2	18	18	18	18	18	40	40	40	40	40
2号	3~5歳	人/年	全市	14	1,089	1,031	981	947	910	1,231	1,231	1,231	1,231	1,231
			柏原	2	211	190	190	186	179	235	235	235	235	235
			氷上	5	324	320	307	295	285	389	389	389	389	389
			青垣	1	68	67	60	56	50	82	82	82	82	82
			春日	2	202	191	185	177	177	210	210	210	210	210
			山南	2	155	152	129	123	109	164	164	164	164	164
			市島	2	129	111	110	110	110	151	151	151	151	151

■ 3号認定

3号認定について、認定こども園及び小規模保育等の地域型保育事業により、変化している地域の教育・保育のニーズに対応した確保方策を講じていくこととします。また、子育て家庭の保育ニーズを満たすため、多くの保育教諭が必要なことから、保育人材の確保について関係機関と調整しながら支援に努めていきます。

認定区分	対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
3号	0歳	人/年	全市	14	122	119	116	112	110	145	145	145	145	145
			柏原	2	24	24	24	24	24	30	30	30	30	30
			氷上	5	36	35	34	32	32	44	44	44	44	44
			青垣	1	9	9	8	8	7	10	10	10	10	10
			春日	2	18	18	18	18	18	30	30	30	30	30
			山南	2	14	14	13	13	12	18	18	18	18	18
			市島	2	21	19	19	17	17	13	13	13	13	13
	1歳	人/年	全市	14	243	226	223	215	212	266	266	266	266	266
			柏原	2	49	49	49	46	46	50	50	50	50	50
			氷上	5	74	71	69	67	65	87	87	87	87	87
			青垣	1	20	15	15	14	14	16	16	16	16	16
			春日	2	40	40	40	39	39	47	47	47	47	47
			山南	2	36	27	26	25	24	36	36	36	36	36
			市島	2	24	24	24	24	24	30	30	30	30	30
	2歳	人/年	全市	14	305	293	273	265	260	350	350	350	350	350
			柏原	2	56	56	54	54	54	60	60	60	60	60
			氷上	5	94	87	87	85	83	112	112	112	112	112
			青垣	1	20	20	17	16	15	22	22	22	22	22
			春日	2	57	53	49	49	48	68	68	68	68	68
			山南	2	37	37	33	31	30	42	42	42	42	42
			市島	2	41	40	33	30	30	46	46	46	46	46

3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1) 延長保育事業

保育の必要量に応じて認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園等で保育を実施する事業です。

共働き家庭・ひとり親家庭等の保育ニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

対象年齢	単位	提供区域	見込量					確保量・方策				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0～5歳	人／年	全市	393	384	375	368	359	393	384	375	368	359
		柏原	132	133	133	133	132	132	133	133	133	132
		氷上	99	97	94	91	88	99	97	94	91	88
		青垣	24	22	21	20	18	24	22	21	20	18
		春日	52	50	49	47	47	52	50	49	47	47
		山南	23	22	21	20	18	23	22	21	20	18
		市島	63	60	57	57	56	63	60	57	57	56

(2) アフタースクール（放課後児童健全育成事業）

保護者が仕事で昼間に自宅にいないなど、放課後に子どもだけで過ごす状況にある小学生を預かり、生活の場や適切な遊びの場を提供するサービスです。

今後も共働き世帯やひとり親家庭の保育ニーズの高まりを受け止め、子どもが放課後を安全・安心に過ごし多様な体験や活動ができるよう、当該事業の量と質の確保及び内容の充実に努めます。

対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
1年生	人／年	全市	20	292	269	279	258	249	292	269	279	258	249
		柏原	2	61	46	55	43	53	61	46	55	43	53
		氷上	5	85	79	79	80	76	85	79	79	80	76
		青垣	1	18	19	18	18	19	18	19	18	18	19
		春日	5	56	53	53	53	44	56	53	53	53	44
		山南	4	41	41	41	34	39	41	41	41	34	39
		市島	3	31	31	33	30	18	31	31	33	30	18
2年生	人／年	全市	20	266	257	238	247	227	266	257	238	247	227
		柏原	2	47	54	41	49	38	47	54	41	49	38
		氷上	5	65	68	64	64	65	65	68	64	64	65
		青垣	1	19	14	15	14	14	19	14	15	14	14
		春日	5	54	53	50	51	50	54	53	50	51	50
		山南	4	45	37	37	37	31	45	37	37	37	31
		市島	3	36	31	31	32	29	36	31	31	32	29

対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
3年生	人/年	全市	20	213	199	191	178	183	213	199	191	178	183
		柏原	2	34	29	33	25	30	34	29	33	25	30
		氷上	5	52	48	51	47	47	52	48	51	47	47
		青垣	1	23	15	11	12	11	23	15	11	12	11
		春日	5	38	40	40	38	38	38	40	40	38	38
		山南	4	34	35	29	29	29	34	35	29	29	29
		市島	3	32	32	27	27	28	32	32	27	27	28
4年生	人/年	全市	20	134	142	131	127	119	134	142	131	127	119
		柏原	2	20	23	19	22	17	20	23	19	22	17
		氷上	5	38	33	31	32	30	38	33	31	32	30
		青垣	1	9	16	10	8	9	9	16	10	8	9
		春日	5	26	26	27	27	26	26	26	27	27	26
		山南	4	19	20	20	17	17	19	20	20	17	17
		市島	3	22	24	24	21	20	22	24	24	21	20
5年生	人/年	全市	20	72	67	70	66	63	72	67	70	66	63
		柏原	2	11	9	11	9	10	11	9	11	9	10
		氷上	5	21	21	18	17	18	21	21	18	17	18
		青垣	1	6	4	7	4	3	6	4	7	4	3
		春日	5	14	13	13	13	13	14	13	13	13	13
		山南	4	8	9	9	10	8	8	9	9	10	8
		市島	3	12	11	12	13	11	12	11	12	13	11
6年生	人/年	全市	20	34	32	29	31	29	34	32	29	31	29
		柏原	2	4	5	4	5	4	4	5	4	5	4
		氷上	5	8	8	8	7	7	8	8	8	7	7
		青垣	1	2	2	1	3	2	2	2	1	3	2
		春日	5	8	8	7	7	7	8	8	7	7	7
		山南	4	5	4	4	4	4	5	4	4	4	4
		市島	3	7	5	5	5	5	7	5	5	5	5

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

病気や看護、冠婚葬祭等、育児疲れ等で一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童養護施設等でこどもを預かる事業です。

当該事業を必要とされる方に対して提供できるよう、広域連携により確保に努めます。

対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0～5歳 (事業対象年齢は18歳まで)	人日/年	全市	5	21	21	21	21	21	21	21	21	21	21
	実人数/年			3	3	3	3	3	3	3	3	3	3

(4) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業です。

当該事業については、各地域の拠点となる子育て学習センターでの実施とあわせて、各認定こども園で実施する子育て支援事業を地域子育て支援拠点を補完するものと位置付け、今後の量の見込みに対する提供体制を確保します。

対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0～2歳	人回／年	全市	6	36,185	35,277	33,975	33,261	32,206	36,185	35,277	33,975	33,261	32,206
		柏原	1	9,371	9,435	9,265	9,499	9,350	9,371	9,435	9,265	9,499	9,350
		氷上	1	10,356	10,117	9,832	9,488	9,204	10,356	10,117	9,832	9,488	9,204
		青垣	1	3,086	2,921	2,756	2,615	2,403	3,086	2,921	2,756	2,615	2,403
		春日	1	3,775	3,683	3,554	3,434	3,415	3,775	3,683	3,554	3,434	3,415
		山南	1	6,698	6,342	5,942	5,719	5,274	6,698	6,342	5,942	5,719	5,274
		市島	1	2,899	2,779	2,626	2,506	2,560	2,899	2,779	2,626	2,506	2,560

(5) 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園やその他の場所で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

子育て家庭の一時預かりのニーズに応えられるよう、引き続き、当該事業の適切な運営に努めます。

区分	対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
認定こども園 在園児	0～5歳	人日／年	全市	13	731	708	677	666	647	731	708	677	666	647
			柏原	2	106	106	105	106	106	106	106	105	106	106
			氷上	4	126	123	119	115	112	126	123	119	115	112
			青垣	1	95	90	85	80	74	95	90	85	80	74
			春日	2	71	69	67	65	64	71	69	67	65	64
			山南	2	34	33	30	29	27	34	33	30	29	27
			市島	2	299	287	271	271	264	299	287	271	271	264
認定こども園 在園児以外	0～5歳	人日／年	全市	14	424	410	394	381	367	424	410	394	381	367
			柏原	2	31	31	31	31	31	31	31	31	31	31
			氷上	5	170	166	161	155	151	170	166	161	155	151
			青垣	1	94	89	84	79	73	94	89	84	79	73
			春日	2	33	32	31	30	30	33	32	31	30	30
			山南	2	38	36	34	33	30	38	36	34	33	30
			市島	2	58	56	53	53	52	58	56	53	53	52

(6) 病児保育事業

こどもが発熱等の急な病気となったときやその回復期に、専用スペースで保育を行う事業です。

当該事業については、市内の全ての認定こども園で体調不良児型の病児保育事業を実施しており、病後児保育の専用施設も整備しています。引き続き、回復期に至らず、病状の急変が認められない病児期にあるこどもを預けて、保護者が安心して働くことができる環境を整えるように取り組みます。

区分	対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
体調不良児対応型	0～5歳 (事業対象年齢は6年生まで)	人日/年	全市	13	3,203	3,122	3,016	2,989	2,891	3,203	3,122	3,016	2,989	2,891
			柏原	2	1,151	1,151	1,137	1,166	1,148	1,151	1,151	1,137	1,166	1,148
			氷上	4	643	628	610	589	571	643	628	610	589	571
			青垣	1	255	241	228	216	199	255	241	228	216	199
			春日	2	183	178	172	166	165	183	178	172	166	165
			山南	2	519	491	460	443	409	519	491	460	443	409
			市島	2	452	433	409	409	399	452	433	409	409	399
病後児対応型	0～5歳 (事業対象年齢は6年生まで)	人日/年	全市	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	

(7) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡や調整等を行う事業です。

引き続き、提供会員の確保や依頼内容への柔軟な対応に努めることで、量の見込みを確保します。

対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
				R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳～9歳	人日/年	全市	2	323	305	297	285	277	323	305	297	285	277
10歳～12歳	人日/年	全市		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(8) 利用者支援事業

こどもやその保護者、又は妊娠している者が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行う事業です。

当該事業については、柏原子育て学習センターにおいて基本型を、令和7年度からは市の福祉部局においてこども家庭センター型を実施します。また、市内の全ての全子育て学習センターにおいて地域子育て相談機関を設置するなど、身近な相談支援先としての子育てに関する相談から養育困難な状況、児童虐待等に関する相談まで、様々な相談にきめ細やかに対応することで、継続的な支援を行います。

区分	対象年齢	単位	提供区域	箇所数	見込量					確保量・方策				
					R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
基本型	0～11歳	箇所	全市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
地域子育て相談機関	0～11歳	箇所	提供区域ごと	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
こども家庭センター型	0～11歳	箇所	全市	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※「地域子育て相談機関」の箇所数については、柏原子育て学習センター（基本型）も含む。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師・助産師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況を確認し、養育環境の助言を行う事業です。

乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会とし、乳児の健全な成長発達を促進していきます。

	対象年齢	単位	提供区域	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
見込量	0歳のいる世帯	人／年	全市	320	311	303	295	285
確保量・方策	実施体制(人)			10	10	10	10	10
	実施機関			丹波市	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市
	委託団体等			個人	個人	個人	個人	個人

(10) 養育支援訪問事業

育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感を抱える家庭や、様々な原因で養育支援が必要となっている家庭に対して、専門職が訪問し、それぞれの家庭に即した具体的な養育に関する助言等を行う事業です。

家庭の抱える養育上の諸問題の解決軽減を図るよう努めます。

	対象 年齢	単位	提供 区域	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
見込量	養育支援 が必要な 家庭	人/年	全市	43	43	43	43	43
確保量・方策	実施体制(人)			10	10	10	10	10
	実施機関			丹波市	丹波市	丹波市	丹波市	丹波市
	委託団体等			個人	個人	個人	個人	個人

(11) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

母子健康手帳の交付時に助成券（14回分）を配布して助成を継続し、健康診査の受診を啓発・推奨していきます。

	対象 年齢	単位	提供 区域	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
見込量	妊婦	人/年	全市	475	463	451	436	423
確保量・方策	実施場所			妊婦健康診査事業 協力医療機関及び 助産所	妊婦健康診査事業 協力医療機関及び 助産所	妊婦健康診査事業 協力医療機関及び 助産所	妊婦健康診査事業 協力医療機関及び 助産所	妊婦健康診査事業 協力医療機関及び 助産所
	実施体制(人)			1	1	1	1	1
	検査項目			医師が必要と 認めた検査	医師が必要と 認めた検査	医師が必要と 認めた検査	医師が必要と 認めた検査	医師が必要と 認めた検査
	実施時期			通年	通年	通年	通年	通年

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難な家庭の子どもに対し、認定子ども園等において保護者が実費で支払う日用品や文房具等の費用の一部を補助する事業です。

本市では国の基準に基づいて事業を実施しています。引き続き、低所得者等の円滑な利用が図れ、全てのこどもの健やかな成長を支援するよう努めます。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の量を拡大するため、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定子ども園等において特別な支援が必要なこどもの受入体制構築の支援を行う事業です。

本市では、引き続き本事業を活用し、特別な支援が必要なこどもの保育環境の充実に努めます。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

要支援・要保護児童及びその保護者、特定妊婦、支援を要するヤングケアラー等を対象として世帯を訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う事業です。具体的な援助の例として、調理、掃除等の家事、こどもの送迎、子育ての助言等が挙げられます。

対象者の把握や申請勧奨に努めるとともに、対象家庭に応じた適切な支援を提供します。

対象	単位	提供区域	見込量					確保量・方策				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
支援が必要な世帯	人日／年	全市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象として、児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えるとともに児童や保護者への相談等を行う事業です。具体的な例として、居場所の提供、食事の提供、生活リズムの調整、学習支援、関係機関との調整等が挙げられます。

地域で実施しているこども食堂や学習支援の場等と連携し、児童が安心して過ごすことができる居場所を整備します。

対象	単位	提供区域	見込量					確保量・方策				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
支援が必要な世帯	人／年	全市	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(16) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者を対象として、親子間の適切な関係性の構築を目的とした事業です。具体的な例として、講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法でこどもとの関わり方等を学ぶ（ペアレントトレーニング）等が挙げられます。

引き続き、不安や悩みを抱える保護者に対し、市で実施しているペアレントトレーニング等を通じて、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。

対象	単位	提供区域	見込量					確保量・方策				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
利用が望ましい世帯	人／年	全市	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談、その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

本市では、市の福祉部局において令和7年度から設置する丹波市こども家庭センター「おひさま」により、妊娠時、妊娠中、産後に面談等の相談機会を設けることを通じて、伴走型の相談支援を実施します。

対象	単位	提供区域	見込量					確保量・方策				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
支援が必要な世帯	回/年	全市	966	939	909	882	858	966	939	909	882	858

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

認定こども園等の施設において、生後6か月から満3歳未満のこども（既に特定教育・保育施設等に入所している乳幼児は除く）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、乳幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

本市では国及び県の整備量の見込みに沿いながら、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、当該事業の必要量の確保に努めます。

対象	単位	提供区域	見込量					確保量・方策				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
0歳	人	全市	12	11	11	11	10	12	18	18	39	39
1歳	人	全市	5	7	6	6	6	12	18	18	39	39
2歳	人	全市	4	3	5	4	4	12	18	18	39	39

※当該事業は、令和8年度以降に新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられる予定。

(19) 産後ケア事業

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する事業です。

引き続き、医療機関等と連携し、宿泊型・通所型・訪問型を実施することで、育児支援を要する母子の心身の安定及び育児不安の解消を図ります。

対象	単位	提供区域	見込量					確保量・方策				
			R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
ケアを必要とする者	人日/年	全市	48	48	44	44	44	48	48	44	44	44

第8章 こどもの貧困の解消に向けた対策

1. こどもの貧困の解消に向けた対策について

こどもの貧困の解消に向けた対策とは、生まれ育った環境によりこどもの将来が左右されない社会の実現を目指して、教育・生活・就労・相談・経済的支援やこどもの居場所づくり等に取り組むことです。

貧困という言葉を聞くと、衣食住等の物資の欠如による「絶対的貧困」を思い起こすかもしれませんが、我が国ではそのような状況はほとんど見られないため、国全体の生活水準と比較して困窮した生活状態にある「相対的貧困」について、調査に基づく統計を3年に1回実施しています。なお、直近の令和3年時点の国の調査によると、我が国では「約9人に1人のこどもが相対的貧困の状態」にあるとされています。

相対的貧困の家庭の特徴の一つに外見からはわかりにくいことがあります。こどもの健やかな成長のために、関係機関・団体と子育て家庭に関する情報を共有しながら、こどもの貧困の解消に向けた様々な支援を推進していく必要があります。

2. 近年の国の動向

国における近年の動向を見ると、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、平成26年8月には「子供の貧困対策に関する大綱」が策定されて以降、こどもの貧困に関する対策が進められてきました。

令和元年6月には「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「令和元年改正法」という。）が成立しました。令和元年改正法では、こどもの貧困対策は、こどもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、貧困解消に向けてこどもの権利条約の精神にのっとり推進すること等が追加されるとともに、基本理念の改正のほか、市町村がこどもの貧困対策に関する計画を定めるよう努める旨が規定されています。また、子育てや貧困を家庭のみの責任とするのではなく、地域や社会全体で課題を解決するという意識を強く持ち、こどものことを第一に考えた適切な支援を包括的かつ早期に講じていく必要があると明記されました。

そして、令和6年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」（以下「令和6年改正法」という。）が成立しました。令和6年改正法により「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。自治体においては、こども基本法及び（旧）子供の貧困対策に関する大綱を包含したこども大綱を踏まえつつ、法改正の趣旨に沿った形で対策を進めていくことが求められます。

3. 調査結果から見える現状

本計画策定のために実施した各種調査のうち、「子育て支援に関するニーズ調査」において、こどもの貧困の解消に向けた対策に関する設問を設定しました。

本項目では、調査結果について以下のようにクロス集計を行った結果をもとに市の現状を見ていくこととします。

就学前世帯対象の調査票（問 21～問 23）及び小学生世帯対象の調査票（問 19～問 21）について、以下の区分によりクロス集計を実施しました。

◆保護者（父・母等）の前年（令和5年）の合計収入（就学前：問 20、小学生：問 18）の回答結果に基づく区分

- ・ 300 万円未満
- ・ 300 万円以上

※就学前世帯は「500～600 万円」、小学生世帯は「600～700 万円」の回答割合が最も高かったため、そのおよそ半分の世帯収入となる 300 万円未満の世帯について、収入が厳しい状況にあるものと仮定して区分しました。

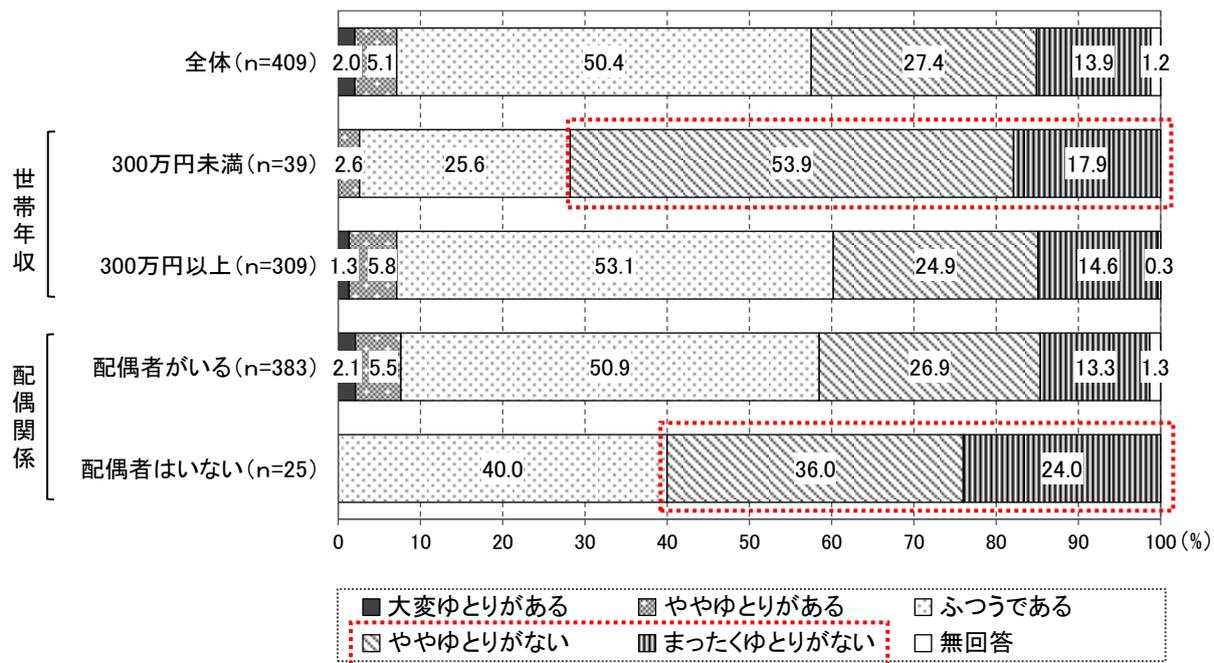
◆配偶者がいるかどうか（就学前：問 4、小学生：問 5）の回答結果に基づく区分

- ・ 配偶者がいる
- ・ 配偶者はいない

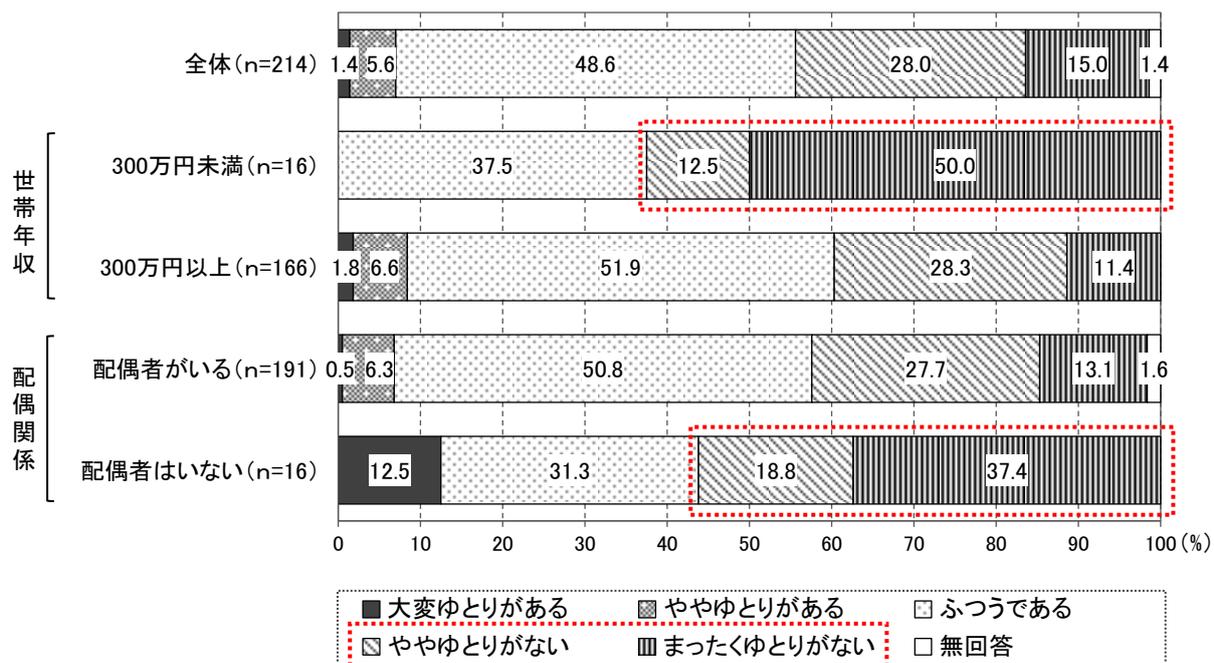
(1) 現在の家庭の暮らしの経済的な状況について、どのように感じているか

世帯収入が少ない（300万円未満）又はひとり親世帯（配偶者はいない）について、全体と比較して、経済的な状況に“ゆとりはない”と感じている割合が高くなっています。

■就学前児童の保護者



■小学生児童の保護者

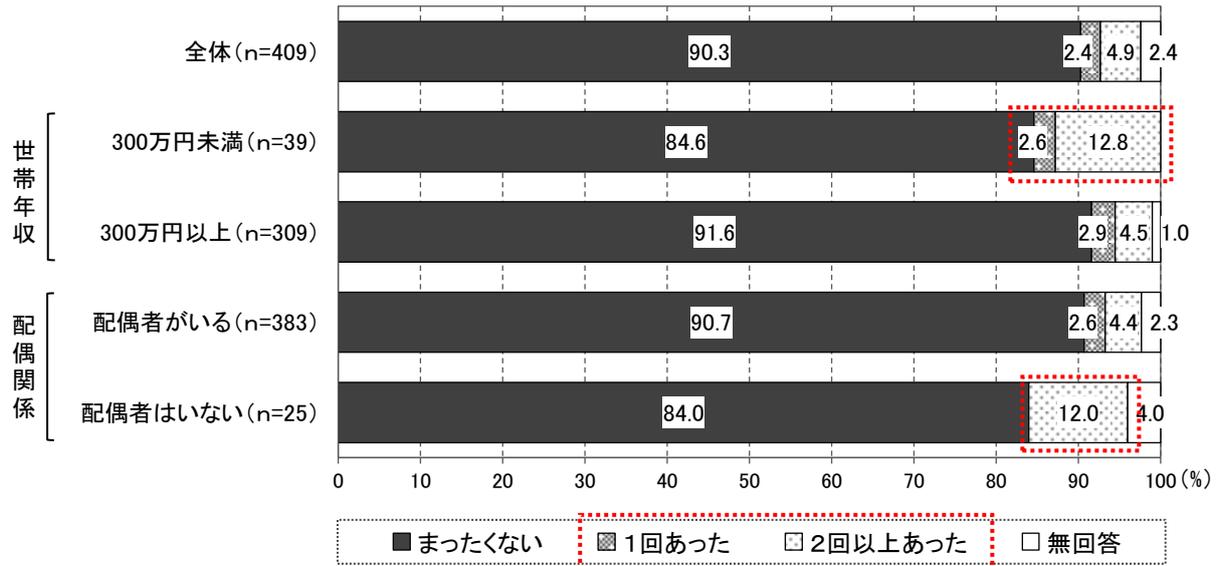


(2) 直近の1年間に経済的理由により次のようなことがあったか

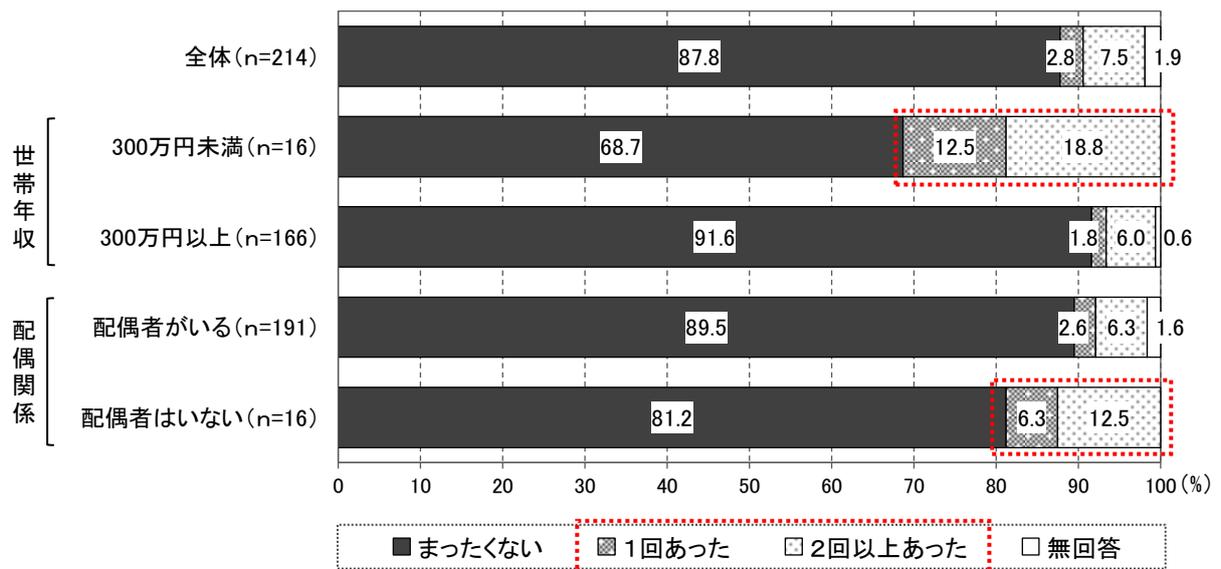
世帯収入が少ない(300万円未満)又はひとり親世帯(配偶者はいない)について、全体と比較して、経済的理由で生活に必要なものが買えなかった割合が高くなっています。

◆必要な食料品が買えなかった◆

■就学前児童の保護者

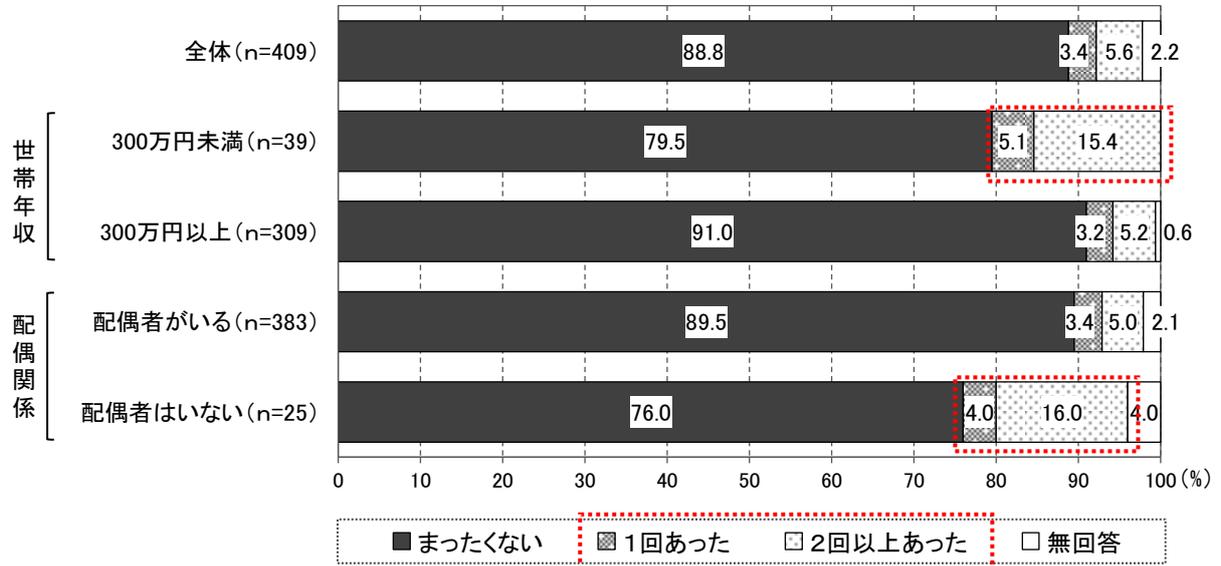


■小学生児童の保護者

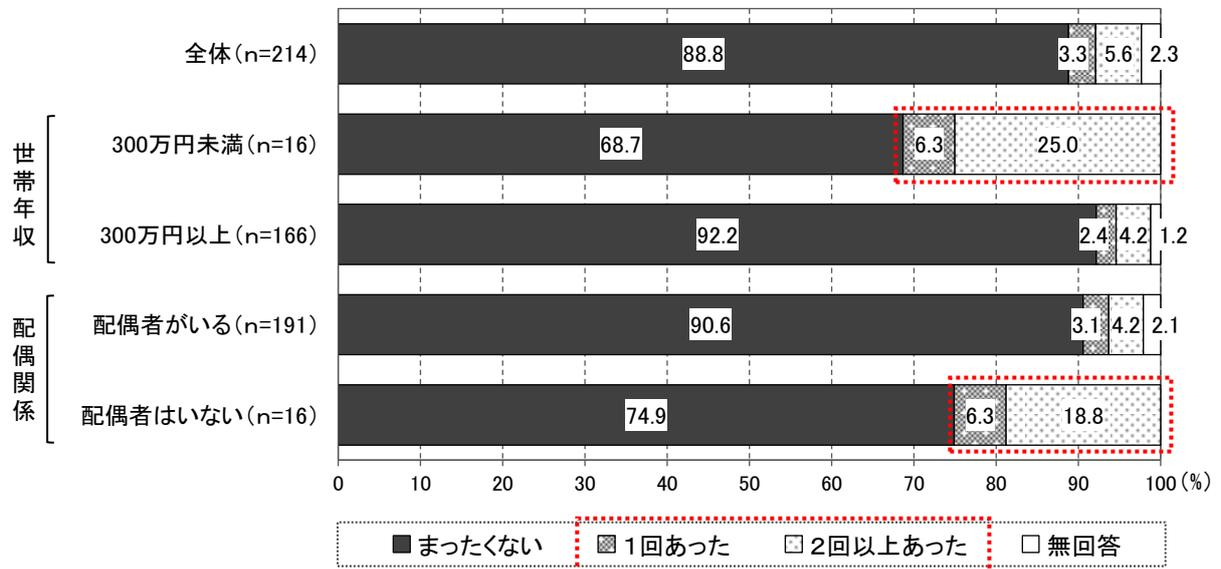


◆必要な衣料品が買えなかった◆

■就学前児童の保護者



■小学生児童の保護者

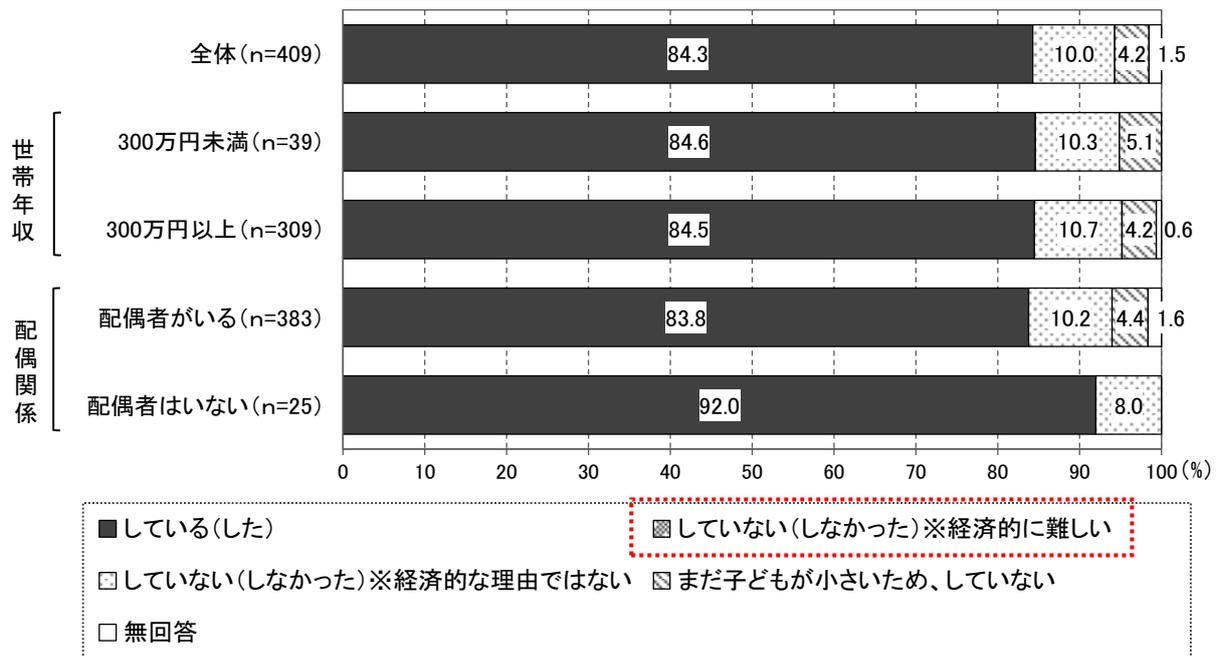


(3) 家庭において、こどものために次のことをしている（していた）か

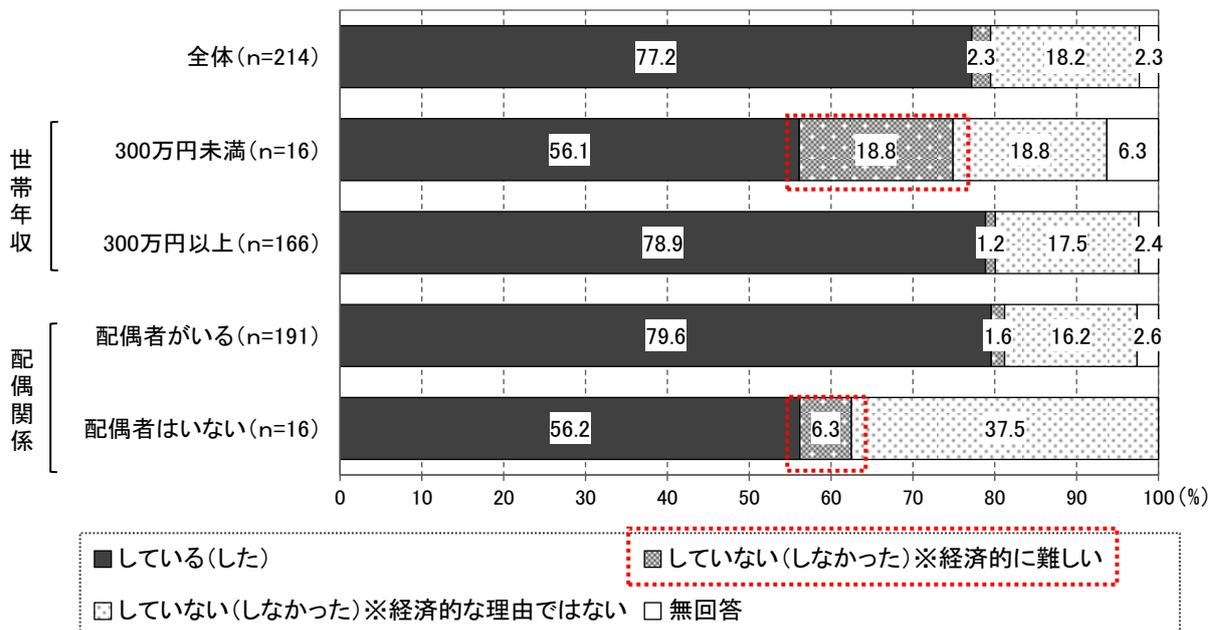
世帯収入が少ない（300万円未満）又はひとり親世帯（配偶者はいない）について、全体と比較して、経済的な事情により、絵本の読み聞かせや習い事等、こどものためにしていない（しなかった）の割合が高くなっています。

◆絵本の読み聞かせ◆

■就学前児童の保護者

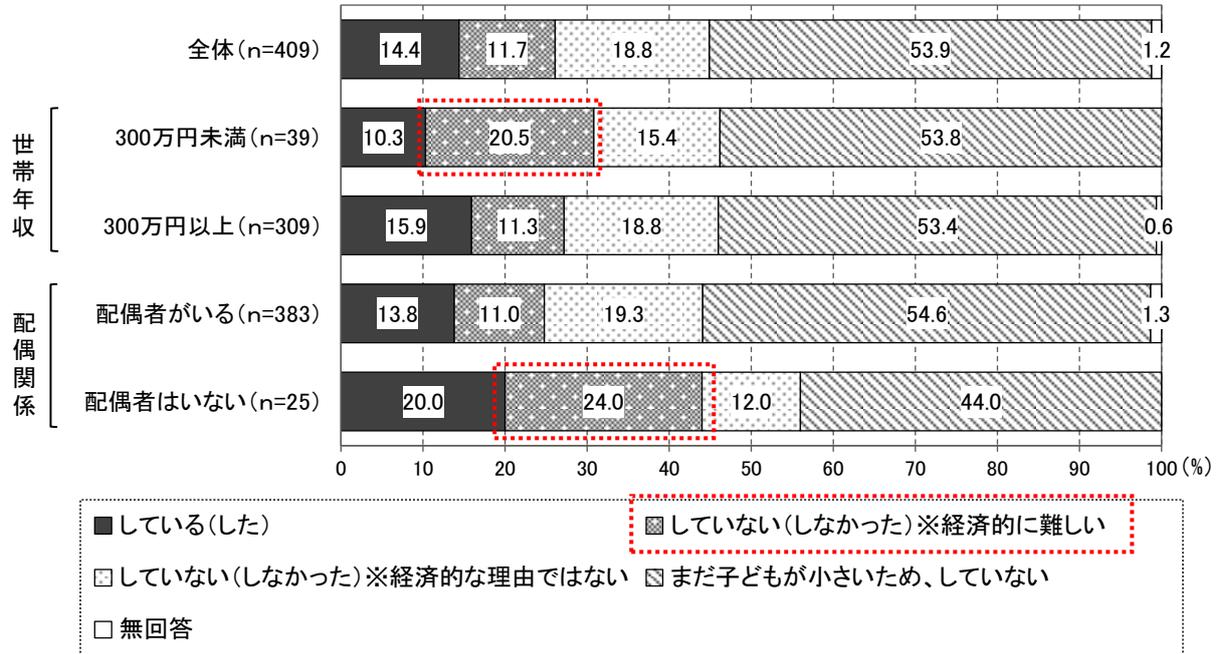


■小学生児童の保護者

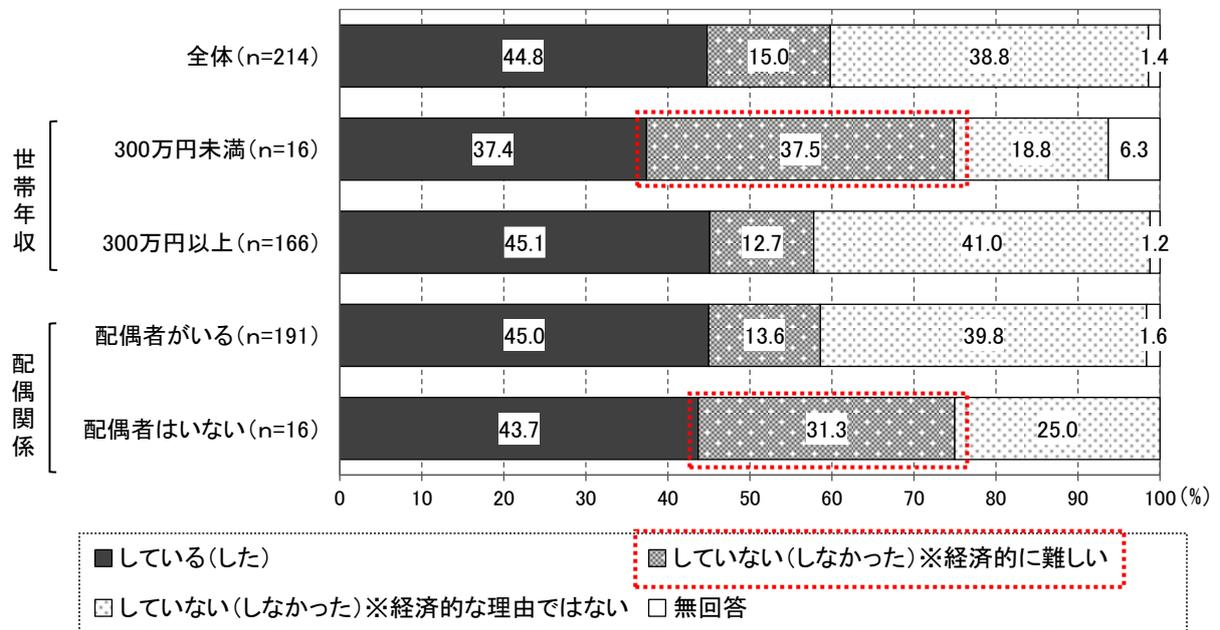


◆学習分野の習いごと（塾、プログラミング等）◆

■就学前児童の保護者

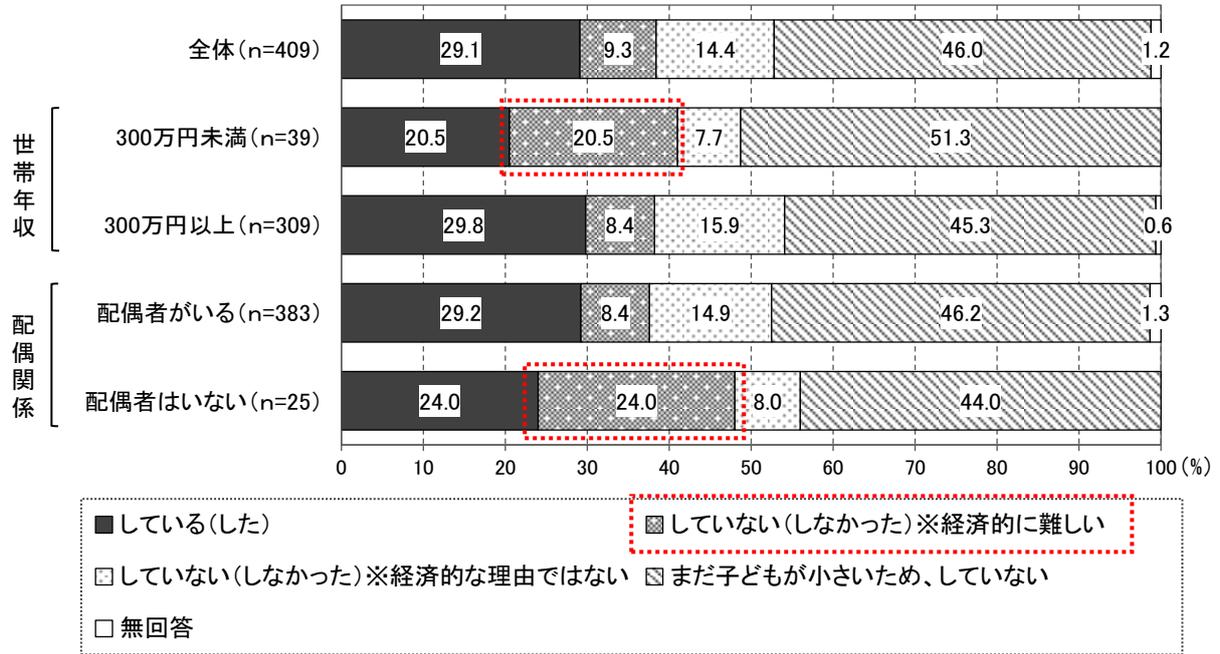


■小学生児童の保護者

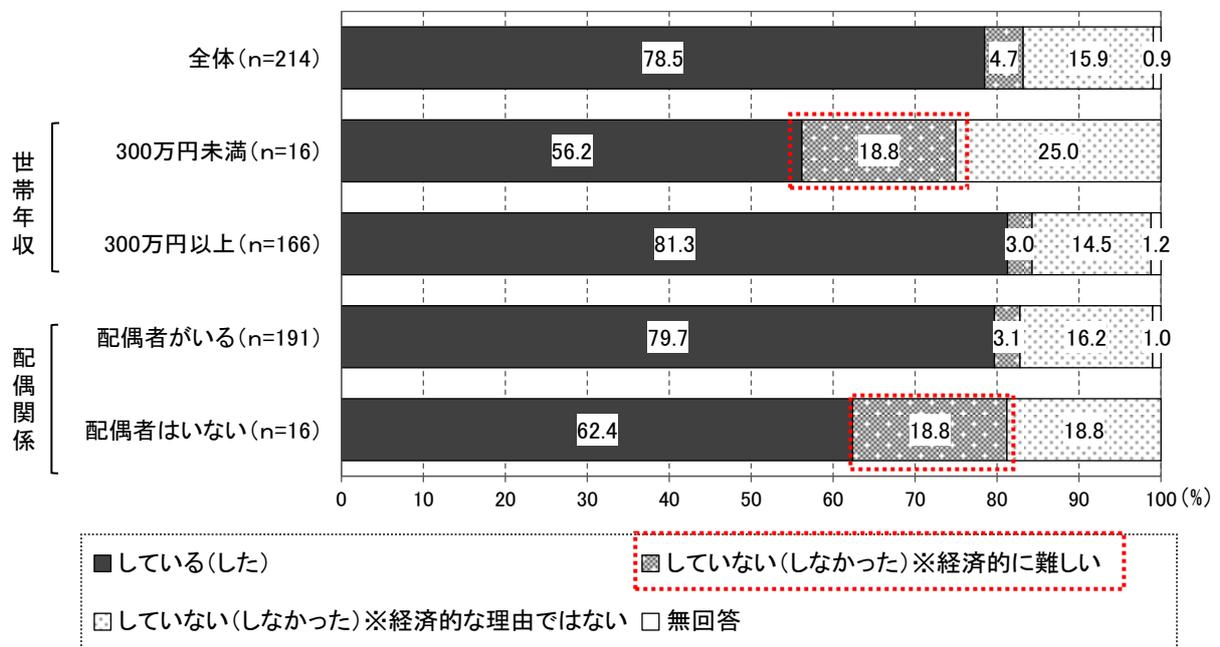


◆学習分野以外の習いごと（スイミング、体操、ピアノ、サッカー等）◆

■就学前児童の保護者



■小学生児童の保護者



4. 今後の取組について

こどもが成長して若者となり、夢と希望をもって成長できる社会の実現を目指すため、生まれ育った環境により将来の実現可能性や成長が左右されることのないよう、また貧困が世代を超えて連鎖することのないよう、必要な成育環境の整備と教育の機会均等、経済的支援等を図り、こどもの貧困の解消に向けた対策を総合的に推進するための体制を構築します。

取組の方針として、こども大綱を踏まえ、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者の就労支援」「経済的支援」の4つの柱に基づき各種支援策を推進するとともに、複合的な課題の解決に向けた「多分野が連携する包括的な支援」に取り組みます。

(1) 教育の支援

家庭の経済状況に関わらず、全てのこども・若者が能力・可能性を最大限発揮し、それぞれの夢に挑戦できるよう、成長段階に応じたきめ細かな学習指導や学習機会の提供を行い、充実した学びの支援を推進します。

- ①幼児教育・保育に係る経済的負担の軽減及び幼児教育・保育の質の向上
- ②スクールソーシャルワーカー配置による学校と福祉部門との連携
- ③教育カウンセリング事業（スクールカウンセラー^(※)配置等）
- ④就学援助事業等の実施
- ⑤奨学金の給付
- ⑥生活保護制度による教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）

(2) 生活の安定に資するための支援

相対的貧困にある世帯が日常生活において心理的・社会的に孤立してしまうことで、一層困難な状況に陥らないよう、関係団体・機関との連携のもと早期発見に努めるとともに、支援が必要な世帯に制度を確実につなげることで生活面での支援を推進します。

- ①丹波市こども家庭センター「おひさま」による妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない相談支援に伴う困窮家庭の早期把握、早期支援
- ②子育てピアサポーター^(※)による相談支援
- ③スクールソーシャルワーカー等と連携した家庭児童相談事業の実施
- ④市内社会福祉法人等による身近な地域の相談窓口（よろずおせっかい相談所）
- ⑤地域住民や地域団体による「地域食堂・こども食堂」や学習支援の場の設置・運営支援
- ⑥地域つながりセンター「ここから」（旧子ども・若者サポートセンター）による相談支援や各種セミナーの開催
- ⑦隣保館こどもの居場所づくり事業

(3) 就労支援

全てのこどもが心豊かな生活を送れるよう、それぞれの家庭や保護者の状況に応じた就労に関する支援を行い、生活基盤の確保につなげます。

- ①ひとり親の就労支援（高等職業訓練促進給付金事業、自立支援教育訓練給付金事業 等）
- ②学びなおしの支援（ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業）
- ③生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援、就労支援、住居確保給付金事業
- ④ハローワーク、丹（まごころ）ワークサポートたんばと連携した就労支援

(4) 経済的支援

子育てに係る経済的負担を軽減するとともに、経済的支援が必要な世帯の生活を支えることで適切な養育環境の確保に努めます。

- ①各種手当の支給（児童手当、児童扶養手当 等）
- ②18歳までの医療費無償化（乳幼児等・こども医療費）
- ③医療費の助成（ひとり親家庭等医療費 等）
- ④養育費の取決めに要する経費補助（ひとり親家庭養育費確保支援事業）

(5) 多分野が連携する包括的な支援

幅広い分野での取組を総合的に進めていくため、こども家庭福祉、教育等の関係機関や地域が連携した横断的な支援体制づくりと包括的支援体制を構築するとともに、対応する相談機能等の充実を図ります。

- ①庁内関係課による連携体制の構築
- ②要保護児童対策地域協議会（たんば子ども安心ネット）との連携
- ③民生委員・児童委員、主任児童委員、自治協議会等地域の団体等とのネットワークづくり
- ④重層的支援体制整備事業による多機関協働事業の実施
- ⑤複合課題に対する支援方針及び支援機関の調整
- ⑥丹波市こども家庭センター「おひさま」の設置

第9章 計画の推進

1. 計画の推進体制

こども・若者への支援や子育て支援に関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたります。このため、国、県等の動向を踏まえ、「丹波市子ども・子育て会議」や市関係部署を中心に、関係機関、事業者、関係団体及び地域住民の協力を得ながら、こども・若者及び子育て当事者に対する支援の充実と本計画の着実な実施に取り組みます。

また、保護者、関係団体等からの意見や、こども・若者からの意見にも耳を傾け、こども施策のさらなる充実に反映することで、全てのこども・若者がひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の構築に向け取り組みます。

2. 計画の進捗管理と評価

計画の推進にあたっては、計画に即した事業がスムーズに実施されるよう、計画に基づく、各施策・事業等の実施状況や進捗について評価・検証する必要があります。

このため、アンケート調査をはじめ、関係団体等との意見交換の機会等を活用し、本計画の成果を把握・点検するとともに、「丹波市子ども・子育て会議」において進捗状況の報告・審議を行い、その内容等をホームページで公表していきます。

なお、計画期間中であっても、国や県の動向や「丹波市子ども・子育て会議」における審議等により見直しが必要となった場合は、適宜修正を行っていくこととします。

3. 評価指標の設定

計画の進捗を評価するため、次のとおりの指標を定め、定期的な確認を行うことで、計画に基づく取組状況を継続的に把握・評価し、その結果を踏まえた計画の改善を図ります。

(1) 活動指標

基本目標1 こども・若者の権利の保障

指標	単位	現状値	目標値
こどもの権利に関する周知・啓発活動回数	回/年	3	12

基本目標2 こども・若者の成長を支える地域社会の構築

指標	単位	現状値	目標値
子育て支援員研修（地域保育コース）受講者数	人/年	2	3
病児保育サービス拠点数	拠点	0	1
子育て学習センター自由来館者数	人/年	38,516	40,000
児童館各種講座・教室実施件数	件/年	22	22
通学路の事故発生件数	件/年	3	0

基本目標3 健やかに生み育てられる環境づくり

指標	単位	現状値	目標値
産後ケア事業の利用率	%	3.4	割合の増加
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	%	83.7	90
婚活マスターによる相談、出会いの場の提供回数	回/年	158	200
仕事と家庭の両立支援制度の活用件数	件/年	6	10

基本目標4 配慮が必要なこども・若者や子育て家庭への支援

指標	単位	現状値	目標値
障がいに対する理解促進の啓発活動回数	回/年	9	10
家庭児童相談に関する窓口周知活動件数	件/年	11	20
家庭児童相談に関する専門職との連携回数	件/年	49	55
ひきこもり自立支援居場所利用者数	人/年	488	500
やさしい日本語等の多文化共生に関する職員研修等開催回数	回/年	1	1（以上）

基本目標5 教育環境の充実

指標	単位	現状値	目標値
I C T活用指導力に関する研修を受講した教員の割合	%	92.4	100
植野記念美術館でのワークショップ等開催回数	回/年	58	71
児童図書の貸出し総冊数	冊/年	170,212	180,000

(2) 成果指標

指標	現状値	目標値
おとなに自分の考えや意見を伝えられているこどもの割合	小6：37.1% 中3：31.0%	割合の増加
おとなは自分の考えや意見を聞いてくれると思うこどもの割合	小6：89.7% 中3：86.0%	割合の増加
自分は、今、幸せだと感じるこども・若者の割合	小5・中2：90.4% 16～39歳：83.7%	割合の増加
今の自分が好きだと思うこども・若者の割合	小5・中2：76.6% 16～39歳：63.6%	割合の増加
社会生活（学校生活）や日常生活を円滑に送れなかった（送れない）こども・若者の割合	小5・中2：46.6% 16～39歳：46.2%	割合の減少
自分の将来について明るい希望があると思うこども・若者の割合	小5・中2：86.4% 16～39歳：68.0%	割合の増加
市の子育て環境や支援に満足している保護者の割合	就学前：23.9% 小学生：13.5%	割合の増加
仕事や自分のやりたいことができないと感じる保護者の割合	就学前：32.3% 小学生：23.4%	割合の減少
こどもの病気や発育・発達に対する悩みや不安を感じる保護者の割合	就学前：39.9% 小学生：33.2%	割合の減少
こどもの権利について知っている市民の割合	31.9%	割合の増加

資料編

1. 丹波市子ども・子育て会議設置条例

平成 25 年 9 月 30 日
条例第 41 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定により、丹波市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に規定する事務を処理する。

(組織)

第 3 条 子育て会議は、委員 20 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (4) 公募による市民
- (5) 教育・保育施設関係者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員の再任は、妨げないものとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総括し、子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 子育て会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置く。

4 部会長は、部会に属する委員の互選によって定める。

5 部会長の職務及び部会の会議については、第 5 条第 3 項及び前条の規定を準用する。

(関係者の出席等)

第 8 条 会長又は部会長は、子育て会議又は部会において必要があると認めるときは、関係者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 9 条 子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第10条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期については、平成27年3月31日までとする。

(招集の特例)

3 第6条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に開かれる会議は、市長が招集する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成16年丹波市条例第41号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附則(令和元年12月24日条例第21号)

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

附則(令和5年6月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

2. 丹波市子ども・子育て会議 委員名簿

(任期：令和5年12月12日～令和7年3月31日)

区分 (条例第3条)		氏名	所属
1号委員	子どもの保護者	石田 真明 ※R5年度	丹波市PTA連合会
		徳田 晋也 ※R6年度	
		岸上 萌 ※R5年度	認定こども園さちよ保護者会
		高藤 祐美 ※R6年度	
2号委員	子ども・子育て 支援事業に従事 する者	足立 映美	NPO法人 Tプラス・ファミリーサポート
		小田 敏治	児童養護施設 睦の家
		芦田 恒男 ※R5年度	社会福祉法人 丹波市社会福祉協議会
		藤本 裕二 ※R6年度	
3号委員	識見を有する者	石野 秀明	兵庫教育大学大学院
		加納 史章	湊川短期大学
4号委員	公募による市民	大槻 真也	
		中川 優一	
		八尾 由江	
5号委員	教育・保育 施設関係者	白井 真奈実 ※R5年度	丹波市保育協会
		谷口 千尋 ※R6年度	
		安田 千代	
		吉見 直人	丹波市認定こども園協議会
6号委員	市長が必要と 認める者	谷口 千尋 ※R5年度	丹波市小学校長会
		内田 順子 ※R6年度	
		大木 康次	丹波青少年本部
		細見 善弘	丹波市民生委員児童委員連合会
		白井 里佳	丹波市愛育会
		後藤 和敏	丹波市商工会
		砂川 雅城	柏原公共職業安定所

3. 計画策定の経緯

年	月日	実施内容
令和5年	12月12日	令和5年度第1回丹波市子ども・子育て会議 こども計画策定概要説明 他
令和6年	1月31日	令和5年度第2回丹波市子ども・子育て会議 各アンケート調査・団体ヒアリング協議 他
	2月20日～3月6日	関係団体アンケート調査
	3月1日～3月15日	子育て支援に関するニーズ調査 (就学前世帯、小学生世帯) こども・若者調査(16～39歳)
	3月18日～3月25日	関係団体ヒアリング
	7月3日	令和6年度第1回丹波市子ども・子育て会議 各アンケート調査結果報告 他
	7月9日～7月19日	こども・若者調査(小5・中2)
	8月28日	令和6年度第2回丹波市子ども・子育て会議 課題整理・計画骨子(案)協議 他
	10月15日～10月23日	こどもの参加する権利に関するアンケート調査 (小6・中3)
	11月15日	令和6年度第3回丹波市子ども・子育て会議 計画素案協議 他
	12月17日	令和6年度第4回丹波市子ども・子育て会議 計画素案協議 他
	12月23日～	パブリックコメントの実施(翌年1月22日まで)
令和7年	1月13日	たんば★こどもみらいトーク 計画(案)概要説明、意見交換
	2月20日	令和6年度第5回丹波市子ども・子育て会議 パブリックコメント結果報告、計画書最終案協議 他

4. 用語の解説

【アルファベット】

■ICT（アイシーティー）

Information and Communication Technology の略。情報や通信に関する技術の総称。

■SNS（エスエヌエス）

Social Networking Service の略。インターネット上の交流を通して社会的ネットワークを構築するサービス。

■WEB（ウェブ）

インターネット上で標準的に用いられている文書の公開・閲覧システム。文字や図表、画像、動画等を組み合わせた文書を配布することができる。現代では様々なサービスやアプリケーションの運用基盤としても広く用いられる。

【あ行】

■隘路（あいろ）

狭くて通行の困難な道。又は、物事を進める上で妨げや支障となるもの。

■アントレプレナーシップ教育

自ら社会課題を見つけ、解決に取り組んだり、他者と協働して解決策を探究したりすることができる知識・能力・態度を身につけたりするための教育のこと。

■インクルージョン

全ての人のニーズを包括し、一体的に支援を行う体制。

【か行】

■外国につながるのあるこども

国籍を問わず、文化的・言語的に多様な背景を持つこどもたちのこと。親は外国籍であるが日本国籍を有するこどもや、自身が外国籍であるが国籍の国よりも日本での生活が長いこどもなどを含む。

■核家族

世帯構造のひとつ。核家族世帯とは、夫婦のみの世帯、夫婦とその未婚の子のみの世帯、ひとり親とその未婚の子のみの世帯を指す。

■キャリア教育

一人ひとりの社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育て、発達段階に応じた様々な立場や役割の中で、自分らしい生き方を考えていく教育のこと。

■協働

同じ目的のために、それぞれの知識・特性などを持ち寄り、対等の立場で協力してともに働くこと。

■協働的な学び

探究的な学習や体験活動などにおいて、他者と協働して活動すること。同一学年・学級の児童生徒同士の学びあいだけでなく、異学年間の学びや他の学校の児童生徒との学びあい、地域の方々や多様な専門家との協働なども含む。

■コーディネーター

目的を実現するため、様々な人材や物事を調整する役割を担う人のこと。

■こども基本法

全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、こどもに関する取組を社会全体で推進していくための基本法として、令和5年4月に施行された法律。

■こども司書

図書館や学校・地域において、読み聞かせや本の紹介などを行う読書活動のリーダー。丹波市ではこども司書の養成を目的として、小学4年生～6年生を対象に講座を開講している。

■こどもの最善の利益

児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）にある全ての権利が守られること。また、こども自身に関することが決められ、行われる際は、そのこどもにとって最もよいことは何かを第一に考えること。

■個別最適な学び

目標達成に向けて、個々の児童生徒に応じて異なる方法などで学習をすすめることや個々の児童生徒の興味・関心などに応じて、学習を深め、広げる学び。

■コーホート変化率法

1歳以上は、特殊な人口変動がないと仮定し、その「変化率（過去5年の平均値）」を求め、それを乗ずることによって将来人口を求める。また、0歳は、出産該当年齢の女性とその年に生まれたこどもの割合（女性こども比）を求め、それを乗ずることによって将来の出生人口を求める。過去や将来に特殊な人口変動要因がない場合の比較的近い将来の人口推計等に使用する。

【さ行】

■自己肯定感

ありのままの自分を肯定的、好意的に受け入れる感覚のこと。

■自己実現

自分らしい生き方をすること。ありのままの自分で、自分の力を発揮できている状態のこと。

■自己有用感

自分が誰かの役に立っている、貢献しているなど、そのことによって、自らに存在価値を感じる。

■児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）

平成元年11月に第44回国連総会において採択され、我が国は、平成2年9月にこの条約に署名し、平成6年4月に批准した。生きる権利、成長する権利、暴力から守られる権利、教育を受ける権利、遊ぶ権利、参加する権利等、世界のどこで生まれても子どもたちがもっている様々な権利が定められた。この条約が採択されてから、世界中で多くの子どもたちの状況の改善につながってきた。

■情報リテラシー

世の中に溢れる様々な情報を適切に評価・解釈して活用できる能力のこと。

■スクールカウンセラー

いじめや不登校等の対策として、こども、保護者、教師の相談にのるために、学校に配置されている臨床心理士等の専門家のこと。

■スクールソーシャルワーカー

福祉の専門性を持ち、こどもの最善の利益を保障するために、学校等において日常生活での課題を解決するための支援を行う専門職のこと。

【た行】**■体力アップサポーター**

児童生徒が運動する喜びや楽しさを実感する機会の充実や体育・運動能力の向上を図るために、学校に派遣される地域のスポーツ指導者や専門家。

■確かな学力

知識や技能はもちろんのこと、これに加えて、学ぶ意欲や自分で課題を見つけ、自ら学び、主体的に判断し、行動し、よりよく問題解決する資質や能力などまで含めたもの。

【な行】**■ニーズ**

必要。要求。需要。

■日本語指導が必要な外国人児童生徒

日本語以外の言語を家庭内で使用しているなどの事情により、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語能力が不足し、学習活動への取組に支障が生じている児童生徒」のこと。

【は行】

■ピアサポーター

同じような立場、境遇、経験等を共にする人による支援。

■フィルタリング

インターネットでの閲覧について、一定の基準で評価・判別し、有害な閲覧先を排除する機能のこと。

■プッシュ型

行政が能動的に情報やサービスを住民に提供すること。

■フリースクール

不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等の活動を行っている民間施設。

【や行】

■やさしい日本語

難しい言葉を言い換えるなど、相手に配慮した分かりやすい日本語のこと。外国人だけでなく、高齢者やこども、障がいのある人など、多くの人にわかりやすく伝えようとする表現。

■ヤングケアラー

家族の介護・看病・世話などについて、おとなと同程度の負担で、長期間、日常的に行っているこどものこと。

■U・Iターン

大都市圏の居住者が地方に移住する動きのこと。Uターンは地方で生まれ育ったものが大都市へ移住し、その後生まれ育った地方に戻ることであり、Iターンは大都市で生まれ育った者が地方へ移住することを指す。

■ユニバーサルデザイン

あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種などにかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。

【ら行】

■ライフステージ

人の一生における加齢に伴う変化を、いくつかの段階に区切って考える場合のそれぞれの段階のことで、成長段階（幼年期、児童期、青年期、壮年期、老年期）や節目となる出来事（出生、入学、卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職、他）等によって区分される。

■リカレント教育

学校教育からいったん離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

■リスクリング

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適應するために、必要なスキルを獲得すること。

【わ行】

■ワーク・ライフ・バランス

やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。仕事と生活の調和。この実現のため、フレックスタイム、育児・介護のための時短・休暇、在宅勤務、テレワーク等が導入されている。

丹波市こども計画

発 行：丹波市

編 集：丹波市健康福祉部 子育て支援課

住 所：〒669-3692 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地

T E L：0795-82-1001（代表）

発行年月：令和7年3月

